

Ⅲ 児童福祉

■ 1 児童福祉の概要

児童福祉については、出生率が低下し、人口の高齢化が急速に進みつつある現在、次代の社会を担う児童の健全な育成は極めて重要な課題である。

国や地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う（児童福祉法第2条）と規定されており、児童の福祉を保障するための法令も多岐にわたり、それぞれの分野において事業が展開されている。

児童福祉行政は、子ども・子育て支援部の子育て支援課、子育て政策課、子ども施設課、指導検査課、子育て支援総合センター及び福祉保健部の生活福祉課、障害者福祉課等で行っている。

子育て支援課

計画策定及び推進（子ども・子育て支援総合計画、公設保育所整備計画）、公設保育所における民間活力導入の推進、子ども・子育て会議の運営、こどもまんなかすみだ推進事業（こどもわくわくフェスティバル、子どもの体験機会の確保、子どもの意見聴取の仕組みづくり等）、病児保育事業、子育て支援活動助成事業、子育て支援情報発信事業、赤ちゃん休けいスポット推進事業、保育コンシェルジュによる保育サービス相談事業、児童手当、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、子ども医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度

子育て政策課

私立保育所の整備等による待機児童対策、児童館の運営・管理（施設整備計画、指定管理者制度等）、公立学童クラブの開設・運営・管理・利用調整事務・育成料徴収事務、私立学童クラブへの助成等

子ども施設課

認可保育所及び認定こども園の運営・管理・入所事務、認可保育施設の利用調整事務、保育料の決定・徴収、休日・年末保育、認証保育所事務、小規模保育事業所事務、家庭的保育事業（保育ママ）事務、居宅訪問型保育事業（医療的ケア）事務、乳幼児子育て相談、公立幼稚園の申込受付事務、私立幼稚園の各種認可・指導・監督、保護者補助金事務等、こども誰でも通園制度

指導検査課

指導検査、指導検査補助巡回、不適切保育の未然防止に係る包括的支援業務、午睡体制強化に係る補助事業、子どもの人権意識啓発事業、再発防止検討委員会の運営

子育て支援総合センター

子育てに関する総合相談、一時保育、緊急一時保育、児童養育家庭ホームヘルプサービス、子どもショートステイ、訪問型保育支援事業、いっしょに保育、ファミリー・サポート・センター、子育て支援ボランティアの育成、要保護児童対策地域協議会の運営、児童虐待対応・予防的支援、養育支援訪問事業、要支援家庭を対象としたショートステイ、子育てひろば（両国・文花）、交流室事業、多胎児家庭支援事業、家事・育児サポーター事業、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）、児童相談体制整備、こども家庭センター、養育家庭の普及・啓発

生活福祉課

入院助産、母子生活支援施設への入所事務

障害者福祉課

福祉手当、障害者総合支援法による障害福祉サービス等、障害児通所支援、中等度難聴児補聴器購入費助成、重症心身障害児（者）等介護者支援事業

■ 2 保育所（子ども施設課）

保育所（幼保連携型認定こども園を含む）は、両親が働いている場合や病気や家庭の事情により日中家庭で保育する事が困難な場合、両親にかわって児童を保育する施設である。

令和7年4月1日現在、区立25園で認可定員2,624名、私立60園で定員4,780名、計85園、定員7,404名となっている。

また、いろいろな障害を持った児童の入所には保育士を増員配置したり、私立の保育園に対しては運営費の加算をしたりしている。その対象となった児童は、令和7年5月現在349名おり、障害の内容も多様化しているため、医療機関・保健所・療育機関等と連携をとり保育している。

母親の就労状況の変化に対応して、昭和59年10月15日から延長保育を実施している。令和7年4月1日現在、公立16園、私立60園で実施している。

年度別・月別保育所等入所申込件数

年度	月別												計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
4	72	79	80	91	111	123	131	804	1,140	50	138	68	2,887
5	114	101	129	138	163	135	154	1,031	889	28	111	50	3,043
6	121	126	124	129	135	118	158	827	1,119	17	112	30	3,016

(子ども施設課入園係)

公立保育園 一 覧

(令和7年4月1日現在)

施設名	所在地	電話	認可定員数						構造	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	開設 年月日
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	合計				
1 江東橋保育園	緑4-35-9	3631-2411	12	22	23	23	60	140	鉄筋コンクリート造り8階建てのうち1・2階	1,408.78	1,063.27	S36.4.1
1-2 江東橋保育園(分園)	亀沢3-12-5	3623-0152	-	9	9	-	-	18	鉄筋コンクリート造り9階建てのうち1階	129.41	129.41	H21.4.1
2 横川橋保育園	太平1-27-13	3622-3323	11	15	18	20	52	116	鉄筋コンクリート造り2階建て	1,294.97	819.79	S36.4.1
3 中川保育園	東墨田2-1-15	3612-2968	9	15	18	20	50	112	〃	1,914.00	963.77	S38.12.1
4 花園保育園	東向島3-16-2	3614-5430	-	20	24	25	50	119	鉄骨造り2階建て	910.71	973.75	S41.4.1
5 押上保育園	押上2-10-17	3623-6030	9	14	18	20	40	101	鉄筋コンクリート造り5階建てのうち1・2階	1,034.48	896.96	S41.5.1
6 福神橋保育園	文花1-30-21-101	3611-7721	-	7	10	16	40	73	鉄筋コンクリート造り5階建てのうち1階	960.61	323.82	S42.5.1
7 文花保育園	文花1-24-5	3611-6068	-	15	18	20	54	107	鉄筋コンクリート造り一部5階建てのうち1・2階	826.48	860.09	S43.4.1
8 たちばな保育園	立花3-21-16	3617-7950	9	10	16	16	40	91	〃	928.52	866.10	S44.7.15
9 すみだ保育園	墨田4-22-4-101	3619-5844	-	10	12	20	45	87	鉄筋コンクリート造り5階建てのうち1階	641.00	416.99	S45.5.1
10 八広保育園	八広3-7-5	3617-2323	12	16	20	24	48	120	鉄骨造り3階建て	905.14	1,059.08	S46.7.1
11 東駒形保育園	東駒形1-6-8(本園舎) 東駒形4-22-6(仮園舎)	3625-8672	-	8	12	15	32	67	(本園舎)鉄筋コンクリート造り4階建てのうち1階 (仮園舎)鉄骨造り2階建て	729.67 (本園舎)	353.39 (本園舎)	S48.12.1
12 亀沢保育園	亀沢1-27-5	3624-7781	12	18	20	22	44	116	鉄筋コンクリート造り5階建てのうち1・2・3階	732.96	1,187.17	S49.5.1
13 東あずま保育園	立花1-27-6-101(本園舎) 立花2-32-12(仮園舎)	3613-2868	9	15	18	20	56	118	(本園舎)鉄筋コンクリート造り14階建てのうち1階 (仮園舎)鉄骨造り2階建て	2,190.00 (本園舎)	796.97 (本園舎)	S51.5.1
14 おむらい保育園	文花1-32-1-103	3613-5391	11	15	18	20	52	116	鉄筋コンクリート造り12階建てのうち1階	1,843.80	786.20	S51.10.1
15 太平保育園	太平1-13-10	3626-0776	-	10	18	19	42	89	鉄筋造り2階建て	1,026.96	642.14	S52.4.1
16 きんし保育園	江東橋4-30-2-301	3635-1001	-	15	18	25	51	109	鉄筋コンクリート造り12階建てのうち3階	1,479.65	821.55	S52.9.1
17 鐘ヶ淵北保育園	堤通2-8-15-109	3619-8531	12	15	18	20	52	117	鉄筋コンクリート造り13階建てのうち1・2階	1,489.41	1,190.74	S53.5.1
18 梅若保育園	墨田2-38-13	3611-6571	9	15	18	20	52	114	鉄筋コンクリート造り3階建てのうち1・2階	1,594.94	916.68	S54.5.1
19 立川保育園	立川1-5-2	3633-6960	-	12	17	20	42	91	〃	1,145.23	664.45	S54.5.1
20 中川南保育園	立花6-8-2-106	3616-4141	9	15	18	20	52	114	鉄筋コンクリート造り14階建てのうち1階	2,157.16	806.50	S54.10.1
21 長浦保育園	八広5-10-1-105	3616-7227	12	15	20	20	52	119	〃	1,594.29	741.98	S55.9.1
22 寺島保育園	東向島1-23-10	3614-0311	-	14	20	20	40	94	鉄骨鉄筋コンクリート造り2階建て	827.59	693.62	S56.5.1
23 水神保育園	堤通2-6-9-103	3616-1970	-	14	16	20	40	90	鉄筋コンクリート造り13階建てのうち1階	1,568.46	648.82	S57.5.1
24 しらひげ保育園	堤通2-5-5-101	3611-1580	9	15	17	20	44	105	〃	1,152.61	765.59	S58.4.1
25 横川さくら保育園	横川5-9-1	5608-4525	15	18	18	-	-	51	鉄筋コンクリート造り18階建てのうち1階	675.01	675.01	H7.4.1
25-2 横川さくら保育園(分園)	立花1-23-5-206	3612-5525	-	15	15	-	-	30	鉄筋コンクリート造り2階建てのうち2階	191.25	191.25	H22.4.1
公立計			160	382	467	485	1,130	2,624				

※ 横川さくら保育園は平成19年度、押上保育園・きんし保育園は平成21年度、横川さくら保育園(分園)は平成22年度、亀沢保育園は平成30年度から、長浦保育園は令和元年度、水神保育園は令和2年度、すみだ保育園は令和3年度から指定管理者に運営委託

※ 東駒形保育園は令和7年4月1日時点で本園舎で保育を実施(令和7年9月に仮園舎に移転予定)。

※ 東あずま保育園は令和7年4月1日時点で仮園舎で保育を実施(令和8年3月に本園舎に移転予定)。

(子ども施設課保育運営支援係)

私立保育園等一覧

施設名	所在地	電話	認可定員数							建物面積 (㎡)	開設 年月日
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
1 墨田みどり保育園	亀沢3-7-11	3624-4508	3	18	18	20	20	20	99	874.90	S29.11.1
1-2 墨田みどり保育園分園	亀沢3-6-1	6240-4917	3	18	18	20	20	20	99	1,430.14	H30.6.1
2 ほがらか保育園	墨田4-30-14	3611-7685	4	10	14	14	14	14	70	470.82	S31.6.1
3 光の園保育学校	東駒形4-6-2	3622-8867		24	24	28	28	28	132	587.76	S24.5.1
3-2 光の園保育学校両国駅前分園	両国4-37-6	5638-5881	12						12	118.80	H13.1.1
4 厚生館保育園	立花5-21-3	3613-1931	9	17	17	19	19	19	100	657.88	S30.12.1
5 幼保連携型認定こども園共愛館保育園	押上3-53-6	3617-4460	12	22	24	24	24	24	130	1,206.62	S31.12.26
6 菊川保育園	江東橋5-3-3	3633-1888	9	18	21	24	24	24	120	1,501.76	S26.1.20
7 興望館こども園	京島1-11-6	3611-1880	18	21	24	24	25	28	140	1,690.25	S23.7.1
8 東京愛育苑さゆり保育園	東向島6-7-8	3611-1912	8	12	15	15	15	15	80	455.41	S41.9.1
9 木ノ下保育園	墨田4-60-13	3612-5458	3	5	10	14	14	14	60	225.30	S45.2.1
10 杉の子学園保育所	東向島2-13-6	3619-4153	6	20	21	21	21	21	110	984.38	S45.3.10
11 ナースリー 保育園	東向島6-15-5	3613-3470	10		10	10	10	11	51	352.07	S51.4.1
11-2 ナースリー 保育園分園	東向島6-16-10				10					10	42.82
12 育正保育園	東駒形1-3-15	5819-3170	9	15	16	16	17	17	90	434.29	H19.1.1
13 こひつじ保育園	緑2-23-3	5600-1211	6	13	18	21	21	21	100	1,074.01	H19.4.1
14 わらべみどり保育園	緑3-12-2	5638-1551	9	15	17	17	20	20	98	998.42	H22.4.1
15 本所たから保育園	東駒形4-4-7	5610-3737		9	12	18	18	18	75	522.38	H23.4.1
16 すみだ中和こころ保育園	菊川1-18-5	6666-9449	6	10	11	11	11	11	60	331.05	H24.4.1
17 両国・なかよし保育園	両国1-10-7	5638-5835	9	15	18	19	19	19	99	957.87	H25.10.1
18 小梅保育園	向島3-42-1	3829-3663	6	6	9	13	13	13	60	392.37	H27.4.1
19 すみだ川のほとりに笑顔咲くほいくえん	立川2-12-16	8666-9446	6	11	12	12	12	12	65	448.53	H27.4.1
20 まなびの森保育園錦糸町	太平2-4-4	5610-0720	6	12	12	13	13	13	69	351.81	H27.4.1
21 グローバルキッズ押上園	押上2-19-20	5608-3334	9	18	18	20	20	20	105	704.77	H27.4.1
22 両国すきっぷ保育園	両国4-25-9	5625-2200	9	10	10	10	10	11	60	365.35	H27.4.1
23 のびのび保育園	キッズ千歳3-8-13 ジュニア1千歳2-9-8	園:3634-0086	8	8	8	9	9	9	51	157.13 138.08	H27.4.1
24 すこやか錦糸保育園	錦糸3-7-1	3623-3740	12	12	12	12	12	12	72	452.01	H27.4.1
25 AJAI NURSERY 錦糸町	亀沢4-5-4	6284-1609	6	6	7	7	7	7	40	198.51	H27.10.1
26 ういず東駒形保育園	東駒形2-9-9	6240-4053	6	8	10	12	12	12	60	368.00	H27.12.1
27 ベネッセ 菊川北保育園	立川4-10-9	5625-3516	6	11	11	11	11	11	61	400.89	H28.4.1
28 小学館アカデミーひきふね駅前保育園	京島1-1-1-314	3610-8178	9	10	10	10	10	10	59	439.00	H28.4.1
29 チェリッシュあおぞら保育園	緑4-38-1	5638-3177	6	12	12	12	12	12	66	397.30	H28.11.1
30 アスク両国保育園	石原2-7-3	5608-4382	6	12	12	12	12	12	66	508.72	H28.11.1
31 向島ひまわり保育園	向島3-22-8	5610-3981	6	10	13	16	16	16	77	526.08	H29.4.1
32 オウトピア保育園	緑2-5-12	6659-6233	6	8	8	8	8	8	46	383.99	H29.9.1
33 そらまめ保育園すみだ横川	横川1-1-10	5637-8709	6	18	18	20	30	30	122	996.28	H29.10.1
34 ひらがなのツリーほいくえん	業平3-9-2	6658-4417	6	10	11	11	11	11	60	440.98	H30.4.1
35 キッズガーデン墨田八広	八広2-54-9	6657-5451	12	15	15	20	20	20	102	648.35	H30.4.1
36 ミアヘルサ保育園ひびき曳舟	東向島2-42-5	6657-4691	6	8	10	12	12	12	60	423.45	H30.4.1
37 石原こわ保育園	石原3-5-7	6658-5853	6	10	10	10	10	10	56	349.28	H30.4.1
38 まなびの森保育園曳舟	京島1-44-17	3618-8688	6	11	12	13	13	13	68	332.83	H30.4.1
39 わらべ向島保育園	向島3-19-5	5610-2311	6	6	6	17	18	18	71	488.40	H30.4.1
39-2 わらべ向島保育園分園	向島4-2-14	3625-1131	9	10	10				29	234.49	H26.7.1
40 うれしい保育園八広	八広4-33-9	5655-2321	9	13	15	15	15	15	82	444.12	H30.4.1
41 にじいろ保育園向島	向島5-13-18	6658-5851	6	9	10	15	15	15	70	530.98	H30.10.1
42 まなびの森保育園八広	八広6-27-6	6661-8630	6	11	12	13	13	13	68	451.38	H31.4.1
43 アスク緑保育園	緑1-5-9	5625-3021	6	9	10	11	12	12	60	507.95	H31.4.1
44 グローバルキッズ八広園	八広5-5-12	6657-0511	6	12	12	12	14	14	70	485.48	H31.4.1
45 たんぼぼ保育所八広園	八広5-20-5	5655-1031	6	10	12	15	15	15	73	694.66	H31.4.1
46 キッズガーデン業平	業平3-1-6	5637-8600	9	12	12	15	15	15	78	557.40	H31.4.1
47 キッズガーデン第二墨田八広	八広6-34-1	6661-8481	6	10	11	12	12	12	63	675.92	H31.4.1
48 さくらさくみらい東向島	東向島3-20-8	6661-8739	6	9	10	15	15	15	70	496.57	H31.4.1
49 AJAI NURSERY 石原	石原4-37-4	5637-7302	6	10	11	11	11	11	60	437.48	H31.4.1
50 キッズパートナー菊川	菊川3-19-2	6659-9463		12	12	12	12	12	60	319.32	
51 にじいろ保育園菊川	立川3-18-13	5669-0397	6	10	12	14	14	14	70	571.76	R2.4.1
52 グローバルキッズ曳舟保育園	京島3-62-5	6657-2818	6	12	12	12	14	14	70	520.03	R2.4.1
53 すこやか本所保育園	本所2-13-9	6456-1734	6	10	11	11	11	11	60	374.35	R2.4.1
54 タムスわんぱく保育園墨田	亀沢3-24-1	6658-5921	15	18	20	20	20	20	113	1,268.72	R2.8.1
55 クオリスキッズ菊川保育園	立川4-13-29	6659-9644		10	11	12	12	12	57	344.43	R4.4.1
56 クローバーこども園	八広1-16-22	6657-1622	11	19	20	20	20	20	110	1,123.67	R4.4.1
57 ベネッセ 菊川保育園	立川4-6-6	5638-6307		10	12	14	14	14	64	414.26	R5.4.1
58 あおやぎ保育園	東向島4-37-17	3614-6789	12	20	22	22	22	22	120	998.51	R6.4.1
59 チェリッシュ曳舟保育園	東向島2-36-3	6661-8400	6	12	12	14	14	14	72	412.64	R7.4.1
60 マミーズエンジェル墨田みなみ保育園	亀沢4-24-13	3621-8825		4	10	6	5	5	30	141.70	R7.4.1
私立計			428	756	833	906	926	931	4,780		

※幼保連携型認定こども園共愛館保育園については、幼保連携型認定こども園として運営しており、上記保育所部門とは別に幼稚園部門（定員：9人（3歳児～5歳児各3人））も受け入れをしている。

※興望館こども園については、幼保連携型認定こども園として運営しており、上記保育所部門とは別に幼稚園部門（定員：9人（3歳児～5歳児各3人））も受け入れをしている。

公・私区分	認可定員数						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立(25園)	160	382	467	485	1,130		2,624
私立(60園)	428	756	833	906	926	931	4,780
合計(85園)	588	1,138	1,300	1,391	2,987		7,404

令和7年度 保育需要現況

(令和7年4月1日現在)

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
合	対象人口 A	1,959	1,800	1,761	1,691	1,705	1,770	10,686
	入園希望者数 B	560	1,365	1,358	1,259	1,246	1,264	7,052
	希望率 C	28.59%	75.83%	77.12%	74.45%	73.08%	71.41%	65.99%
	在園児数 D	489	1,146	1,318	1,247	1,244	1,264	6,708
	入所率 E	24.96%	63.67%	74.84%	73.74%	72.96%	71.41%	62.77%
	希望可能率 F	87.32%	83.96%	97.05%	99.05%	99.84%	100.00%	95.12%
	保留数	71	219	40	12	2	0	344
	待機児童数	0	5	0	0	0	0	5
北	対象人口 A	1,005	920	840	739	753	821	5,078
	入園希望者数 B	291	663	732	716	725	698	3,825
	希望率 C	28.96%	72.07%	87.14%	96.89%	96.28%	85.02%	75.32%
	在園児数 D	261	587	720	708	723	698	3,697
	入所率 E	25.97%	63.80%	85.71%	95.81%	96.02%	85.02%	72.80%
	希望可能率 F	89.69%	88.54%	98.36%	98.88%	99.72%	100.00%	96.65%
	保留数	30	76	12	8	2	0	128
	待機児童数	0	0	0	0	0	0	0
南	対象人口 A	954	880	921	952	952	949	5,608
	入園希望者数 B	269	702	626	543	521	566	3,227
	希望率 C	28.20%	79.77%	67.97%	57.04%	54.73%	59.64%	57.54%
	在園児数 D	228	559	598	539	521	566	3,011
	入所率 E	23.90%	63.52%	64.93%	56.62%	54.73%	59.64%	53.69%
	希望可能率 F	84.76%	79.63%	95.53%	99.26%	100.00%	100.00%	93.31%
	保留数	41	143	28	4	0	0	216
	待機児童数	0	5	0	0	0	0	5

希望率 $C=B/A$

入所率 $E=D/A$

希望可能率 $F=D/B$

※入園希望者数B=在園児数+保留数(4月1日現在)

保留数=B-D

※認可保育施設(保育所、認定こども園、小規模保育所、家庭的保育者、居宅訪問型保育)の現況

障害児保育の推移

各年 5 月 現在		5	6	7
児 童 数 (人) () 重度障害児再掲	区 立	149(6)	159(8)	171(6)
	私 立	169(0)	164(0)	204(4)
	計	318(6)	293(6)	349(10)

(子ども施設課保育運営支援係)

保育所入所児童の状況 (保育所)

(令和7年4月1日現在)

		入 所 児 童 数 (人)										
		計 (1)	公 立 別		母 親 の 状 況 (入 所 理 由)							
			公 立 (2)	私 立 (3)	居 宅 外 労 働			居 宅 内 労 働		出 産・ 疾 病・ 身 障・ 看 護 (9)	其 他 (10)	
					外 勤		其 他 (6)	自 営 (7)	内 職 (8)			
常 勤 (4)	常 勤 除 く (5)											
年 別	0 歳 児	450	117	333	382	41	0	0	0	7	20	
	1 歳 児	1,049	357	692	919	75	0	0	0	16	39	
	2 歳 児	1,211	448	763	1,048	106	0	0	0	10	47	
	3 歳 児	1,197	435	762	964	144	0	0	0	28	61	
	4 歳 児	1,190	439	751	957	162	0	0	0	17	54	
	5 歳 児	1,211	435	776	991	150	0	0	0	16	54	
	計	6,308	2,231	4,077	5,261	678	0	0	0	94	275	

(子ども施設課入園係)

(注) 受託は含み、委託は除く。

保育所入所児童の状況（幼保連携型認定こども園）

（令和7年4月1日現在）

		入 所 児 童 数 (人)										
		計 (1)	公私立別		母 親 の 状 況 (入 所 理 由)							
			公 立 (2)	私 立 (3)	居 宅 外 労 働			居 宅 内 労 働		出 産 ・ 疾 病 ・ 身 障 ・ 看 護 (9)	そ の 他 (10)	
					外 勤		そ の 他 (6)	自 営 (7)	内 職 (8)			
常 勤 (4)	常 勤 除 く (5)											
年 別	0 歳 児	27	0	27	21	4	0	0	0	0	2	
	1 歳 児	43	0	43	38	2	0	0	0	2	1	
	2 歳 児	49	0	49	42	3	0	0	0	0	4	
	3 歳 児	48	0	48	47	0	0	0	0	0	1	
	4 歳 児	49	0	49	46	2	0	0	0	1	0	
	5 歳 児	49	0	49	44	4	0	0	0	0	1	
	計	265	0	265	238	15	0	0	0	3	9	

（子ども施設課入園係）

（注）受託は含み、委託は除く。

保育所階層別入所児童数

(令和7年6月1日現在)

階層	区立	私立	計
A	23	20	43
B	126	170	296
C	23	49	72
D 1	8	12	20
D 2	11	12	23
D 3	10	35	45
D 4	38	67	105
D 5	56	54	110
D 6	104	128	232
D 7	119	203	322
D 8	97	150	247
D 9	122	173	295
D 1 0	106	181	287
D 1 1	105	182	287
D 1 2	99	177	276
D 1 3	104	172	276
D 1 4	100	175	275
D 1 5	106	168	274
D 1 6	108	160	268
D 1 7	93	163	256
D 1 8	67	162	229
D 1 9	60	141	201
D 2 0	121	423	544
D 2 1	99	311	410
D 2 2	86	217	303
D 2 3	279	835	1,114
計	2,270	4,540	6,810

保育所年齢別児童数(委託を含む)

(令和7年6月1日現在)

	区立	私立	計
0歳	131	410	541
1歳	369	804	1,173
2歳	455	876	1,331
3歳	435	817	1,252
4歳以上	880	1,633	2,513
計	2,270	4,540	6,810
委託 (再掲)	7	27	34
受託	8	19	27

保育料状況(保護者負担金)

(令和6年度)

収入予定額	収入額	率
740,054,340	736,303,090	99.5%

(注) 各数値には、認定こども園(幼保連携型認定こども園共愛館保育園、興望館こども園、あづま幼稚園)を含む。

(子ども施設課入園係)

保育料（利用者負担額）徴収基準額表

<令和7年度>

(単位 円)

階 層	区民税等の条件 ※区市町村民税を計算する とき、住宅借入金等特別税額 控除、寄付金税額控除、外国 税額控除、配当控除等の規定 は、適用されません。	保育料（月額）				公立保育園、公設民営保育園の延長保育料（月額）						
		0～2 歳児				3～5 歳児	0～2	3	4.5	0～2	3	4.5
		第1子		第2子 以上	歳児		歳児	歳児	歳児	歳児	歳児	
		標準 時間	短 時間		第1子・第2子			第1子・第2子				
					1日1時間の場合の月額保育料			短時間保育の前後の30分単位				
A	生活保護世帯等、里親世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税（ひとり親世帯）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区民税非課税（その他の世帯）	0	0	0	0	200	200	200	100	100	100	100
C	区民税均等割のみ	3,700	3,100	0	0							
D1	区民税所得割 5,000円未満	4,000	3,400	0	0	1,000	1,000	1,000	400	400	400	400
D2	5,000～10,000円未満	4,800	4,000	0	0							
D3	10,000～23,200円未満	9,400	7,900	0	0							
D4	23,200～36,400円未満	11,400	9,500	0	0	1,300	1,300	1,300	550	550	550	550
D5	36,400～48,600円未満	12,700	10,600	0	0							
D6	48,600～72,800円未満	19,900	16,600	0	0	2,000			850			
D7	72,800～97,000円未満	24,300	20,300	0	0	2,400	1,900	1,800	1,050	750	750	750
D8	97,000～115,000円未満	27,700	23,100	0	0	2,700			1,150			
D9	115,000～133,000円未満	30,200	25,200	0	0	3,000	2,000	2,000	1,250	850	850	850
D10	133,000～151,000円未満	32,500	27,100	0	0	3,200	2,300	2,200	1,350	950	900	900
D11	151,000～169,000円未満	34,900	29,100	0	0	3,400	2,400		1,450	1,000		
D12	169,000～185,500円未満	37,900	31,600	0	0	3,700	2,600		1,550	1,050		
D13	185,500～202,000円未満	40,000	33,400	0	0	4,000	2,700	2,400	1,650	1,100	1,000	1,000
D14	202,000～218,500円未満	41,800	34,900	0	0	4,100	2,800		1,700	1,150		
D15	218,500～235,000円未満	43,900	36,600	0	0	4,300	3,000		1,800	1,200		
D16	235,000～251,500円未満	46,600	38,900	0	0	4,600			1,900			
D17	251,500～268,000円未満	48,400	40,400	0	0	4,800	3,100	2,500	2,000	1,250	1,050	1,050
D18	268,000～284,500円未満	50,000	41,700	0	0	5,000			2,050			
D19	284,500～301,000円未満	51,800	43,200	0	0	5,100			2,150			
D20	301,000～349,000円未満	56,800	47,400	0	0	5,600			2,350			
D21	349,000～397,000円未満	63,400	52,900	0	0	6,300	3,200	2,600	2,600	1,300	1,100	1,100
D22	397,000～443,600円未満	69,200	57,700	0	0	6,900			2,850			
D23	443,600円以上	73,800	61,500	0	0	7,300			3,050			

- ◆ 保育料は、お子様のクラス年齢と世帯（原則、父と母）の区市町村民税の合計で階層を決定します。
- ◆ 4～8月分の保育料は令和6年度区市町村民税、9～3月分の保育料は令和7年度区市町村民税をもとに計算されます。
- ◆ 延長保育料については、就学前の範囲内で、最年長の子ともとその下の子は第1子・第2子の保育料が適用され、第3子以降の保育料は無償となります。
- ◆ 東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業拡充による第1子保育料無償化に伴い、令和7年9月からは、認可保育施設を利用する全てのお子様の通常保育料（利用者負担額）が無償となります。今後、都の当該事業が終了する場合があります。その場合、子どもの数え方を就学前の範囲内で算定することとなり、第2子の保育料は、第1子の半額、第3子以降の保育料は無償となります。

(子ども施設課入園係)

保育所徴収金（保育料）基準額表

（国基準）

（令和7年4月1日適用）

単位：円

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額の基準（月額）			
階層区分	定 義	3歳未満児		3歳以上児	
		標準時間 保育	短時間 保育	標準時間 保育	短時間 保育
第1階層	生活保護世帯等	0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000	9,000	6,000	6,000
第3階層	市町村民税課税世帯 所得割課税額 48,600円未満	19,500	19,300	16,500	16,300
第4階層	所得割課税額 97,000円未満	30,000	29,600	27,000	26,600
第5階層	所得割課税額 169,000円未満	44,500	43,900	41,500	40,900
第6階層	所得割課税額 301,000円未満	61,000	60,100	58,000	57,100
第7階層	所得割課税額 397,000円未満	80,000	78,800	77,000	75,800
第8階層	所得割課税額 397,000円以上	104,000	102,400	101,000	99,400

「ひとり親世帯」及び「障がい者がいる世帯」

（国基準）

（令和7年4月1日適用）

単位：円

階層区分	定 義	利用者負担額の基準（月額）			
		3歳未満児		3歳以上児	
		標準時間 保育	短時間 保育	標準時間 保育	短時間 保育
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3階層	市町村民税課税世帯 （所得割課税額 48,600円未満）	9,000	9,000	6,000	6,000
第4階層	第4階層の一部 （所得割課税額 77,101円未満）	9,000	9,000	6,000	6,000

墨田区公立保育園の内容

●保育内容

墨田区公立保育園は、生後6か月から就学前の乳幼児を保育する。現在0歳児保育は15園で実施し、そのうち生後57日からの産休明け保育は江東橋保育園、押上保育園、たちばな保育園、鐘ヶ淵北保育園、梅若保育園、長浦保育園、横川さくら保育園の7園で実施している。

保育時間は11時間とし、必要に応じ時間延長し、現在朝7時15分から夜7時15分まで保育している。なお、長時間延長保育として、押上保育園は夜10時15分まで、きんし保育園は夜9時15分まで、横川さくら保育園、亀沢保育園、長浦保育園、水神保育園は夜8時15分まで保育している。また、亀沢保育園で休日保育・一時保育を、横川さくら保育園、押上保育園で一時保育を実施している。

児童福祉法・保育所最低基準の保育内容と、厚生労働省から出されている保育所保育指針がある。

※ 保育所最低基準の保育内容は、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか健康診断も含まれる。

●保育の目標

(1) 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

ウ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

エ 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

オ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

カ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

(2) 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

●領域の区分

保育指針の領域区分を図示すると次のとおりである。

平成29年4月改正

発達過程区分	視点及び領域
乳児	養護 生命の保持・情緒の安定
1歳以上～3歳未満児	教育 健康
3歳以上児	人間関係 環境 言葉 表現

●行事

4月 進級式	9月 敬老の集い	その他 お楽しみ会
6月 プール開き	10月 運動会	遠足
7月 夏まつり	12月 発表会	誕生会
8月 プール閉め	3月 お別れ会・就学祝会	避難訓練

●保健

保健については、学校保健安全法に準じて行っている。

- 定期健康診断 年2回 (春・秋)
- 0歳児健診 月1回
- 産休明け児健診 月3回
- 身長、体重測定 月1回
- 定期歯科健康診断 年2回

■3 特別保育 (子ども施設課・子育て支援総合センター)

(1) 休日保育 (子ども施設課入園係)

保護者の就労により休日の保育が困難なとき、保護者にかわって保育する。

ア 対象者

墨田区に住所を有している、又は区内の認可保育施設に在園する生後6か月から小学校就学前までの集団保育可能な児童

イ 保育の場所

亀沢保育園 (定員:各日12名)、あおやぎ保育園 (定員:各日20名)

※あおやぎ保育園は、令和6年4月1日から公私連携型保育所 (民設民営園) になっている。

ウ 保育の期間・時間

日曜日及び祝祭日 (年末年始を除く)、午前7時15分から午後6時15分までの範囲内

エ 保育料

(平成16年6月1日適用)

階層区別		保護者負担分 (円)
A	生活保護世帯等、里親世帯、区民税非課税世帯	1人日額 0
B	区民税均等割のみ課税世帯	1,250
C	その他の世帯	2,500

※区内の認可保育施設に在園中の方は、1人日額0円 (平成27年度から)

オ 利用状況

年度	0歳(人)	1歳(人)	2歳(人)	3歳(人)	4歳(人)	5歳(人)	計(人)
4	142	143	186	224	121	215	1,031
5	69	274	220	236	218	167	1,184
6	72	126	253	224	239	215	1,129

(2) 年末保育 (子ども施設課保育運営支援係・子ども施設課保育給付担当)

保護者の就労により年末の保育が困難なとき、保護者にかわって保育する (定員:各日30名)

ア 対象者

墨田区に住所を有している、又は区内の保育園に在園する生後6か月から小学校就学前までの集団保育可能な児童

イ 保育の場所

区立横川橋保育園ほか

ウ 保育の期間・時間

年末、午前7時15分から午後6時15分までの範囲内

エ 保育料

(平成16年6月1日適用)

階層区別		保護者負担分 (円)
A	生活保護世帯・区民税非課税世帯	1人日額 0
B	区民税均等割のみ課税世帯	1,250
C	その他の世帯	2,500

オ 利用状況

年度	0歳(人)	1歳(人)	2歳(人)	3歳(人)	4歳(人)	5歳(人)	計(人)
4	11	16	14	20	18	21	100
5	10	24	10	13	12	17	86
6	2	4	8	8	5	6	33

カ その他

私立保育園でも実施している。

(3) 一時保育（子ども施設課・子育て支援総合センター）

保護者の冠婚葬祭等への出席、ボランティア活動等への参加、育児に伴う負担の軽減などで保育を必要とするとき、保護者にかわって保育する。平成21年4月から、実施園で申請を付けている。

ア 対象者及び保育の場所

◎区立横川さくら保育園（定員：各日4名）

墨田区に住所を有している生後6か月から2歳児クラスまでの集団保育可能な児童

◎区立押上保育園（定員：各日4名）

墨田区に住所を有している生後6か月から小学校就学前までの集団保育可能な児童

◎区立亀沢保育園（定員：各日3名）

墨田区に住所を有している生後6か月から小学校就学前までの集団保育可能な児童

イ 保育の期間・時間

月～土曜日（祝祭日、年末年始を除く）でそれぞれの保育園で月4回まで、午前7時15分から午後6時15分までの範囲内

ウ 保育料

（平成16年6月1日適用）

年齢・階層区別		5時間以内	5時間超
A	生活保護世帯等・区民税非課税世帯	1人日額 0円	1人日額 0円
B	区民税均等割のみ課税世帯	〃 1,000円	〃 1,500円
C	その他の世帯	〃 2,000円	〃 3,000円

エ 利用状況

年度	0歳(人)	1歳(人)	2歳(人)	3歳(人)	4歳(人)	5歳(人)	計(人)
4	1,408	895	645	53	50	111	3,162
5	1,436	1,242	551	104	33	42	3,408
6	1,040	670	404	64	30	18	2,226

オ その他

私立保育園のこひつじ保育園、わらべみどり保育園、両国・なかよし保育園、墨田みどり保育園分園、杉の子学園保育所、グローバルキッズ押上園、タムスわんぱく保育園墨田、クローバーこども園、あおやぎ保育園でも一時保育を実施している。（一時預かりについては83-85ページを参照）

(4) 緊急一時保育（子育て支援総合センター）

保護者の死亡、失踪、離別、出産、病気又は家族の看護・介護等により緊急に保育を必要とするとき、保護者にかわって保育する。

ア 対象者

墨田区に住所を有している生後6か月から小学校就学前までの健康な乳幼児

イ 保育の場所

◎緊急一時保育枠を設けた区立保育園11園、私立保育園2園

◎区内の定員に空きのある下記の保育園等

区立保育園

私立保育園及び幼保連携型認定こども園

認証保育所

小規模保育所

ウ 保育の期間・時間

- ・原則として1か月以内（日曜・祝日・年末年始は除く）
- ・区立及び私立保育園 午前7時15分から午後6時15分までの範囲内
認証保育所・小規模保育所 午前7時30分から午後6時30分までの範囲内

エ 保育料

(平成17年4月1日適用)

年 齢 ・ 階 層 区 別		保護者負担(円)	区負担分(円)
3 歳 未満児	A 生活保護世帯等・区民税非課税世帯	1人日額 0	1人日額 4,950
	B 区民税均等割のみ課税世帯	〃 640	〃 4,310
	C その他の世帯	〃 1,280	〃 3,670
3 歳 以上児	D 生活保護世帯等・区民税非課税世帯	〃 0	〃 3,050
	E 区民税均等割のみ課税世帯	〃 260	〃 2,790
	F その他の世帯	〃 520	〃 2,530

オ 利用状況

年 度	0歳(人)	1歳(人)	2歳(人)	3歳(人)	4歳(人)	5歳(人)	計(人)
4	11	16	15	6	1	0	49
5	24	35	21	1	7	1	89
6	28	38	20	4	0	3	93

■ 4 認証保育所（子ども施設課保育給付担当）

大都市特有の多様化する保育ニーズに対応するため、東京都独自の保育所制度である認証保育所制度を、平成13年10月から実施している。認証保育所は、13時間以上の開所を行っている。墨田区では、現在4か所の認証保育所が開所している。

また、平成18年4月から保護者の負担軽減を図るため、補助を実施しており、現在、月極契約で認証保育所を利用している児童の保護者に所得及び多子数に応じて1人月額1,000円～67,000円の補助を行っている。

認証保育所一覧

(令和7年4月1日現在)

施設名	所在地	電話	定員(人)	開設年月日
心夢保育園	太平3-19-1	3626-2001	30	H14. 2. 1
ピノキオ幼児舎鐘ヶ淵園	堤通2-8-2	3616-0611	23	H15. 4. 1
ポピンズナーサリースクールすみだ	太平4-1-2	5637-2137	30	H18. 5. 1
保育園夢未来錦糸町園	太平3-3-12	5637-8737	40	H22. 11. 1

■ 5 小規模保育事業所（子ども施設課保育給付担当）

小規模保育事業所は、平成27年4月1日施行の子ども・子育て支援新制度により開始され、既に墨田区独自の基準により認定していた施設型小規模保育所3園とグループ型家庭的保育事業の2園が移行し、現在8か所の小規模保育事業所が開所している。全園で、11時間以上の開所を行っている。

小規模保育事業所一覧

(令和7年4月1日現在)

施設名	所在地	電話	定員(人)	開設年月日
ぶれあ保育園・小村井	立花5-24-11	5631-3140	19	R7. 4. 1
ぶどうの木保育室	東駒形4-4-8	3626-4360	15	H24. 6. 16
八広ぶどうの木保育室	八広6-37-5	6657-1157	12	H25. 11. 1
ちゃのま保育園横川	横川4-9-8	6240-4332	18	H26. 10. 27
キャリア保育園 東向島	東向島5-36-10	3613-5115	12	H28. 4. 1

未来っ子保育園東向島園	東向島 5-18-1	3618-8270	19	H29. 4. 1
ちゃのま保育園両国	緑 1-20-12-101	6659-6505	12	R2. 4. 1
ル・アンジェ両国保育園	両国 1-17-6	5669-0595	19	R3. 4. 1

■ 6 私立幼稚園（子ども施設課保育給付担当）

私立幼稚園に関する各種認可、指導・監督については、本来都が行う仕事であるが、区民に密着した事務であることから、かなりの部分を区が処理している。墨田区では、現在 8 園の私立幼稚園が開園しており、制度上、新制度園（あづま幼稚園、言問幼稚園、向島文化幼稚園、両国幼稚園）と私学助成園（あさひ幼稚園、江東学園幼稚園、墨田幼稚園、本所白百合幼稚園）に分類されている。

国の幼児教育・保育無償化と都区独自の保護者負担軽減事業により、新制度園については教育標準時間部分の保育料が無償、私学助成園については年額 372,000 円が利用料補助（保育料のうち無償化分は園の代理受領）となった。また、無償化分とは別に、私学助成園に在籍する園児の保護者に対し、所得等に応じて保育料補助金を支給している。

入園料については、園児一人につき 70,000 円を上限に補助金を支給している。また、給食費等補助を令和 7 年度から園児一人につき月額 3,750 円支給している。

私立幼稚園等一覧

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

施設名	所在地	電話	認可定員（人）					開園年月日
			満 3 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計	
あさひ幼稚園	文花 1-1-10	3612-0876	20	60	65	65	210	S28. 9. 5
あづま幼稚園 （幼稚園型認定こども園）	文花 1-25-7	3612-4558	15	30	30	30	105	R7. 4. 1
江東学園幼稚園	横網 1-7-2	3625-0644	20	60	60	60	200	S28. 4. 20
言問幼稚園	向島 5-4-4	3622-7771	24	35	50	66	175	S24. 11. 1
墨田幼稚園 （※すみだこども園）	堤通 1-5-9	6657-5518	-	35	35	35	105	S24. 8. 31
本所白百合幼稚園	石原 4-37-2	3622-3376	-	58	58	59	175	S31. 1. 25
向島文化幼稚園	八広 6-24-6	3614-3415	20	35	60	60	175	S26. 1. 8
両国幼稚園 （※すみだこども園）	両国 2-8-10	3632-7959	15	45	65	65	190	S26. 8. 21

※すみだこども園とは、一定の基準以上の預かり保育事業を実施し、幼児教育環境の発展のために特色のある教育を行う私立幼稚園等を墨田区が認定する制度である。

■ 7 家庭的保育事業（保育ママ）（子ども施設課保育給付担当）

墨田区が認定していた家庭的保育事業が平成 27 年 4 月 1 日施行の子ども・子育て支援新制度により認可施設となる。家庭的保育事業は児童の保護者が就労等により保育が必要な児童を家庭的保育者の自宅等で保育する。原則として月曜日から土曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間の 8 時間とする。

家庭的保育事業者一覧（令和 7 年 4 月 1 日現在）

家庭的保育者数 5 人 利用乳幼児定員数 24 人

施設名	定員数
かあかん家保育室	4 人
加代ママ保育室	5 人
めだか保育室	5 人
はじめのいーぼ保育室	5 人
つつみ保育室	5 人

■ 8 居宅訪問型保育事業（医療的ケア）（子ども施設課保育給付担当）

保育の必要性があり、医療的ケアが必要な疾病、障がい等により集団保育が困難な児童を対象に、児童の居宅において保育者による 1 対 1 の保育を行う。令和 4 年 10 月開始。

令和 6 年度実績 2 名

■ 9 病児保育事業（子育て支援課子育て計画担当）

医療機関型病児保育

平成 28 年 2 月から東京都立墨東病院病児・病後児保育室で実施している。

令和 6 年度実績

病児・病後児保育室利用児童数 187 名

■ 10 子どもショートステイ（子育て支援総合センター）

保護者が疾病や冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に子どもを養育することが困難な場合、保護者にかわって養育する。

ア 対象者

墨田区に住所を有している原則として生後 57 日から中学校 3 年生までの児童

イ 養育の場所

区が委託する乳児院・児童養護施設、区内の協力家庭

ウ 利用期間

1 回につき 7 日間を限度

エ 利用料

（平成 20 年 4 月 1 日適用）

区分	利用料金	
生活保護世帯等・区民税非課税世帯	1 人 1 日 (24 時間)	0 円
区民税均等割のみ課税世帯	＃	2,500 円
その他の世帯	＃	5,000 円

オ 利用状況

年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	その他	計
4	1人	2人	4人	2人	9人	11人	5人	34人
5	10人	1人	17人	11人	2人	15人	30人	86人
6	3人	18人	7人	22人	5人	3人	42人	100人

■11 訪問型保育支援事業（子育て支援総合センター）

訪問型保育支援事業「すみだ子育て支援ネット「はぐ(Hug)」」は、民間事業者に委託し、区が養成・認定した子育てサポーターや病後児サポーターが保護者の自宅へ訪問し、保育等を行っている。

令和3年4月1日からは「多胎児家庭サポート」を開始した。また、家事・育児サポーター事業の開始に伴い、令和5年10月に事業の見直しを行った。

ア 事業内容

	在宅子育てママ 救急ショート サポート	病後児 (軽症病児) 保育 (※1)	緊急預かり	療育タイム サポート (※2)	エンジェル サポート (※3)	多胎児家庭 サポート (※3)
利用できる方	生後43日目から小学校就学前までのお子さんを自宅で子育てしている保護者が、体調不良や通院等により一時的に保育できないとき	生後43日目以降の保育園・幼稚園児、小学校3年生までのお子さんが、病気等の回復期で登園・登校できないとき	冠婚葬祭や急な出張等により、生後43日目から小学校6年生までのお子さんを早朝、夜間に保育できないとき	療育事業所に保護者が同行するため、生後43日目から小学校3年生までの兄弟等を保育できないとき	産後43日未満の保護者が、心身回復のためにお子さんを一時的に保育してほしいとき	生後43日目から3歳未満の多胎児がいる世帯
利用可能日・ 時間帯	月～土曜日（12/29～1/3、祝日を除く）					
	午前9時～ 午後6時	午前7時～ 午後7時	午前5時～ 午後11時	午前9時～ 午後6時	午前9時～ 午後6時	午前9時～ 午後6時
利用料金 (1時間)	500円	600円	800円（午前7時～午後7時） 1,100円（午前5時～午前7時、 午後7時～午後11時）	800円	600円	500円

※1 事前に医師が記入した診療情報提供書が必要

※2 令和5年10月から、家事・育児サポーター事業の開始に伴い「緊急預かり」に統合

※3 令和5年10月から、家事・育児サポーター事業に移行

※4 いずれも利用には登録が必要（登録料金：1世帯1,000円）

イ 利用状況

		4年度	5年度	6年度
登録件数		320件	335件	293件
在宅子育てママ 救急ショートサポート	利用件数	842件	818件	711件
	利用時間	2,708.0時間	2,849.0時間	2,217.0時間
病後児（軽症病児） 保育	利用件数	527件	726件	700件
	利用時間	3,378.0時間	4,818.0時間	4,566.5時間
緊急預かり	利用件数	376件	413件	446件
	利用時間	871.0時間	1,114.5時間	988.0時間
療育タイムサポート （※1）	利用件数	138件	86件	
	利用時間	332.0時間	208.0時間	
エンジェルサポート （※2）	利用件数	70件	23件	
	利用時間	204.5時間	69.0時間	
多胎児家庭サポート （※2）	利用件数	37件	50件	
	利用時間	91.5時間	116.0時間	

※1 令和5年10月から、家事・育児サポーター事業の開始に伴い「緊急預かり」に統合

※2 令和5年10月から、家事・育児サポーター事業に移行

■12 多胎児家庭支援事業（子育て支援総合センター）

多胎児を養育する家庭が抱える、同時に二人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う身体的・精神的負担や、外出の不自由等の多胎児家庭特有の困難に対して支援を行い、多胎児家庭が安心して子育てをする環境を整備する。

ア 移動経費補助

0歳から2歳までの多胎児を養育する家庭に対し、乳幼児健診や予防接種など母子保健事業及び多胎児家庭を対象とした交流会等を利用するために必要なタクシー料金（こども商品券24,000円）を助成する。（令和3年10月開始）

	申請件数（交付件数）
5年度	55件
6年度	56件

イ 多胎児ピアサポート事業

◎令和5年度2回実施

・第1回 8月21日（月）

多胎児家庭のつどい すみだ「ママが楽になる双子の寝かせ方教えます」

8家庭10人参加（子ども8人保育）

・第2回 11月29日（水）

多胎児家庭のつどい すみだ「みんなで話そう。子育ての大変さと楽しさ。」

6家庭7人参加（子ども6人保育）

◎令和6年度2回実施

・第1回 8月29日(木)

多胎児家庭のつどい すみだ「みんなで話そう。子育ての大変さと楽しさ。」

5家庭8人参加(子ども10人保育)

・第2回 3月19日(水)

多胎児家庭のつどい すみだ「ふたご・みつごの育児について、みんなで語り合いませんか!」

4家庭5人参加(子ども4人保育)

■13 いっしょに保育（子育て支援総合センター）

子育てについて気になることや困っていることがある保護者のお宅を保育士が訪問し、子どもと関わり、様子を見ながら子育ての相談を行う。

ア 対象者

墨田区に住所を有している生後 43 日から就学前までの児童の保護者

イ 利用日時

平日（月曜日から金曜日まで）の午前 10 時から午後 4 時までの間の 1 時間

ウ 利用料金

無料

エ 利用状況

（単位：件）

年度	4 年度	5 年度	6 年度
利用件数	58	90	72

■14 ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援総合センター・墨田区社会福祉協議会事業委託）

仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を行い、児童の福祉向上を図るため、会員制の組織を設置して保育園、幼稚園の送迎等の一時的な保育援助を会員相互の援助活動の中で行う。

ア 会員数

（単位：人）

会員種別	R5. 3. 31 現在	R6. 3. 31 現在	R7. 3. 31 現在
ファミリー会員	930	968	853
サポート会員	184	172	189
両方会員	6	7	3

イ 活動内容内訳・回数

活動内容等の詳細については、160 ページを参照。

■15 子育てひろば（子育て支援総合センター、事業運営は指定管理者に委託）

安心して子どもを産み育てられる環境をつくり、子育てを支援するため、子育て相談に関する関係機関との連携を図りながら、相談事業を中心とした施設である「子育てひろば」を開設している。

（1）事業

ア 子育て相談

乳幼児の子育てに関する悩みや不安に、常駐相談員が、福祉、保健、教育等関係機関との連携を図りながら、面接、電話、Eメール等により相談に応じている。

イ ひろば

親子で遊びながら、親同士、子ども同士の交流や情報交換ができる場所

ウ 子育て講座

子育てに関する講座や講演会を開催している。

エ 子育て支援ネットワーク

相談業務の中で、児童虐待など子どもを取り巻く様々な問題に対処するため、墨田区子育て支援総合センターや健康推進課等関係機関と連絡調整を図りながら、子育て支援ネットワークを構築している。

（2）利用案内及び利用実績

ア 開館時間

午前 9 時から午後 6 時まで

イ 休館日

月曜日、国民の祝日（日曜日にあたった場合は開館）、年末年始

施設名	所在地及び電話	開設年月日	面積 (㎡)	利用状況	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
両国子育てひろば	横網1-2-13 ☎3621-6455	H14.1.4	939.28 (1階保育室含む)	新規登録者数	1,199人	1,203人	1,232人
				利用者数	24,369人	32,184人	32,040人
				相談件数	1,175件	1,622件	1,485件
文花子育てひろば	文花1-20-7 ☎5630-6027	H15.10.14	650.27	新規登録者数	519人	666人	743人
				利用者数	18,012人	21,038人	24,941人
				相談件数	871件	945件	1,663件

■16 定期利用保育・一時預かり事業（子育て支援総合センター、事業運営は指定管理者に委託）

平成24年4月から両国子育てひろばに新たに保育室を設置し、パートタイム勤務など短時間就労で保育が必要な方のために就労形態等に対応して子どもを預かる定期利用保育と、保護者の急用やリフレッシュなどで一時的に子どもを預かる一時預かりを開始した。また、令和3年4月から、文花子育てひろばで一時預かりを開始している。

(1) 両国子育てひろば（定期利用保育、一時預かり事業）

ア 対象者

(ア) 定期利用保育

区内在住の0歳（生後6か月以上）から2歳児までの健康で集団保育が可能な児童で保護者の就労又は、公共職業訓練（国、東京等が実施する職業訓練）等に通うにあたり一定程度継続的（1か月以上）に保育が必要な児童。（要就労証明・受講証）

(イ) 一時預かり事業

区内在住の0歳（生後6か月以上）から小学校就学前までの健康で集団保育が可能な児童で、保護者の急用や育児負担を軽減したい場合等、一時的に保育が必要な児童。

イ 定員及び利用状況

(ア) 定期利用保育

定員 0歳児9人 1～2歳児24人 合計33人

利用状況	0歳児	1歳～2歳児
4年度	86人	261人
5年度	89人	287人
6年度	49人	351人

(イ) 一時預かり事業

定員 6人（別途、定期利用保育の定員に空きのある場合も受け入れ）

利用状況	
4年度	1,524人
5年度	1,436人
6年度	1,366人

ウ 保育実施日及び時間

月曜日から土曜日まで（祝日、年末年始は除く） 午前8時15分から午後6時15分まで

エ 利用時間及び期間

(ア) 定期利用保育

週1日以上5日以内の利用で、1か月の利用時間が40時間以上160時間未満、毎週同一の曜日及び時間、1時間単位で利用。利用期間は1か月以上の月単位で、最長は年度末までの1年間。

(イ) 一時預かり事業

月4日まで利用可能。

オ 利用料金

定期利用保育

(平成 24 年 4 月 1 日適用)

区分 利用時間 (月間)	利用料金 (月額)		
	生活保護世帯等・ 区民税非課税世帯	区民税均等割 のみ課税世帯	その他の世帯
40 時間～60 時間	0 円	6,000 円	12,000 円
61 時間～80 時間	0 円	8,000 円	16,000 円
81 時間～100 時間	0 円	10,000 円	20,000 円
101 時間～120 時間	0 円	12,000 円	24,000 円
121 時間～140 時間	0 円	14,000 円	28,000 円
141 時間～160 時間未満	0 円	16,000 円	32,000 円

※なお、定期利用保育の利用料金は第 2 子以降分は令和 5 年 10 月から東京都の補助金を活用し無償化されており、第 1 子分についても令和 7 年 9 月から無償化される予定。

一時預かり事業

(平成 24 年 4 月 1 日適用)

区分 利用時間	利用料金 (日額)		
	生活保護世帯等・ 区民税非課税世帯	区民税均等割 のみ課税世帯	その他の世帯
1 時間以内	0 円	300 円	600 円
1 時間を超え 3 時間以内	0 円	750 円	1,500 円
3 時間を超え 5 時間以内	0 円	1,000 円	2,000 円
5 時間を超え 10 時間以内	0 円	1,500 円	3,000 円

(2) 文花子育てひろば (一時預かり事業)

ア 対象者

区内在住の 0 歳 (生後 6 か月以上) から小学校就学前までの健康で集団保育が可能な児童で、保護者の急用や育児負担を軽減したい場合等、一時的に保育が必要な児童。

イ 定員

6 人

ウ 利用状況

利用状況	
4 年度	1,046 人
5 年度	1,137 人
6 年度	1,244 人

エ 保育実施日及び時間

火曜日から土曜日まで (祝日、年末年始は除く)。午前 8 時 15 分から午後 6 時 15 分まで

オ 利用時間及び期間

月 4 日まで利用可能。

カ 利用料金

(令和 5 年 4 月 1 日適用)

区分 利用時間	利用料金 (日額)		
	生活保護世帯等・ 区民税非課税世帯	区民税均等割 のみ課税世帯	その他の世帯
1 時間以内	0 円	250 円	500 円
1 時間を超え 2 時間以内	0 円	500 円	1,000 円
2 時間を超え 3 時間以内	0 円	750 円	1,500 円
3 時間を超え 5 時間以内	0 円	1,000 円	2,000 円
5 時間を超え 10 時間以内	0 円	1,500 円	3,000 円

(3) その他（子ども施設課・子育て支援総合センター）

民間施設のそらまめ東あずま駅前園、はなみずき保育室、クローバーこども園、墨田みどり保育園分園、タムスわんぱく保育園墨田でも定期利用保育・一時預かり事業を実施している。そのほか、本所地域プラザ、八広地域プラザ、NPO法人子育てひろば・かあかのおうちでは一時預かり事業のみ実施している。

■17 子育て安心ステーション事業（子ども施設課保育運営支援係）

地域の公立保育園・私立保育園等が子育て安心ステーションとして、「すくすくパスポート」を発行し、在宅での子育て家庭を支援する。

登録者に、育児相談、身体測定、給食体験、保育園の行事への見学、保健だよりや献立表の配布などを行い、子育てに負担や不安をかかえている保護者の子育て力アップを応援していく（公立は平成22年4月から、私立は平成23年4月から実施）。

(1) 対象者

区内在住で、0歳児から就学前の子どもを在宅で子育てしている方

(2) 登録方法と受付

直接保育園等で登録、受付は、平日（月曜日から金曜日）の午前10時から午後3時まで

(3) 利用料金

無料

■18 児童養育家庭ホームヘルプサービス事業（子育て支援総合センター）

義務教育終了前の子どもを養育している家庭の保護者が、一時的な病気等で家事を行うことが困難となった際に、区長が認めた民間業者に依頼し、ホームヘルパーを派遣する。

(1) 対象

墨田区に住所を有し、義務教育終了前の児童を扶養している家庭の保護者。

(2) 派遣要件

- ・保護者が一時的疾病で、家事又は育児等の日常生活に支障をきたしているとき。
- ・親族等の冠婚葬祭に出席するとき。
- ・ひとり親家庭等で、家事又は育児等の日常生活に支障をきたしているとき。
- ・その他区長が派遣を必要と認める状態にあるとき。

(3) お手伝いする仕事

- 食事の準備・片づけ ○ 住居の掃除・整理整頓 ○ 衣類の洗濯 ○ その他必要な家事

(4) 負担金

(平成23年4月1日改定)

区分	自己負担金	
	通常時間単価	時間外単価
生活保護世帯等・区民税非課税世帯	1時間あたり 0円	1時間あたり 0円
区民税均等割のみ課税世帯	1時間あたり 450円	1時間あたり 500円
その他の世帯	1時間あたり 900円	1時間あたり 1,000円

※通常時間：9時から17時まで 時間外：9時以前、17時以降及び土曜日

(5) 派遣期間（日曜、祝日を除く）

◎申請のあった日の翌日から3か月以内

1日の業務時間は、午前7時から午後7時までの間で、1回につき連続した2時間以内とする。

(6) 利用状況

区分 年度	件数 (件)	派遣日数 (日)	延べ利用時間数		
			通常(時間)	時間外(時間)	合計
4	63	403	586.5	15.5	602.0
5	28	295	326.0	128.0	454.0
6	29	337	432	76.5	508.5

■19 墨田区子育て支援総合センター

所在地 墨田区横川五丁目7番4号 すみだ保健子育て総合センター (4階)

電話 (子育て事業担当・子ども相談担当) 3622-1150、(子ども・家庭支援連携担当) 5608-1582

(1) 設置目的

子育てを支援する拠点施設として、子育て支援サービスの提供・調整、総合相談等の総合的な子育て支援事業を行うことにより、区民が安心して子育てができる環境の充実に努める。

また、子育て支援ボランティアの育成や養育家庭の普及啓発、児童虐待通報並びに保護を要する児童及びその保護者への対応を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の事務局としての役割、児童相談体制の整備、こども家庭センターとしての役割を担っている。

(2) 開設

平成19年4月1日

(3) 施設構造

鉄骨造(地上4階建て)の4階部分、約1,003㎡

(4) 主な事業内容

子育てに関する総合相談、一時保育、緊急一時保育、児童養育家庭ホームヘルプサービス、子どもショートステイ、訪問型保育支援事業、いっしょに保育、ファミリー・サポート・センター、子育て支援ボランティアの育成、要保護児童対策地域協議会の運営、児童虐待対応・予防的支援、養育支援訪問事業、要支援家庭を対象としたショートステイ、施設の貸出し(令和6年度終了)、子育てひろば(両国・文花)、交流室事業、多胎児家庭支援事業、児童相談体制整備事務、こども家庭センター、養育家庭の普及・啓発、家事・育児サポーター事業、ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)など

(5) 開館時間

月曜日から金曜日まで(祝日・年末年始を除く) 午前9時から午後6時まで

(6) 利用実績

	4年度	5年度	6年度
子育て相談・情報提供	385件	270件	617件
虐待相談対応人数	1,165人	1,208人	1,225人
施設貸出し(令和6年度終了)	0件	0件	0件

■20 墨田区要保護児童対策地域協議会の運営(子育て支援総合センター)

平成12年11月「児童虐待の防止に関する法律」が施行され、地方自治体の責務として虐待防止のために必要な体制の整備に努めることが規定された。墨田区では「墨田区子どもを守るためのネットワーク協議会」を平成14年5月に設置し、平成16年度には、いち早く気づき、支援していくための「対応マニュアル」を作成し、関係機関に配布した(改訂版「虐待防止のためのなるほどブック」作成)。平成16年4月に「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の一部改正が行われ、平成18年11月に児童福祉法第25条の二に基づく「墨田区要保護児童対策地域協議会」を設置した。

協議会の代表者会議委員は、児童福祉に積極的に関与している団体や区の関係部署・児童相談所・警察等の関係行政機関の職員32名(令和7年4月1日時点)で構成され、要保護児童の早期発見及び適切な保護並びにその保護者等への適切な支援を図るため情報交換や支援内容に関する協議を行っている。また、要支援家庭に対し、関係機関との連携による迅速な対応ができるように、実務者会議、個別ケース検討会議等を随時開催している。

平成19年4月に開設した「墨田区子育て支援総合センター」を「要保護児童対策調整機関」として位置付け、「墨田区要保護児童対策地域協議会」を事務局として運営するとともに、要保護児童対策の拠点施設として関係機関との連携を強化しながら、児童虐待防止に向けた取組を行っている。

■21 こども家庭センター(子育て支援総合センター)

保健所の母子保健機能と子育て支援総合センターの児童福祉機能が一体的に情報共有し、連携して支援を行うことにより、児童虐待の未然防止となるよう一体的な取組を行う。

■22 養育支援訪問事業 (子育て支援総合センター)

保健センターとの連携により、「こんにちは赤ちゃん事業」(新生児訪問)や母子保健事業等で特に支援が必要と判断された要支援家庭及び要保護児童対策地域協議会で受理している要保護児童のいる家庭のうち、特に支援が必要と判断された家庭に、保健師等の訪問による相談・指導、講習を受けた区民サポーター(ほっとサポーター)の訪問による育児支援、家事援助など適切な養育支援を行うことにより、児童虐待の予防を図る(平成22年度から実施)。

■23 要支援家庭を対象としたショートステイ (子育て支援総合センター)

保護者が当該児童の養育をすることが一時的に困難である場合に、当該保護者に代わり、施設等において当該児童を一時的に養育する事業。

ア 対象者

墨田区に住所を有している生後57日から満2歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童

イ 養育の場所

区が委託する乳児院

ウ 利用期間

1回14日以内

エ 利用料

原則無料(平成31年4月1日適用)

オ 利用状況

年度	0歳	1歳	2歳	計
4	0人	2人	0人	2人
5	0人	0人	2人	2人
6	0人	0人	0人	0人

■24 家事・育児サポーター事業（子育て支援総合センター）

妊娠中の方や乳幼児期（0歳から2歳まで）のお子さんを育てる家庭に対し、自宅へサポーターを派遣して、家事・育児の支援サービスを実施することにより、身体的・精神的負担を軽減し、妊娠期及び産後も安心して子育てできるよう支援する。（令和5年7月開始）

ア 対象者

墨田区に住所を有している妊娠中の方、0歳から2歳までのお子さんを養育する家庭

イ サービス内容

《家事支援》（日常の家事の範囲内）

・調理 ・洗濯 ・掃除 ・買い物 など

《育児支援》

・沐浴補助 ・授乳や食事補助 ・お子さんの世話
・通院や健診等、外出の同行支援 など

ウ 利用上限時間 ※令和7年度中に拡大予定

妊娠期（多胎妊娠以外）	20時間	*多胎児を養育する家庭	
0歳	60時間（3歳未満の兄弟がいる場合は180時間）	多胎妊娠期～0歳	240時間
1歳	20時間（3歳未満の兄弟がいる場合は40時間）	1歳	180時間
2歳	20時間	2歳	120時間

エ 利用料金

サポーター派遣事業者により異なる。

オ 利用状況

登録決定数

	単胎児				多胎児			計
	妊娠期	0歳	1歳	2歳	多胎妊娠期～0歳	1歳	2歳	
6年度（件）	463	825	455	184	21	10	6	1,964

利用件数及び時間数

		単胎児				多胎児			計
		妊娠期	0歳	1歳	2歳	多胎妊娠期～0歳	1歳	2歳	
6年度	件数	755	5,174	1,260	524	294	168	82	8,257
	時間	1,885	13,592	3,080	1,319	1,024	493	178	21,571

■25 ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）（子育て支援総合センター）

東京都の制度を活用し、日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、利用料の一部を補助することにより、保護者の多様なニーズに応える。

ア 対象者

墨田区に住所を有している、小学3年生までの児童を持つ保護者

イ 補助上限時間（年度当たり）

児童1人当たり144時間（多胎児の場合は、児童1人当たり288時間）

ウ 補助上限額（児童1人・1時間当たり）

午前7時～午後10時 2,500円

午後10時～午前7時 3,500円

エ 事業開始

令和7年7月1日

■26 交流室活用事業（子育て支援総合センター）

子育て支援総合センターで実施している子育て相談対応を充実させるため、「おれんじたいむ」「こみかんたいむ」等を実施し、親子が安心して気軽に集い、安全に遊びながら、情報交換したり、子育ての悩みを話し合ったり、相談員のアドバイスを受けたりできる環境を整えることによりセンター機能の強化を図る。

(1) みんなであ・そ・ぼ

子育てで気になることの相談や情報交換をしたり、親子や友達と遊んだりする場として、平成25年度から「おれんじたいむ」と「こみかんたいむ」を実施している。すみだ保健子育て総合センターへの移転に伴い、令和6年12月から実施回数を増加した（毎月各1回→毎月各2回程度）。

ア 実施日時 月曜日の午前10時～午後1時。原則、隔週で交互に実施

イ 対象・利用実績

	対象	4年度	5年度	6年度
おれんじたいむ	おおむね4歳くらいまでの子どもと保護者	87組	119組	138組
こみかんたいむ	歩けるようになるくらいまでの子どもと保護者	202組	244組	251組

(2) 健診時等の兄弟姉妹の一時預かり（令和6年12月実施）

すみだ保健子育て総合センターを利用する際に、直接用件に関わらない子ども（兄弟姉妹）の一時預かりを無料で行う。

ア 実施日時 毎週火曜日～木曜日の午後1時から4時

イ 対象 おおむね2か月から未就学児まで

ウ 利用実績（令和6年度）

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
25	22	10	9	6	6	78

(3) 個別相談（令和6年12月実施）

子育ての悩みや不安、気になること、知りたいことなど希望者に対し専門職が個別相談に応じる。

ア 実施日時 毎週月曜日の午後1時～2時及び午後2時～3時

イ 利用実績 4件（令和6年度）

(4) ひろばデビュー応援隊（令和6年12月実施）

すみだ保健子育て総合センターに健診や相談で訪れる赤ちゃんの保護者が、気軽に立ち寄れるスペースを提供し、各種事業の案内及び区内の遊び場等の情報を紹介する。また、月1回、子育て講座を開催する。

ア 実施日時 毎週金曜日午前10時～午後3時

イ 利用実績 251組（令和6年度）

■27 入院助産 (生活福祉課経理係・第二相談係)

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けられない妊産婦を指定施設に入所させ、出産費を公費で負担する。

助産施設への入所状況

区 分		年 度		
		4年度	5年度	6年度
措置人員	公立(人)	4	4	6
	私立(人)	3	6	3
助産費支払額(千円)		2,220	5,631	7,053

◎ 区内の指定助産施設

公立：墨東病院

私立：賛育会病院

費用徴収基準(自己負担)

(令和7年4月1日現在)

階 層		都区基準	国基準
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分(4月から6月までは前年度分)区民税非課税世帯	0円＋ 出産育児一時金の10%	2,200円＋ 出産育児一時金の20%
C	A階層を除き当該年度分(4月から6月までは前年度分)の区民税課税世帯で、その額が均等割の額のみのも(所得割の額のない世帯)	4,500円＋ 出産育児一時金の15%	4,500円＋ 出産育児一時金の30%
D1	A及びC階層を除き当該年度分(4月から6月までは前年度分)の区民税課税世帯で、その所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	9,000円以下	6,600円＋ 出産育児一時金の25%
D2 の1		9,001円以上 19,000円以下	9,000円＋ 出産育児一時金の25%
C, D階層による者で出産育児一時金が、488,000円以上の者は対象外			

注：出産育児一時金：健康保険から支給される出産一時金

■ 28 母子生活支援施設（生活福祉課経理係・第二相談係）

児童（18歳未満）を養育している配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が入所できる。

（令和7年4月1日現在）

施設名	建物及び延面積	室等の状況	定員		在所		6年度中の動き				設立	職員数
			世帯	人員	世帯	人員	退所		入所			
							世帯	人員	世帯	人員		
厚生館立花	鉄筋コンクリート 3階建 1,306.23㎡	6畳+4.5畳 12室 6畳+4畳 2室 4.5畳+4.5畳 2室 4.5畳+3畳 4室 バス、トイレ、 台所付	20	44	20	44	2	6	4	8	昭18.10 昭59.3改築	8
ベタニヤホーム	鉄筋コンクリート 6階建（令2.6～） 1725.27㎡	13.2畳 20室 バス、トイレ、 台所付	20	48	19	48	3	8	7	19	昭23.1 昭42.3改築 令2.6改築	15
計			40	92	39	92						

各母子生活支援施設とも、学習室、集会室、静養室などがある。
費用（徴収金）は本人の前年の所得により異なる。
入所の申し込みは福祉事務所

[]は他区入所分再掲

10

徴収金の状況

（令和6年度）

C階層及びD階層	C	2,200円	76件
	〃	〃	
	D	14,500円	

収入調定額 451,000円 収入額 392,600円

※収入額は過年度分を含む

（生活福祉課経理係）

階層別世帯数

（令和7年4月1日現在）

施設名	階層			D									計
	A	B	C	1	2の1	2の2	3	4	5	6	7	8~15	
厚生館立花	8	8	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	19
ベタニヤホーム	9	6	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	18
計	17	14	1	0	2	0	2	0	1	0	0	0	37

（生活福祉課経理係）

母子生活支援施設自己負担金徴収基準額表

(令和7年4月1日現在)

階 層 区 分		徴収基準額 (円)	
生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		A	0円
A階層を除き当該年度分(4月～6月までは前年度分)の区民税非課税世帯		B	0円
A階層を除き当該年度分(4月～6月までは前年度分)の区民税課税世帯で、その額が均等割の額のみもの (所得割の額のない世帯)		C	2,200円
A及びC階層を除き当該年度分(4月から6月までは前年度分)の区民税課税世帯で、その所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	1円～9,000円	D1	3,300円
	9,001円～19,000円	D2の1	4,500円
	19,001円～27,000円	D2の2	
	27,001円～57,000円	D3	6,700円
	57,001円～93,000円	D4	9,300円
	93,001円～177,300円	D5	14,500円
	177,301円～258,100円	D6	20,600円
	258,101円～348,100円	D7	27,100円
	348,101円～456,100円	D8	34,300円
	456,101円～583,200円	D9	42,500円
	583,201円～704,000円	D10	51,400円
	704,001円～852,000円	D11	61,200円
	852,001円～1,044,000円	D12	71,900円
	1,044,001円～1,225,500円	D13	83,300円
	1,225,501円～1,426,500円	D14	95,600円
1,426,501円～	D15	※1	

※1 その月におけるその児童等に係る費用の支弁額

(生活福祉課経理係)

■29 児童館（子育て政策課子育て政策担当）

児童館は、児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設として、0歳の乳児から高校生世代までを対象に、遊びの場所を提供するとともに、専門職員による個別的・集団的指導を通して、児童の健全な育成を図ることを目的としている。

現在、区立児童館は分館を含む12館設置されており、自由な遊びの場であるとともに、年齢の異なる子ども同士や親子での交流を深める場として各種の事業を行っている。運営は、指定管理者に委託している。

開館時間及び休館日

曜日 児童館名	日曜日 ・休日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	備 考
墨田 児童会館	9:00～ 19:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 19:00	年末年始 (12月29日～ 1月3日) その他、必要 に応じて館 内整理日を 設けること がある。
八広 児童館	9:00～ 19:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 19:00	
江東橋 児童館	9:00～ 19:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 19:00	
東向島 児童館	9:00～ 19:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 19:00	
東向島 児童館 分館※	9:00～ 18:00	9:00～ 18:00	9:00～ 18:00	9:00～ 18:00	9:00～ 18:00	9:00～ 18:00	9:00～ 18:00	
立花 児童館	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	
立川 児童館	9:00～ 19:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 19:00	
文花 児童館	9:00～ 19:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 19:00	
中川 児童館	9:00～ 19:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	
外手 児童館	9:00～ 19:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 19:00	
八広はなみ ざき児童館	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	
さくら橋コ ミュニティ センター	9:00～ 19:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 20:00	9:00～ 19:00	

施設のあらまし

乳幼児室、音楽室(スタジオ)、遊戯室、図書室、体育室、図工室、学童クラブ室、その他

主な行事

スポーツを通じての交流	卓球・バドミントン・ドッジボール・一輪車・体力測定などの体力指導
文化を通じての交流	映画会・図工教室・音楽・人形劇・紙芝居・コンサート・パネルシアター・紙工作 等
まつり・つどい そ の 他	こどもの日のつどい・夏休みイベント・地域との交流会 等

※東向島児童館分館の利用対象者・利用時間について

対象者は乳幼児から小学生までとしている。また、利用する部屋や曜日、その日の混雑状況等によって、1時間の交代制としている。

児童館一覧表

名称	所在地	構造	開設年月日		利用状況	
			土地面積(㎡)	建物面積(㎡)	6年度3月末現在(人)	
墨田児童会館	墨田2-30-15 電話 3614-7141	鉄骨3階建て 土地面積 2,203 建物面積 1,820	S46.11.1	乳幼児	10,871	
				小学生	43,893	
				中高生・一般	39,187	
				計	93,951	
八広児童館	東墨田1-2-6 電話 3612-8300	鉄筋3階建て 土地面積 1,332 建物面積 2,255	R6.4.1 (S47.4.1※)	乳幼児	7,961	
				小学生	33,167	
				中高生・一般	22,477	
				計	63,605	
江東橋児童館	江東橋1-15-4 電話 3634-8883	鉄筋4階建て 土地面積 184 建物面積 564	S49.4.1	乳幼児	5,552	
				小学生	17,816	
				中高生・一般	16,024	
				計	39,392	
東向島児童館	東向島6-6-12 電話 3611-2500	鉄筋4階建て 土地面積 486 建物面積 1,068	S50.7.21	乳幼児	4,595	
				小学生	30,433	
				中高生・一般	18,557	
				計	53,585	
東向島児童館分館	京島1-44-21 電話 6661-8550	鉄骨1階、中層階 土地面積 623 建物面積 470	H30.10.1	乳幼児	21,055	
				小学生	20,425	
				一般	24,904	
				計	66,384	
立花児童館	立花1-27-9 電話 3619-5781	鉄骨平屋建て 土地面積 1,084 建物面積 634	S51.5.5	乳幼児	2,837	
				小学生	19,641	
				中高生・一般	11,012	
				計	33,490	
立川児童館	立川1-5-2 電話 3633-2874	鉄筋4階建て 立川保育園と併設 土地面積 1,145 建物面積 703	S54.6.1	乳幼児	5,436	
				小学生	21,858	
				中高生・一般	15,445	
				計	42,739	
文花児童館	文花1-32-11 電話 3619-5753	鉄筋3階建て 土地面積 501 建物面積 862	S55.5.1	乳幼児	6,093	
				小学生	26,646	
				中高生・一般	18,418	
				計	51,157	
中川児童館	立花5-18-9 電話 3619-7188	鉄筋3階建て 土地面積 341 建物面積 590	S58.4.1	乳幼児	2,112	
				小学生	29,570	
				中高生・一般	13,749	
				計	45,431	
外手児童館	本所2-6-9 電話 3621-4531	鉄筋4階建て 土地面積 353 建物面積 865	S58.9.1	乳幼児	4,630	
				小学生	30,677	
				中高生・一般	18,361	
				計	53,668	
八広はなみずき児童館	八広4-27-8 電話 3617-7060	鉄筋4階建て 土地面積 507 建物面積 1,171	S60.5.1	乳幼児	3,485	
				小学生	34,145	
				中高生・一般	12,177	
				計	49,807	

さくら橋 コミュニテイ センター	向島 2-3-8 電話 3623-2181	鉄筋 3 階建て 土地面積 470 建物面積 858	S 61. 5. 1	乳幼児	6, 091
				小学生	29, 063
				中高校生・一般	19, 627
				計	54, 781
計	12 か所 (分館含む)			乳幼児	80, 718
				小学生	337, 334
				中高校生・一般	229, 938
				計	647, 990

※ S 47. 4. 1 に八広 2-38-14 で開設。R 6. 4. 1 に現在の東墨田 1-2-6 に移転した。

■30 学童クラブ（子育て政策課子育て政策担当）

児童福祉法の「放課後児童健全育成事業」として、保護者が就労等により昼間適切な保護及び育成をすることができない児童（ただし、小学4年生から6年生までは障害、要保護等、特に必要があると区長が認めた場合）を対象に、放課後等における遊びと生活の場を与え、健全な育成を図っている。一部の学童クラブにおいて、延長育成（午前8時～午前8時30分、午後6時～午後7時）、土曜育成を実施している。

学童クラブ登録状況

（令和7年4月1日現在）

名称	所在地	定員	開設年月日	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
		(人)								(人)
墨田児童会館学童クラブ	墨田2-30-15	90	S51.4.1	17	31	42				90
墨田児童会館第二学童クラブ	墨田2-30-15	30	H22.4.1	7	20	12	1			40
墨田児童会館学童クラブ二寺分室	東向島4-30-2	50	H7.4.1	18	29	3				50
墨田児童会館学童クラブ二寺第二分室	東向島4-30-2	30	H30.4.1	23	5	1	1			30
墨田児童会館学童クラブ隅田分室	墨田4-6-5	50	H17.4.1	37	10	2	1			50
墨田児童会館学童クラブ梅若分室	墨田2-25-1	40	H23.4.1	16	14	10				40
墨田児童会館学童クラブ亀ヶ淵分室	墨田5-43-10	30	H29.4.1	2	8	9				19
墨田児童会館学童クラブ墨四分室	墨田4-32-10	40	H31.4.1	4	6	20				30
墨田児童会館学童クラブ旧向島中分室	東向島4-18-9	35	R5.4.1	2	8	24		1		35
八広児童館学童クラブ	東墨田1-2-6	65	S52.4.1	29	27	9				65
八広児童館第二学童クラブ	東墨田1-2-6	35	R6.4.1	14	17	3	1			35
八広児童館学童クラブ三吾分室	八広2-36-3	50	H19.4.1	23	13	14				50
八広児童館学童クラブ八広中央分室	八広3-14-5	25	R5.4.1	2	2	5				9
江東橋児童館学童クラブ	江東橋1-15-4	60	S49.5.7	20	13	25	1	1		60
江東橋児童館学童クラブ菊川分室	立川4-12-15	55	H7.4.1	36	19					55
江東橋児童館学童クラブ錦糸分室	太平3-8-12	20	H29.4.1	2	5	6				13
江東橋児童館学童クラブ緑分室	緑3-8-1	40	R2.5.1	12	22	6				40
江東橋児童館学童クラブ錦糸小分室	錦糸1-9-12	30	R4.7.21	17	13					30
江東橋児童館学童クラブ菊川駅前分室	菊川2-3-6 2階	55	R4.7.21	6	14	19				39
東向島児童館学童クラブ	東向島6-6-12	60	S50.7.22	24	33	12	1			70
東向島児童館学童クラブ一寺分室	東向島1-16-2	40	H15.4.1	35	3	1	1			40
東向島児童館学童クラブ三寺分室	東向島6-8-1	40	H24.4.1	13	13	14				40

東向島児童館学童クラブ曳舟分室	京島1-28-2	32	H31.4.1	18	6	8				32
東向島児童館学童クラブ 曳舟第二分室	京島1-28-2	40	R5.4.1	19	15	6				40
東向島児童館学童クラブ 一寺言問分室	東向島1-20-6	25	R5.4.1	6	14	4		1		25
東向島児童館学童クラブ京島分室	京島1-35-9-103	30	R7.4.1	3	2	24		1		30
立花児童館学童クラブ	立花1-27-9	40	S51.6.1	21	20	2	1			44
立花児童館学童クラブ立花分室	立花1-28-3-105	40	S60.4.1	4	7	12				23
立花児童館学童クラブ第二分室	立花1-23-2-206	60	H22.4.1	7	16	34				57
立花児童館学童クラブ立吾小分室	立花1-18-6	30	R5.4.1	14	9	7				30
立川児童館学童クラブ	立川1-5-2	80	S54.6.1	11	17	51				79
立川児童館学童クラブ中和分室	菊川1-18-10	50	H17.4.1	22	24	3		1		50
立川児童館学童クラブ两国分室	两国4-24-5	28	H28.4.1	16	12					28
立川児童館学童クラブ両小分室	两国4-26-6	25	H31.4.1	24		1				25
立川児童館学童クラブ千歳分室	千歳2-2-5	30	R4.7.1	5	19	6				30
立川児童館学童クラブ緑一丁目分室	緑1-11-2	40	R7.4.1	8	16	16				40
文花児童館学童クラブ	文花1-32-11	50	S55.4.1	11	12	20		1		44
文花児童館第二学童クラブ	文花1-32-11	30	H22.4.1	5	19	3		1		28
文花児童館学童クラブ押上分室	押上3-46-17	40	H11.4.1	25	11	4				40
文花児童館学童クラブ四吾分室	京島3-64-9	40	H27.4.1	18	20	2				40
中川児童館学童クラブ	立花5-18-9	60	S58.4.1	39	27	4				70
中川児童館学童クラブ東吾嬬分室	立花4-22-11	30	H30.7.23	17	12	1				30
中川児童館学童クラブ吾立分室	立花5-48-2	40	R2.7.16	3	11	26				40
外手児童館学童クラブ	本所2-6-9	60	S58.9.1	26	26	6	2			60
外手児童館第二学童クラブ	本所2-6-9	30	H25.12.1	20	8	1	1			30
外手児童館学童クラブ外手分室	亀沢2-24-12	60	H15.4.1	14	13	33				60
外手児童館学童クラブ外手小分室	本所2-1-16	40	R4.4.1	10	7	23				40
外手児童館学童クラブ両中分室	横網1-8-1	20	R4.4.1	1	5	14				20
外手児童館学童クラブ錦中分室	石原4-33-14	40	R5.4.1	4		15				19
八広はなみずき児童館学童クラブ	八広4-27-8	75	S60.4.1	21	31	23				75

八広はなみずき児童館第二学童クラブ	八広4-27-8	40	H25. 4. 1	17	17	6				40
八広はなみずき児童館学童クラブ八広小分室	八広5-12-15	32	R4. 4. 1	17	14	1				32
八広はなみずき児童館学童クラブ吾二分室	八広4-4-4	20	R5. 7. 21		4	15				19
さくら橋コミュニティセンター学童クラブ	向島2-3-8	40	S61. 4. 1	26	17	1				44
さくら橋コミュニティセンター第二学童クラブ	向島2-3-8	40	H28. 4. 1	21	16	3				40
さくら橋コミュニティセンター学童クラブ言問分室	向島5-40-14	55	H21. 4. 1	17	9	25				51
さくら橋コミュニティセンター学童クラブ言問第二分室	向島5-40-14	35	R5. 4. 1	10	14	11				35
さくら橋コミュニティセンター学童クラブ小梅分室	向島2-4-10	30	R4. 4. 1	9	9	12				30
さくら橋コミュニティセンター学童クラブ小梅第二分室	向島2-4-10	30	R5. 4. 1	8	9	13				30
さくら橋コミュニティセンター学童クラブ向島分室	向島5-31-5	30	R6. 7. 22		8	18				26
東駒形コミュニティ会館学童クラブ	東駒形4-14-1	60	S57. 5. 1	17	39	10	2			68
東駒形コミュニティ会館第二学童クラブ	東駒形4-14-1	27	H29. 7. 1		12	15				27
横川三丁目学童クラブ	横川3-12-12	40	R3. 4. 1	5	5	17	1			28
業平学童クラブ	業平2-4-8	45	H20. 4. 1	36	8	1				45
横川小学学童クラブ	東駒形4-18-4	30	R4. 7. 21	23	14	3				40
横川コミュニティ会館学童クラブ	横川5-9-1	60	H7. 4. 1	23	18	19				60
横川コミュニティ会館第二学童クラブ	横川5-9-1	60	H24. 4. 1	15	25	20				60
柳島学童クラブ	横川5-2-30	30	R5. 4. 1	12	11	7				30
亀沢学童クラブ	亀沢1-27-5	100	H30. 6. 1	55	42	2		1		100
合計				1,062	995	785	12	9	1	2,864

■31 児童に関する各種手当（子育て支援課児童手当・医療助成係）

(1) 支給要件等

ア 国制度

手当名	支給要件	手当月額	支払方法	令和7年3月31日現在受給者(人)
児童手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(高校生年代までの児童)を養育する父母等に支給される。 ※ 公務員は所属庁で支給	*3歳未満 第一・二子 15,000円 *3歳～高校生年代 第一・二子 10,000円 (全年代第3子以降 30,000円)	4月・6月・8月・10月・12月・2月に各月の前月分までまとめて支払う。	20,696
児童扶養手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり(20歳未満で中度以上の障害を有する児童を含む)、次のいずれかの状態にある児童を養育している父母又は養育者に支給される。 1 父母が離婚した児童 2 父又は母が死亡した児童 3 父又は母が重度の障害を有する児童 4 父又は母が生死不明である児童 5 父又は母に1年以上遺棄されている児童 6 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童 7 婚姻によらないで生まれた児童 8 父又は母が配偶者からの暴力(DV)で裁判所から保護命令を受けた児童(平成24年8月1日施行) 【所得制限あり】	所得により(令和7年4月) 1人目 全部支給 46,690円 一部支給 46,680円～11,010円(10円単位) 2人目以降加算 全部支給 11,030円 一部支給 11,020～5,520円	1月・3月・5月・7月・9月・11月に各月の前月分までまとめて支払う。	1,245
特別児童扶養手当	20歳未満で次のいずれかの状態にある児童を養育している方に支給される。 1 「身体障害者手帳」1～3級程度 2 「愛の手帳」1～3度程度 3 疾病等により、障害を有するのと同程度と認められる状態で、日常生活に著しい制限がある 【所得制限あり】	1級 児童1人につき56,800円 2級 児童1人につき37,830円	4月・8月・11月に各月の前月分までまとめて支払う。(11月については11月分まで支払う)	177

※ 第3子以降とは、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降の児童をいう。

イ 東京都制度

手 当 名		支 給 要 件	手 当 月 額	支 払 方 法	令和7年3月31日 現在受給者(人)
児 童 育 成 手 当	育成手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、次のいずれかの状態にある児童を養育している方に支給される。 1 父母が離婚した児童 2 父又は母が死亡した児童 3 父又は母が重度の障害を有する児童 4 父又は母が生死不明である児童 5 父又は母に1年以上遺棄されている児童 6 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童 7 婚姻によらないで生まれた児童 8 父又は母が配偶者からの暴力(DV)で裁判所から保護命令を受けた児童(平成24年8月1日施行) 【所得制限あり】	1人につき13,500円	2月・6月・10月に各月の前月分までまとめて支払う。	1,704
	障害手当	20歳未満で次のいずれかの状態にある児童を養育している方に支給される。 1 知的障害者で「愛の手帳」1～3度程度 2 身体障害者で「身体障害者手帳」1～2級程度 3 脳性麻痺又は進行性萎縮症 【所得制限あり】	1人につき15,500円	2月・6月・10月に各月の前月分までまとめて支払う。	130

(2) 申請手続

手当は申請のあった翌月から支給される。申請に必要な書類は下表のとおり。

必要書類 手当名	印鑑	申請者名義 の預金通帳 ※銀行、信金等	戸籍謄本	住民票	身体障害者手帳 又は 愛の手帳	申請者の健康保険証 (厚生年金加入の場合)	所定の診断書	マイナンバー 関係書類
児童手当		◎						◎
育成手当		◎	◎					◎
障害手当		◎			◎			◎
児童扶養手当		◎	◎					◎
特別児童扶養手当		◎			◎		◎	◎

■32 ひとり親家庭等医療費助成制度（子育て支援課児童手当・医療助成係）

この制度は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成（外来及び入院時の定額分と入院時食事療養費分は自己負担）することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与し、その福祉の増進を図ることを目的としている。なお、この制度には所得制限がある。

（平成2年4月1日から発足）

対 象

区内在住で健康保険に加入しているひとり親家庭の父、母又は養育者と、次のいずれかに該当する児童

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が障害の状態にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧ 父又は母が配偶者からの暴力(DV)で裁判所から保護命令を受けた児童

※ 児童とは、満18歳に達した日の属する年度の末日までの者又は20歳未満で障害の状態にある者。

令和7年3月末現在

受給世帯	人数（人）	助成件数（件）	助成額（千円）
1,196	1,293	20,674	55,274

■33 子ども医療費助成制度（子育て支援課児童手当・医療助成係）

子ども医療費助成制度は、高校生年齢相当までの子どもを養育している人に対し、当該子どもに係る医療費の一部を助成することにより、当該子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、子育てを支援することを目的としている。

（平成6年1月1日から発足）（平成11年4月1日 所得制限廃止）（令和5年4月1日 対象年齢拡充）

対 象

区内在住で健康保険に加入している高校生年齢相当（18歳年齢到達後の最初の3月31日）までの子ども助成する医療費

病院等で支払う医療費のうち保険診療の自己負担分。

令和7年3月末現在

受給者数（人）	助成件数（件）	助成額（千円）
33,943	609,967	1,364,755

■34 墨田区子ども・子育て支援総合計画の推進（子育て支援課子育て計画担当）

こども基本法に基づき、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法に基づく「墨田区子ども・子育て支援総合計画」、並びに子ども・若者育成支援推進法に基づく「墨田区子ども・若者計画」を一体化した計画として「墨田区こども計画」を策定。常にこどもをまんなかに捉え、こどもや子育て家庭等の意見・視点を意識しながら、笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまち「こどもまんなかすみだ」の実現をあるべき姿として掲げ、各施策の着実な推進に取り組んでいる。

▶ 墨田区こども計画

＜基本理念＞

- 全てのこどもについて、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別を受けないこと。
- 全てのこどもについて、適切に育てられ、生活を保障され、愛され保護されることなどの福祉に関する権利が等しく保障されること。
- 全てのこどもについて、教育を受ける機会が平等に与えられること。
- 全てのこどもについて、年齢と発達に応じて、意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 全てのこどもについて、年齢と発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感することができる社会環境を整備すること。
- 地域社会全体でこどもの育ちを支えること。
- こどもの声を聴き、こどもとの対話を大切にすること。

＜あるべき姿＞

こどもまんなかすみだの実現

▶ 墨田区子ども・子育て支援総合計画

＜めざす将来像＞

全てのこどもが希望にあふれ 健やかに育っている

＜基本方針＞

- 基本方針1 妊娠・出産期から子育てにおける支援を充実させます
- 基本方針2 乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上を図ります
- 基本方針3 こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります
- 基本方針4 配慮が必要なこどもや家庭への支援を強化します
- 基本方針5 地域でこどもの育ちを支える取組を促進します
- 基本方針6 子育てしやすい環境づくりを推進します

■35 赤ちゃん休けいスポット（子育て支援課子育て計画担当）

乳幼児を持つ保護者が安心して外出を楽しむことができるように、区内の子育てに協力する民間の店舗等や公共施設で授乳やおむつ替えができる場所を「赤ちゃん休けいスポット」として、区が認定している。

令和7年4月1日現在、民間店舗等113か所、区施設49か所、計162か所の登録がある。

IV 母子及び父子並びに寡婦福祉

■ 1 母子及び父子並びに寡婦福祉の概要（生活福祉課第二相談係）

母子家庭の社会的・経済的事情から、昭和 27 年に母子福祉資金の貸付等に関する法律が制定され、母子相談員が設置された。

昭和 39 年に母子福祉法が制定され、母子福祉の目的規定、基本理念、国及び地方公共団体の責務、母子家庭の自立への努力が示された。

昭和 57 年度から母子及び寡婦福祉法と改められ、その充実が図られた。

平成 14 年 11 月に母子及び寡婦福祉法が改正され、自立・就労支援に主眼をおいた総合的な母子家庭等自立支援策が推進されることとなり、母子相談員の名称も母子自立支援員と改められた。

平成 26 年 10 月には母子及び父子並びに寡婦福祉法と改められ、母子・父子問わず支援を行うこととなり、相談事業や福祉資金の貸付の対象が父子家庭にも拡大された。これに伴い、母子自立支援員の名称も母子・父子自立支援員と改められた。

区では母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために福祉資金の貸付や母子生活支援施設の入所等を行い、福祉の増進に努めている。

母子・父子自立支援員の業務

配偶者のない女子又は男子で現に児童を扶養している者及び寡婦に対し、その自立に必要な情報提供・助言・援助を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことが職務である。

母子・父子自立支援員の相談指導状況

区 分		相 談 件 数			相 談 回 数			
		4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度	
生活一般	住 宅	21	22	18	28	31	31	
	医 療	0	1	2	0	1	2	
	家庭紛争	夫等の暴力	3	4	7	4	4	9
		その他	3	1	2	4	1	3
	就 職	75	71	62	96	97	81	
	結 婚	1	0	0	1	0	0	
そ の 他	84	53	45	99	67	56		
小 計		187	152	136	232	201	182	
児 童	養 育	5	1	9	5	2	11	
	教 育	1	1	0	1	1	0	
	非 行	0	0	0	0	0	0	
	就 職	0	0	1	0	0	1	
	そ の 他	2	0	1	2	0	1	
小 計		8	2	11	8	3	13	
生活支援	母子及び父子福祉資金	114	96	117	171	140	170	
	遺族基礎年金遺族厚生年金	0	0	0	0	0	0	
	児童扶養手当	8	4	4	8	5	4	
	生活保護	5	3	6	9	3	8	
	ひとり親家庭福祉応急小口資金	8	10	6	11	11	9	
	そ の 他	25	14	9	31	15	12	
小 計		160	127	142	230	174	203	
その他	たばこ販売（※法第26条）	0	0	0	0	0	0	
	母子世帯向公営住宅（※法第27条）	0	0	0	0	0	0	
	母子生活支援施設（児童福祉法第38条）	108	88	84	189	177	146	
小 計		108	88	84	189	177	146	
合 計		463	369	373	659	555	544	

※ 母子及び父子並びに寡婦福祉法

	訪 問 調 査 指 導			関 係 機 関 連 絡		
	4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度
実 件 数	49	41	37	452	324	340
延 べ 件 数	69	52	43	756	595	622

■ 2 東京都母子及び父子福祉資金貸付事業（生活福祉課管理係・第二相談係）

この事業は都の制度で、対象者は、都内に6か月以上居住している配偶者のいない（死亡・離婚・その他）女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している者である。これらのひとり親家庭の生活設計の一助として資金を貸し付け、経済的自立を助成し、その福祉の増進を図ることを目的としている。

資金の種類			貸付の条件							
資金の名称	貸付利用対象	貸付金の内容	貸付限度額	据置期間	償還期間(最長) ※措置期間経過後	利子				
事業開始資金	母・父 母子・父子 福祉団体	事業を開始するのに必要な設備費・什器・機械等の購入資金	(母子・父子福祉団体の場合) 3,580,000円 5,370,000円	貸付の日から1年間	7年以内	*1 無利子				
事業継続資金	母・父 母子・父子 福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する資金	1,790,000円	貸付の日から6か月	7年以内	*1 無利子				
技能習得資金	母・父	母又は父が事業を開始するため又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(授業料・入学金など)	知識技能を習得する期間中(5年以内) 月額68,000円 自動車運転免許を習得する場合 460,000円	知識技能習得期間満了後 1年間	20年以内	*1 無利子				
*1 修業資金	児童・子	児童又は子が事業を開始するため又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(授業料・入学金など)	知識技能を習得する期間中(5年以内) *1 月額68,000円 高校3年在学時に就職を希望する児童又は子が自動車運転免許を習得する場合 460,000円	知識技能習得期間満了後 1年間	20年以内	無利子				
*5 就職支度資金	母・父 児童	就職するために直接必要な被服、雇物等を購入する資金	110,000円 通勤のために自動車を購入する場合 340,000円	貸付の日から1年間	6年以内	*5 無利子				
医療介護資金	医療分	母・父 児童	母・父又は児童が、医療を受けるために必要な資金(ただし、医療を受ける期間が1年以内と見込まれる場合)	医療 特別(所得税非課税世帯の方) 340,000円 480,000円	医療又は介護を受ける期間満了後 6か月	5年以内	*4 無利子			
	介護分	母・父	母又は父が、介護保険によるサービス(介護)を受けるために必要な資金(ただし、介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合)	介護 500,000円						
生活資金	技能習得期間中	母・父	技能習得期間中(貸付期間5年以内)の生活を維持するために必要な資金	技能習得期間中 月額141,000円	知識技能習得期間満了後 6か月	20年以内	*1 無利子			
	医療介護期間中		医療又は介護を受けている期間中(ただし、医療又は介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合)の生活を維持するために必要な資金	医療介護期間中 (生計中心者でない場合) 月額114,000円 76,000円	医療又は介護期間満了後 6か月	5年以内				
	生活安定貸付		母子家庭又は父子家庭等になって7年未満の方で生活の安定を図るために必要な資金(貸付期間3か月以内)	生活安定期間中 (生計中心者でない場合) 月額114,000円 76,000円 養育費取得のための裁判費用の場合 (12月相当) 1,368,000円	生活安定貸付期間満了後 6か月	8年以内				
	失業期間中		失業している期間中の生活を維持するために必要な資金(ただし、離職した日の翌日から1年以内)	失業期間中 (生計中心者でない場合) 月額114,000円 76,000円	失業貸付期間満了後 6か月	5年以内				
家計急変		家計急変(*6)による収入の激変緩和のために必要な資金(貸付期間原則3か月以内)	児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額)の範囲内	家計急変貸付期間満了後 6か月	10年以内					
住宅資金	母・父	自己所有の住宅の建設、購入及び現に居住する住宅の増改築・補修(構造部分の修繕)又は保全に必要な資金	1,500,000円	貸付の日から6か月	6年以内	*1 無利子				
			災害、老朽等による増改築及び住宅建設・購入の場合 2,000,000円							
転宅資金	母・父	転宅に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金	260,000円	貸付の日から6か月	3年以内	*4 無利子				
結婚資金	児童・子	児童又は子の婚姻に際し必要な資金	330,000円	貸付の日から6か月	5年以内	*4 無利子				
*1, 2, 3 修学資金	児童・子	児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校において修学するのに必要な資金(授業料、施設費、通学費、教科書代など) ※学校や既取得の学歴により、貸付けの対象外となる場合あり。	下記学校・学年別貸付限度額参照			貸付による修学終了後 6か月	20年以内 (専修学校(一般)は5年以内)	無利子		
			修学資金の学校・学年別貸付限度額 ※1 (月額、単位:円)							
			学校種別		1年	2年	3年	4年	5年	
			中等教育学校(後期課程)専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
					自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
				私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
					自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
			高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
					自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
				私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
自宅外通学	52,500	52,500			52,500	115,000	115,000			
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500						
		自宅外通学	78,000	78,000						
		私立	自宅通学	89,000	89,000					
自宅外通学	126,500	126,500								

*1, 2, 3 修学資金	見聞・子	修学資金の学校・学年別貸付限度額 (月額、単位：円)							無利子
		学校種別		1年	2年	3年	4年	5年	
		短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	96,500	96,500					
	私立	自宅通学	93,500	93,500					
		自宅外通学	131,000	131,000					
大	学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000		
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500			
	私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500			
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000			
大	学	院	修士課程相当 ※2	132,000	132,000				
			博士課程相当 ※3	183,000	183,000	183,000			
			専修学校(一般課程) ※4	54,000	54,000				

※1 学校の正規の修学年限が上記の表の期間を超える場合も、各学校種別ごとの貸付限度額を修学年限の全期間に適用する。
 ※2 修士課程相当とは、修士課程、博士前期課程、専門職学位課程(専門職大学院)、一貫制博士課程前期相当をいう。
 ※3 博士課程相当とは、修士課程(博士医・歯・獣医・薬学課程を含む)、博士後期課程、一貫制博士課程後期相当をいう。
 ※4 一般課程とは、修業年限2年未満の専門課程と一般課程をいう(就学支度資金も同様)。
 ※5 児童扶養手当法施行令第4条に基づく前年所得が682万円(年収目安900万円)を超える世帯は一割金額が異なる。
 ※6 次のいずれの要件にも該当する場合、①児童扶養手当法に基づく児童扶養手当等を受給していない者、②貸付申請月の前月の所得に12を乗じて得た額が、扶養親族及び扶養親族でない児童の有無・数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表第2欄に定める額未満である者

*3 就学支度資金	見聞・子	児童が小学校、中学校に入学するために必要な資金(所得税非課税世帯の方)	小学校入学者 64,300円	中学校入学者 81,000円	中学卒業後 6か月	据置期間 経過後 20年以内 (専修学校 (一般)は 5年以内)	無利子	
		児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に入学するために必要な資金(受験料、入学金、制服代など)	専修学校(一般課程)又は公立の高等学校若しくは専修学校(高等課程)に入学する場合 160,000円	私立の高等学校、専修学校(高等課程)に入学する場合 420,000円	貸付による 修学終了後 6か月			
		※学校や既取得の学歴により、貸付けの対象外となる場合あり。	国公立の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)に入学する場合 430,000円	私立の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)に入学する場合 590,000円				
		※受験料は大学等(大学・短期大学・専修学校(専門課程)若しくは高等専門学校(4年次、5年次)又は大学院に入学する場合に対象となる。	国公立の大学院に入学する場合 430,000円	私立の大学院に入学する場合 590,000円				
		知識技能を習得させる施設であって厚生労働大臣が定める修業施設へ入所するために必要な資金	282,000円					習得期間 満了後 6か月
								据置期間経 過後 5年以内

◎ 修業資金、就職支度資金(児童分)、修学資金、就学支度資金は母又は父が借受人となる場合は児童又は子が連帯借受人となる(母又は父の収入を明らかにする書類及び生活費収支内訳により償還可能かを確認する)。
 *1 高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学中又は修業施設で知識技能習得中の児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日に達したことにより、児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、金額に児童扶養手当額を加算した額が貸付限度額になる。
 *2 修学資金の貸付対象は、学校教育法に規定する高等学校及び大学等に限る。
 *3 修学資金及び就学支度資金の項中、小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。貸付限度額は、自宅から通学する場合に、上記の金額からそれぞれ10,000円を差し引いた額が限度額になる。(大学院は除く)
 *4 原則、連帯保証人を立てて無利子での貸付けとなる(収入を明らかにする書類及び生活費収支内訳により償還可能であると判断でき、かつ、連帯保証人を探す努力をしてもなお困難であると認められる場合、利子は年1%)。
 *5 就職支度資金(母又は父分)は*4と同じ扱いとなる。就職支度資金(児童分)は無利子となる。

母子及び父子福祉資金貸付償還状況

令和6年度

資金の種類	貸付件数	貸付金額(円)	調定額(円)	償還額(円)	償還率
事業開始	0	0	12,154,046	540,578	4.4%
事業継続	0	0	1,885,986	10,000	0.5%
住宅	0	0	236,241	236,241	100.0%
修学	32	18,194,120	123,637,695	49,453,824	40.0%
就学支度	9	3,151,775	15,298,220	6,740,235	44.1%
転宅	1	260,000	3,066,344	435,425	14.2%
生活	1	108,000	9,825,636	399,024	4.1%
技能習得	0	0	4,137,052	22,000	0.5%
修業	0	0	1,664,547	423,077	25.4%
就職支度	0	0	0	0	-
児童扶養	0	0	118,000	112,440	95.3%
特例児童扶養	0	0	0	0	-
医療介護	0	0	618,046	0	0.0%
結婚	0	0	0	0	-
合計	43	21,713,895	172,641,813	58,372,844	33.8%

※償還率は、調定額から不納欠損額を差し引いた額について算定したものである。

■ 3 墨田区ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付事業（生活福祉課管理係・第二相談係）

この事業は、ひとり親家庭が冠婚葬祭等のため応急に資金を必要とするとき、一世帯5万円を限度として、資金を貸し付けるものである。対象は、区内に3か月前から居住する配偶者のない者で、現に20歳未満の児童を扶養している者とする。

墨田区ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付償還状況

（令和6年度）

貸 付		償 還		備 考
件数	4件	調定額	1,514,000円	貸付の翌月から10か月以内に 均等月賦償還
金額	170,000円	償還額	224,500円	

■ 4 母子等緊急一時保護（生活福祉課第二相談係）

原則として区内在住者で、緊急に保護を必要とする母子等を、一時的に指定施設に入所させて、必要な保護、相談及び指導を行い、自立更生への措置を講ずるまでの応急的措置を図ることを目的とする。

■ 5 ひとり親家庭自立支援給付金事業（生活福祉課第二相談係）

墨田区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

区から指定を受けた教育訓練講座を受講する母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、能力開発の取組を支援するため、費用の一部を給付し、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

墨田区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就業に結びつきやすい資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等）を取得するために養成機関での受講を行うに際して、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するために養成期間の一定期間、訓練促進費を給付することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

■ 6 ひとり親家庭就業・養育費等支援事業（生活福祉課第二相談係）

就業・養育費

困窮するひとり親家庭の母及び父に対して就業・自立支援を行うほか、養育費の取決め、確保等の支援を行うことにより、ひとり親家庭の経済状況の安定を図り、自立による福祉の増進を図ることを目的とする。

学習支援

経済的な事情により塾等に通うことのできないひとり親家庭等の子どもを対象に、学習の場を提供し、進学・学力向上を支援することにより、生活の向上を図ることを目的とする。

V 女性福祉

■ 1 女性福祉の概要（生活福祉課第二相談係）

昭和31年5月、売春防止法の制定に伴い、婦人保護事業は売春防止策の一環として位置づけられ、福祉事務所に婦人相談員が設置された。

国は、平成5年及び平成11年に制度改正を行い、売春を行うおそれのある女性に限らず、家庭関係の破綻、生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を有している女性に対し広く相談に応じ、柔軟に保護・援助を行うことになった。

その後、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法・平成13年制定）、人身取引対策行動計画（平成16年制定）、ストーカー行為等の規制に関する法律（平成12年制定）と対象女性が拡大した。

令和6年4月、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律が施行され、社会福祉に関する法律に位置づけられるとともに、婦人相談員の名称が女性相談支援員に改められた。

近年、面前DVをはじめとする児童虐待が同時に行われている事例の増加や若年女性に対する新たな課題に対して適切な対応が求められている。

女性相談では、保護・援助を必要とする女性、DV及びストーカー被害者などの課題解決や社会的・経済的自立の支援を、様々な関係機関との連携を図りながら行っている。

女性相談支援員の業務

困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行うことが職務である。

■ 2 女性福祉資金貸付事業 (生活福祉課管理係・第二相談係)

*新規貸付は令和6年度末で終了

女性福祉資金貸付償還状況

(令和6年度)

資金の種類	貸付件数	貸付金額(円)	調定額(円)	償還額(円)	償還率
事業開始	0	0	1,726,676	270,000	15.6%
事業継続	0	0	1,562,137	45,222	2.9%
住 宅	0	0	1,119,380	0	0%
修 学	0	0	14,070,844	4,661,980	33.1%
就学支度	0	0	818,207	189,582	23.2%
結 婚	0	0	0	0	—
転 宅	0	0	676,749	69,759	10.3%
医療介護	0	0	555,068	36,000	6.5%
就職支度	0	0	0	0	—
生 活	0	0	3,345,724	183,019	5.5%
技能習得	0	0	1,200,000	0	0%
合 計	0	0	25,074,785	5,455,562	21.8%

※償還率は、調定額から不納欠損額を差し引いた額について算定したものである。

墨田区女性福祉資金一覧

(令和6年4月1日現在)

資金の種類			貸付の条件										
資金の名称	貸付対象	貸付金の内容	貸付限度額		返済期間	償還期間	利子						
事業開始資金	女性	事業を開始するのに必要な資金	2,000,000円		貸付の日から1年間	最長返済超過後7年以内	無利子 ※4						
事業継続資金	女性	事業を継続するのに必要な資金	1,420,000円		貸付の日から6か月	7年以内	無利子 ※4						
技能習得資金	女性 又は 女性が扶養している子	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	知識技能を習得する期間中(5年以内)	月額 68,000円	知識技能習得期間満了後1年間	20年以内	無利子 ※3						
就職支度資金	女性 又は 女性が扶養している子	就職に際し、必要な資金	100,000円 通勤のために自動車を購入する場合 330,000円		貸付の日から1年間	6年以内	無利子 ※3						
住宅資金	女性	自己所有の住宅の建設、購入及び現に居住する住宅の増改築、補修保全に必要な資金(住宅の建設、購入の場合、その住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む)	1,500,000円 災害、老朽等による増改築及び住宅建設、購入の場合 2,000,000円		貸付の日から6か月	6年以内 ※災害による場合は7年以内	無利子 ※4						
転宅資金	女性	住居を移転するために必要な資金	260,000円		貸付の日から6か月	最長返済超過後3年以内	無利子 ※4						
医療介護資金	女性 又は 女性が扶養している子	医療又は介護保険法によるサービス(介護)を受けるために必要な資金	医療 340,000円 (特別な場合 480,000円) 介護 500,000円		医療又は介護を受ける期間満了後6か月	5年以内	無利子 ※4						
生活資金	女性	1 技能習得期間中の生活を維持するために必要な資金 2 医療又は介護を受けている期間中の生活を維持するために必要な資金 3 失業している期間中(ただし、離職した日の翌日から1年以内)の生活を維持するために必要な資金(失業貸付期間1年以内)	1の技能習得期間中 月額 141,000円		技能習得期間満了後6か月	20年以内	無利子 ※4						
			2、3の期間中 月額 103,000円		医療又は介護期間満了後6か月	5年以内	無利子 ※4						
					失業貸付期間満了後6か月	5年以内	無利子 ※4						
結婚資金	女性又は女性が扶養している子	婚姻に際し必要な資金	300,000円		貸付の日から6か月	5年以内	無利子 ※4						
修学資金 ※1・2	女性 又は 女性が扶養している子	高校、高等、短大、大学、大学院又は専修学校に修学させるために必要な資金		下 表 (月額、単位：円)					卒業後6か月	20年以内	無利子 ※3		
				1年	2年	3年	4年	5年					
		高 校	中等 教育学 校の後 期課程 を含む)	国 公 立	自宅通学	27,000	27,000	27,000					
					自宅外通学	34,500	34,500	34,500					
				私 立	自宅通学	45,000	45,000	45,000					
				自宅外通学	52,500	52,500	52,500						
			高 専	国 公 立	自宅通学	31,500	31,500	31,500				67,500	67,500
					自宅外通学	33,750	33,750	33,750				76,500	76,500
		私 立		自宅通学	48,000	48,000	48,000	79,500				79,500	
				自宅外通学	52,500	52,500	52,500	90,000				90,000	
		短 大	国 公 立	自宅通学	67,500	67,500							
				自宅外通学	76,500	76,500							
			私 立	自宅通学	79,500	79,500							
				自宅外通学	80,000	90,000							
		大 学	国 公 立	自宅通学	67,500	67,500	67,500	67,500					
				自宅外通学	76,500	76,500	76,500	76,500					
			私 立	自宅通学	81,000	81,000	81,000	81,000					
				自宅外通学	96,000	96,000	96,000	96,000					
		大 学 院	修士課程		132,000	132,000							
			博士課程		183,000	183,000							
		専 修 学 校	高 等 学 校	国 公 立	自宅通学	27,000	27,000	27,000					
					自宅外通学	34,500	34,500	34,500					
				私 立	自宅通学	45,000	45,000	45,000					
自宅外通学	52,500				52,500	52,500							
専 門 学 校	国 公 立		自宅通学	67,500	67,500								
			自宅外通学	76,500	76,500								
	私 立		自宅通学	79,500	79,500								
			自宅外通学	90,000	90,000								
一 般 課 程				48,000	48,000								

就学支度 資金 ※1・2	女 性 又は 女性が扶養 している子	小、中学校に入学するために 必要な資金（特に経済的に困 難な事情にある場合）	小中学校入学者	40,600	中学校卒業後 6か月	〃 20年以内	無利子 ※3
			中学校入学者	47,400			
		高等学校、短大、大学、大学 院、高等専門学校、専修学校、 各種学校に入学するために必 要な資金	各種学校に入学する場合	160,000	卒業後 6か月		
			専修学校（一般過程）及び公立の高等学校、専修学校（高等課程）に入学する場合	160,000			
			私立の高等学校、専修学校（高等課程）に入学する場合	420,000			
			国公立の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に入学する場合	380,000			
			私立の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に入学する場合	590,000			

◎ 技能習得資金、就職支度資金、修学資金、就学支度資金のうち「女性が扶養している子」が貸付対象となる資金は、母が借受者となる場合は子が連帯借主（貸付金の連帯債務を負担する。）となる（母の収入を明らかにする書類及び生活費収支内訳により償還可能かを確認する。）。

◎ 技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金のうち「女性が扶養している子」が貸付対象となる資金で保証人を立てることが困難であると認められるときには、一定の条件を満たす場合に限り、子が借受者となり、その女性が子の保証人となることができる。

※1 修学資金及び就学支度資金の貸付対象は、学校教育法に規定する高等学校及び大学等に限る。

※2 修学資金及び就学支度資金の項中、中学校には中等教育学校の前期課程を含み、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※3 技能習得資金、就職支度資金、修学資金、就学支度資金のうち「女性が扶養している子」が貸付対象となる資金は、無利子での貸付となる。

※4 3以外の資金は、原則、保証人を立てて無利子での貸付となる（収入を明らかにする書類及び生活費収支内訳により償還可能であると判断でき、かつ保証人を探す努力をしてもなお困難であると認められる場合、据置期間中は無利子とし、経過後は年1%）。

VI 家庭福祉

■ 1 家庭福祉の概要（生活福祉課第二相談係）

人間関係の調整と、家庭福祉の向上を図ることを目的とし、昭和36年から家庭相談員を福祉事務所内に配置し、家庭相談を行っている。

家庭相談員は、家庭生活にまつわる複雑な人間関係の諸問題、すなわち、夫婦、嫁しゅうとめ、親子、恋愛、男女等の人間関係や、子の認知・扶養・離婚・相続等の身分関係、生活、就職、教育等その他あらゆる問題について助言、援助を行うとともに、関係機関との連絡調整等、広範囲にわたる相談活動を行っている。

相談受付状況

年度	相談員 人数	相談延べ 人数	相談事項																															
			人間関係						身分関係						就職			経済				その他												
			夫婦関係	親子関係	嫁・しゅうと関係	同居人との関係	恋愛・男女関係	その他の	計	認知親権	養育	扶養	結婚	離婚	相続	その他の	計	就職	内職	その他	計	住宅	医療費	借金	その他	計	子供のしつけと教育	老後の問題	生活態度	その他				
4	22	66	37	29	5	0	2	0	1	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6	9	3	2	1	1	2	10	0	0	0	10
	158	557	253	139	79	2	3	1	29	139	2	7	0	3	126	0	1	27	6	0	21	83	36	36	1	1	1	9	55	0	5	1	49	
	180	623	290	168	84	2	5	1	30	143	2	7	0	3	130	0	1	33	6	0	27	92	39	38	2	2	11	65	0	5	1	59		
	18	43	16	9	2	0	4	0	1	17	0	0	0	0	17	0	0	1	0	0	1	7	0	1	0	0	0	6	2	0	0	0	2	
	133	460	162	55	71	2	0	1	33	155	1	1	0	2	140	7	4	18	3	0	15	64	13	27	2	0	22	61	1	0	0	60		
	151	503	178	64	73	2	4	1	34	172	1	1	0	2	157	7	4	19	3	0	16	71	13	28	2	0	28	63	1	0	0	62		
	28	40	12	10	1	0	0	0	1	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	5	0	3	0	0	2	15	1	0	1	13		
	132	378	99	29	44	1	2	2	21	172	2	0	0	4	120	46	0	7	3	0	4	62	2	48	1	1	10	38	2	0	2	34		
	160	418	111	39	45	1	2	2	22	180	2	0	0	4	128	46	0	7	3	0	4	67	2	51	1	1	12	53	3	0	3	47		

VII 生活保護

■ 1 生活保護の概要 (生活福祉課)

生活保護法による給付は、憲法第 25 条の理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

保護の決定にあたっては、その者の利用し得る資産能力等の活用を要件とし、給付にあたっては、国が定める生活保護基準に対し、世帯収入が下回る場合、その不足分を金銭又は現物にて支給している。

保護の種類は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助に分かれており、保護を受ける人の世帯の構成や収入の状況に応じて、その全部又は一部が適用される。

墨田区の令和 7 年 3 月の保護受給状況は、被保護世帯数 5,921 世帯、人員 6,999 人、保護率 24.36 % となっており、前年同期と比較して、106 世帯、154 人の減となった。世帯類型別では、高齢者世帯の占める割合が 60.3% と、特に高くなっている。

保護の種類と内容

生活扶助：衣類その他日常生活に必要な最小限度の費用（飲食物費、光熱水費、衣料費及び移送費）

住宅扶助：家賃・地代など住宅費及び家屋の補修その他維持に必要な費用

教育扶助：児童・生徒が小中学校に通うための費用（学用品、教材費、給食費、交通費、クラブ活動費など）

介護扶助：介護サービスを受けるために必要な費用

医療扶助：けがや病気の治療に必要な費用

出産扶助：分べん及び衛生材料のための費用

生業扶助：生業に必要な資金、技能の修得（高校等就学費を含む）に要する費用及び就職支度費

葬祭扶助：火葬、運搬、納骨など葬祭に要する費用

【資料】 標準世帯の生活扶助基準額の年次推移

(1級地)

実施年月日	基準額 (円)	改定率 (%)	備	考
昭和 21. 3. 13	199 .80			6 地域 区分別
21. 4. 1	252			21. 7. 1
21. 7. 1	303		5 人世帯	3 地域 区分別
21. 11. 1	456			23. 8. 1
22. 3. 1	630			23. 8. 1
22. 7. 1	912			23. 11. 1
22. 8. 1	1, 326			26. 5. 1
22. 11. 1	1, 500			32. 4. 1
23. 8. 1	4, 100		64 5 標準 5 人世帯	5 級地制
23. 11. 1	4, 535		歳女・1 歳男	
24. 5. 1	5, 200			
26. 5. 1	5, 826			
27. 5. 1	7, 200			
28. 7. 1	8, 000			
32. 4. 1	8, 850			
34. 4. 1	9, 346			
35. 4. 1	9, 621			
36. 4. 1	10, 344	116. 0	9 歳男	
37. 4. 1	12, 213	118. 0		
38. 4. 1	14, 289	117. 0		
39. 4. 1	16, 147	113. 0		
40. 4. 1	18, 204	112. 0		
41. 4. 1	20, 662	113. 5		
42. 4. 1	23, 451	113. 5		
43. 4. 1	26, 500	113. 0		
44. 4. 1	29, 945	113. 0		
45. 4. 1	34, 137	114. 0		
46. 4. 1	38, 916	114. 0	35 9 標準 4 人世帯	
47. 4. 1	44, 364	114. 0	歳男・1 歳女	
48. 4. 1	50, 575	114. 0		
49. 4. 1	60, 690	120. 0		
50. 4. 1	74, 952	123. 5		
51. 4. 1	84, 321	112. 5		
52. 4. 1	95, 114	112. 8		
53. 4. 1	105, 577	111. 0		
54. 4. 1	114, 340	108. 3		
55. 4. 1	124, 173	108. 6		
56. 4. 1	134, 976	108. 7		
57. 4. 1	143, 345	106. 2		
58. 4. 1	148, 649	103. 7		
59. 4. 1	152, 960	102. 9		
60. 4. 1	157, 396	102. 9		
	(124, 487)			

実施年月日	基準額 (円)	改定率 (%)	備	考
61. 4. 1	126, 977	102. 0		62. 4. 1
62. 4. 1	129, 136	101. 7		(各級 地を2 区分)
63. 4. 1	130, 944	101. 4		
平成 元. 4. 1	136, 444	104. 2		
2. 4. 1	140, 674	103. 1		
3. 4. 1	145, 457	103. 4		
4. 4. 1	149, 966	103. 1		
5. 4. 1	153, 265	102. 2		
6. 4. 1	155, 717	101. 6		
7. 4. 1	157, 274	101. 0		
8. 4. 1	158, 375	100. 7		
9. 4. 1	161, 859	102. 2		
10. 4. 1	163, 316	100. 9		
11. 4. 1	163, 806	100. 3		
12. 4. 1	163, 970	100. 1		
13. 4. 1	163, 970	100. 0		
14. 4. 1	163, 970	100. 0		
15. 4. 1	162, 490	99. 1		
16. 4. 1	162, 170	99. 8		
17. 4. 1	162, 170	100. 0		
18. 4. 1	162, 170	100. 0		
19. 4. 1	162, 170	100. 0		
20. 4. 1	162, 170	100. 0		
21. 4. 1	162, 170	100. 0		
22. 4. 1	162, 170	100. 0		
23. 4. 1	162, 170	100. 0		
24. 4. 1	162, 170	100. 0		
25. 8. 1	156, 820	96. 7		
26. 4. 1	155, 840	99. 4		
27. 4. 1	150, 110	96. 3		
28. 4. 1	150, 110	100. 0		
29. 4. 1	150, 110	100. 0		
30. 4. 1	150, 110	100. 0		
30. 10. 1	148, 900	99. 2		
31. 4. 1	148, 900	100. 0		
1. 10. 1	148, 020	99. 4		
令和 2. 4. 1	148, 020	100. 0		
2. 10. 1	146, 800	99. 2		
3. 4. 1	146, 800	100. 0		
4. 4. 1	146, 800	100. 0		
5. 10. 1	152, 900	104. 2		

(注) 1. () は61. 4. 1と比較のため、60. 4. 1の標準3人世帯基準額を表示してあります。 2. 62. 4. 1以降は、1級地-1を表示してあります。

■ 2 保護の現況 (生活福祉課)

被保護世帯数 (月延べ件数の年度間の総計) (令和6年度)

	総数	医療単給	医療併給
世帯数	71,632	467	67,240

扶助別保護世帯数 (月延べ件数の年度間の総計) (令和6年度)

	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
世帯数	63,898	66,279	1,710	20,153	67,707	2	1,179	327
人員	75,865	77,899	2,437	20,641	78,746	2	1,301	328

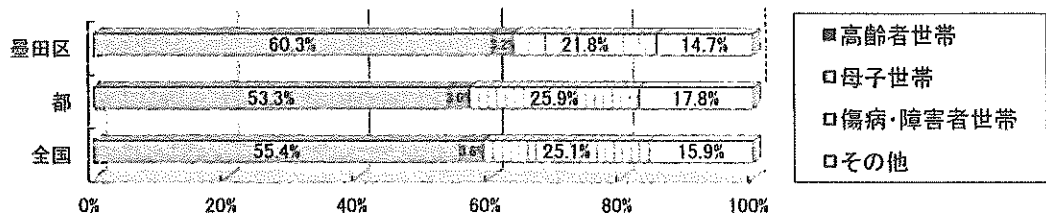
労働力類型別保護世帯数 (月延べ件数の年度間の総計) (令和6年度)

世帯類型	世帯主が働いている世帯				世帯員が 就労の世帯	働いている者 のいない世帯
	常用	日雇	内職	その他		
世帯数	7,895	609	589	327	1,223	60,680

世帯類型別保護世帯 (月延べ件数の年度間の総計) (令和6年度)

世帯類型	単身者世帯			二人以上の世帯				合計
	高齢者 世帯	傷病・ 障害者 世帯	その他 世帯	高齢者 世帯	母子 世帯	傷病・ 障害者 世帯	その他 世帯	
世帯数	40,097	14,135	6,936	2,939	2,252	1,443	3,521	71,323

世帯類型別構成比 (%)



構成比率：区…令和6年度分(令和6年4月～令和7年3月の計)

都…令和7年3月分

国…令和7年3月分

令和7年度改定生活保護基準額表 1級地 一 1

第1類		第2類	
年齢別	基準額	年齢別	基準額
0~2歳	44,580円	0~2歳	44,580円
3~5	44,580円	3~5	44,580円
6~11	46,460円	6~11	46,460円
12~17	49,270円	12~17	49,270円
18~19	46,930円	18~19	46,930円
20~40	46,930円	20~40	46,930円
41~59	46,930円	41~59	46,930円
60~64	46,930円	60~64	46,930円
65~69	46,460円	65~69	46,460円
70~74	46,460円	70~74	46,460円
75~	39,890円	75~	39,890円

第1類の額に乘じてる世帯人員別の減減率	
人員	減減率
1人	1.00
2人	0.87
3人	0.75
4人	0.66
5人	0.59
6人	0.53
7人	0.48
8人	0.43
9人以上	0.38

第2類	
人員	基準額
1人	27,190円
2人	38,060円
3人	44,730円
4人	48,900円
5人	49,180円
6人	55,650円
7人	58,920円
8人	61,910円
9人	64,670円
10人以上	2,760円

種別	更生	冬季加算 (VI区)
1 入所	64,140円	67,950円
2 保護	60,940円	64,550円
3 基礎	67,730円	61,150円

入所日用品費	23,110円以内	冬季加算 (VI区)	1,000円
--------	-----------	------------	--------

(R7.4.1~)

令和7年度の居宅基準額適用世帯の第1類及び第2類の基準額 (冬季加算・各種加算・期末一時扶助を含まない。)

7年度居宅基準 (合計額) = (第1類×減減率) + 第2類×超過的加算 + 特別加算

(注) 許容過剰において繰越処理は行わず、7年度居宅基準 (合計額)に10円未満の増減がある場合は、1円未満を切り捨てた後、繰越を10円に切り上げる。
 (注) 超過的加算は、別表IIの額を参照。
 (注) 出かせぎ等、他の世帯員とは別に一般生活費を計上する者がいる場合は、それぞれ別に計算する。

特別加算		世帯員一人につき月額1,000円	
人員	居宅	人員	居宅
1人	14,160円	7人	33,690円
2人	23,080円	8人	35,680円
3人	23,790円	9人	37,370円
4人	26,760円	10人以上	1,710円
5人	27,890円		
6人	31,720円		

施設		基準生活費の額	
職業能力開発促進法にいう職業能力開発学校、障害者職業能力開発校又はこれらに相当する施設に附属する宿泊施設	1人につき10人に加算する額	1級地	5,070円
特別支援学校に附属する寄宿舎	10人以上	2級地	4,610円
児童福祉施設	1人につき10人に加算する額	3級地	4,150円
児童福祉施設	10人以上		

各種加算	
妊婦	9,130円
産婦	13,790円
障害	15,690円
障害	17,870円
障害	26,810円
障害	22,310円

介護施設入所者基本生活費	9,880円以内	冬季加算 (VI区)	1,000円
--------------	----------	------------	--------

I

各種加算	
住宅補助	13,270円
放牧補助	46,760円
児童養育	10,190円
母子	18,800円
介護施設	19,350円

住宅補助		一般基準	
世帯人数	1人	13,000円以内	円以内
床面積	6㎡以下	6㎡超~10㎡以下	10㎡超~15㎡以下
床内基準額	38,000円以内	43,000円以内	48,000円以内
特別基準額	69,800円以内	69,800円以内	69,800円以内
敷金等の額	279,200円以内	104,700円以内	
更新料等			
世帯人数	2人	3人	4人
世帯人数	5人	6人	7人以上
世帯人数	8人以上		

教育扶助	
基準額	3,400円
特別基準額	5,300円
特別基準額	1,170円
他に教材代、学校給食費、交通費等実費支給	1,250円
災害時等の学用品費の補充	15,200円
学費の補充	23,600円
学費の補充	16,400円
学費の補充	59,800円
特別基準額	21,320円
特別基準額	77,740円

(注) 平成27年6月末現在保護受給していた世帯の超過的加算及び自身世帯の面積減額についての緩和措置がある。

令和7年度改定生活保護基準額表

出産扶助	一般基準	施設分娩(加算額)	妊産婦費用(加算額)
	山産に要する費用	318,000円以内	8日以内の入院料(医療扶助)の変更
特別基準	出産予定日の急変等	308,000円以内	6,200円以内
	産科医療補償制度による保険料(掛金)	30,000円以内	円以内
生業費	技能修得費	90,000円以内	就職支度費
	47,000円以内(特別基準)	152,000円以内	34,000円以内
生業費	学用品費、通学用品費	7,300円	
	学服費等学費費、生徒会費	2,170円以内	
学費	通学費	必要最小限の額	
	医療費	必要最小限の額	
学費	入学料	118,200円以内	
	入学準備金	118,200円以内	
教材代	教科書、ワークブック	実費支給	
	参考書、辞書、辞書、1冊以上	実費支給	
学習支援費	特別基準	101,000円以内(年間上限額)	
	一般基準	131,300円以内(年間上限額)	
区区分	大	36,500円以内	
	小	175,200円以内	
葬祭扶助	法第18条第2項第1号に該当する死者に対し葬祭を行う場合は、1,000円を加算する。		
	火葬料が大人6,000円、小人5,000円を超える場合は、当該超過額を加算する。		
葬祭扶助	自前葬料その他の葬儀の費用が19,200円を超える場合は、9,240円を加算する。		
	死亡診断書又は死体検案に要する費用が5,350円を超える場合は、当該超過額を加算する。		
葬祭扶助	火葬又は埋葬を行うまでの間、死体保存のため特別な費用を必要とする場合は、実費を基準額に加算する。		

1. 級別一 1. 級別一

記帳・水道・戸戸・下水	特別基準	135,000円以内
	一般基準	202,500円以内
住宅	一般基準	135,000円以内
	特別基準	202,500円以内
家具什器費	炊事用具、食器等	35,800円以内
	暖房器具	57,000円以内
家具什器費	暖房器具	29,000円以内
	布疋器具	73,000円以内
家具什器費	布疋器具	73,000円以内
	設置費用	必要最小限の額
家族保費	月額	14,000円以内
	再生一組につき	15,200円以内
布疋	新規一組につき	22,200円以内
	平営費	15,300円以内
新生児衣料	入院時履巻	57,200円以内
	入院時履巻	4,800円以内
紙おむつ等	月額	26,100円以内
	夏季(4月~9月)	冬季(10月~3月)
火災	2人まで	21,900円以内
	4人まで	41,700円以内
時給	5人	53,600円以内
	6人以上1人	7,800円以内
入学	小学生等	91,600円以内
	中学生等	101,000円以内
就労活動促進費	月額	5,000円
	検診料	原則として法による診療方針及び診療報酬の例による
診料	一般診療	4,720円以内
	検査料	6,090円以内
命令	医療費	3,000円以内
	医療費	5,000円以内
その他の	新規就労	6か月間
	勤務控除	20歳未満

所得決定に用いる基準控除額

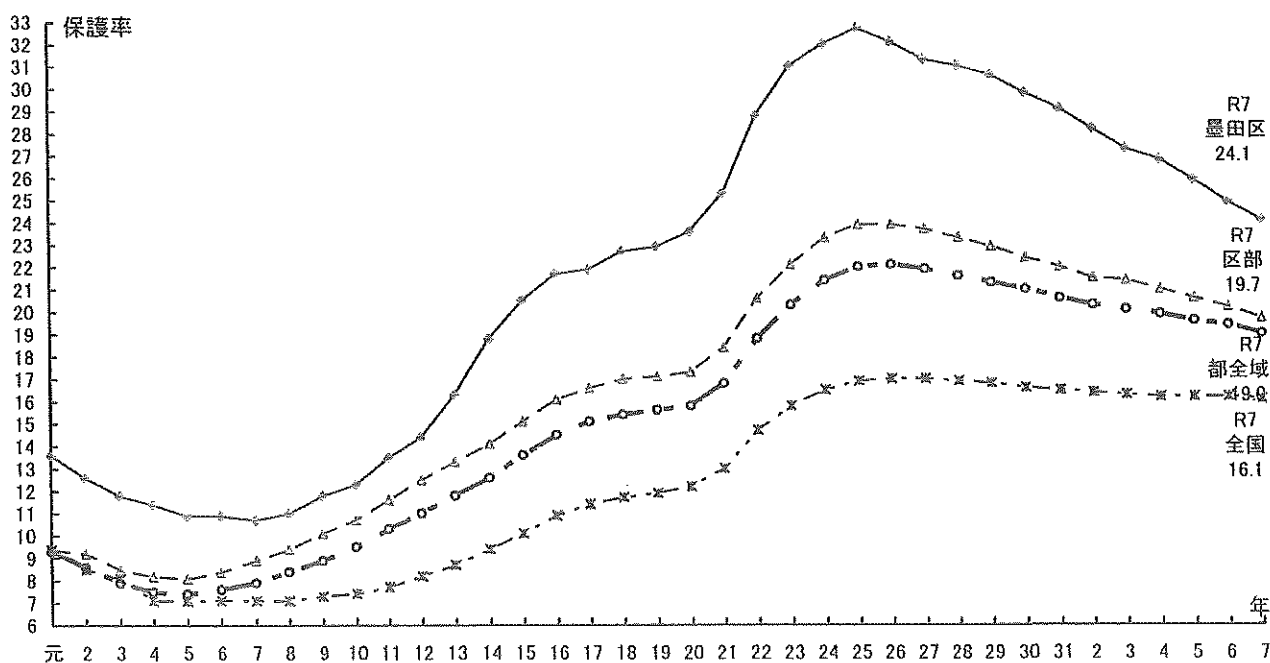
収入金額	1人目	2人目	3人目	4人目
	円	円	円	円
収入金額	0~8,000	8,001~8,339	8,340~8,678	8,679~9,017
	円	円	円	円
収入金額	9,018~9,356	9,357~9,695	9,696~10,034	10,035~10,373
	円	円	円	円
収入金額	10,374~10,712	10,713~11,051	11,052~11,390	11,391~11,729
	円	円	円	円
収入金額	11,730~12,068	12,069~12,407	12,408~12,746	12,747~13,085
	円	円	円	円
収入金額	13,086~13,424	13,425~13,763	13,764~14,102	14,103~14,441
	円	円	円	円
収入金額	14,442~14,780	14,781~15,119	15,120~15,458	15,459~15,797
	円	円	円	円
収入金額	15,798~16,136	16,137~16,475	16,476~16,814	16,815~17,153
	円	円	円	円
収入金額	17,154~17,492	17,493~17,831	17,832~18,170	18,171~18,509
	円	円	円	円
収入金額	18,510~18,848	18,849~19,187	19,188~19,526	19,527~19,865
	円	円	円	円
収入金額	19,866~20,204	20,205~20,543	20,544~20,882	20,883~21,221
	円	円	円	円
収入金額	21,222~21,560	21,561~21,899	21,900~22,238	22,239~22,577
	円	円	円	円
収入金額	22,578~22,916	22,917~23,255	23,256~23,594	23,595~23,933
	円	円	円	円
収入金額	23,934~24,272	24,273~24,611	24,612~24,950	24,951~25,289
	円	円	円	円
収入金額	25,290~25,628	25,629~25,967	25,968~26,306	26,307~26,645
	円	円	円	円
収入金額	26,646~26,984	26,985~27,323	27,324~27,662	27,663~28,001
	円	円	円	円
収入金額	28,002~28,340	28,341~28,679	28,680~29,018	29,019~29,357
	円	円	円	円
収入金額	29,358~29,696	29,697~30,035	30,036~30,374	30,375~30,713
	円	円	円	円
収入金額	30,714~31,052	31,053~31,391	31,392~31,730	31,731~32,069
	円	円	円	円
収入金額	32,070~32,408	32,409~32,747	32,748~33,086	33,087~33,425
	円	円	円	円
収入金額	33,426~33,764	33,765~34,103	34,104~34,442	34,443~34,781
	円	円	円	円
収入金額	34,782~35,120	35,121~35,459	35,460~35,798	35,799~36,137
	円	円	円	円
収入金額	36,138~36,476	36,477~36,815	36,816~37,154	37,155~37,493
	円	円	円	円
収入金額	37,494~37,832	37,833~38,171	38,172~38,510	38,511~38,849
	円	円	円	円
収入金額	38,850~39,188	39,189~39,527	39,528~39,866	39,867~40,205
	円	円	円	円
収入金額	40,206~40,544	40,545~40,883	40,884~41,222	41,223~41,561
	円	円	円	円
収入金額	41,562~41,900	41,901~42,239	42,240~42,578	42,579~42,917
	円	円	円	円
収入金額	42,918~43,256	43,257~43,595	43,596~43,934	43,935~44,273
	円	円	円	円
収入金額	44,274~44,612	44,613~44,951	44,952~45,290	45,291~45,629
	円	円	円	円
収入金額	45,630~45,968	45,969~46,307	46,308~46,646	46,647~46,985
	円	円	円	円
収入金額	46,986~47,324	47,325~47,663	47,664~48,002	48,003~48,341
	円	円	円	円
収入金額	48,342~48,680	48,681~49,019	49,020~49,358	49,359~49,697
	円	円	円	円
収入金額	49,698~50,036	50,037~50,375	50,376~50,714	50,715~51,053
	円	円	円	円
収入金額	51,054~51,392	51,393~51,731	51,732~52,070	52,071~52,409
	円	円	円	円
収入金額	52,410~52,748	52,749~53,087	53,088~53,426	53,427~53,765
	円	円	円	円
収入金額	53,766~54,104	54,105~54,443	54,444~54,782	54,783~55,121
	円	円	円	円
収入金額	55,122~55,460	55,461~55,799	55,800~56,138	56,139~56,477
	円	円	円	円
収入金額	56,478~56,816	56,817~57,155	57,156~57,494	57,495~57,833
	円	円	円	円
収入金額	57,834~58,172	58,173~58,511	58,512~58,850	58,851~59,189
	円	円	円	円
収入金額	59,190~59,528	59,529~59,867	59,868~60,206	60,207~60,545
	円	円	円	円
収入金額	60,546~60,884	60,885~61,223	61,224~61,562	61,563~61,901
	円	円	円	円
収入金額	61,902~62,240	62,241~62,579	62,580~62,918	62,919~63,257
	円	円	円	円
収入金額	63,258~63,596	63,597~63,935	63,936~64,274	64,275~64,613
	円	円	円	円
収入金額	64,614~64,952	64,953~65,291	65,292~65,630	65,631~65,969
	円	円	円	円
収入金額	65,970~66,308	66,309~66,647	66,648~66,986	66,987~67,325
	円	円	円	円
収入金額	67,326~67,664	67,665~68,003	68,004~68,342	68,343~68,681
	円	円	円	円
収入金額	68,682~69,020	69,021~69,359	69,360~69,698	69,699~70,037
	円	円	円	円
収入金額	70,038~70,376	70,377~70,715	70,716~71,054	71,055~71,393
	円	円	円	円
収入金額	71,394~71,732	71,733~72,071	72,072~72,410	72,411~72,749
	円	円	円	円
収入金額	72,750~73,088	73,089~73,427	73,428~73,766	73,767~74,105
	円	円	円	円
収入金額	74,106~74,444	74,445~74,783	74,784~75,122	75,123~75,461
	円	円	円	円
収入金額	75,462~75,800	75,801~76,139	76,140~76,478	76,479~76,817
	円	円	円	円
収入金額	76,818~77,156	77,157~77,495	77,496~77,834	77,835~78,173
	円	円	円	円
収入金額	78,174~78,512	78,513~78,851	78,852~79,190	79,191~79,529
	円	円	円	円
収入金額	79,530~79,868	79,869~80,207	80,208~80,546	80,547~80,885
	円	円	円	円
収入金額	80,886~81,224	81,225~81,563	81,564~81,902	81,903~82,241
	円	円	円	円
収入金額	82,242~82,580	82,581~82,919	82,920~83,258	83,259~83,597
	円	円	円	円
収入金額	83,598~83,936	83,937~84,275	84,276~84,614	84,615~84,953
	円	円	円	円
収入金額	84,954~85,292	85,293~85,631	85,632~85,970	85,971~86,309
	円	円	円	円
収入金額	86,310~86,648	86,649~86,987	86,988~87,326	87,327~87,665
	円	円	円	円
収入金額	87,666~88,004	88,005~88,343	88,344~88,682	88,683~89,021
	円	円	円	円
収入金額	89,022~89,360	89,361~89,699	89,700~89,999	90,000
	円	円	円	円

(注) 収入金額が1,000円以上の場合は、収入金額が4,000円未満の場合、1人目については100円、2人目以降については1340円を控除額に加算する。

保護世帯、人員、保護率の推移等

(各年4月分)

年	墨田区			区部			都全域			全国		
	世帯	人員	保護率‰	世帯	人員	保護率‰	世帯	人員	保護率‰	世帯	人員	保護率‰
20	4,533	5,735	23.6	116,237	150,149	17.3	153,657	202,667	15.8	1,121,240	1,558,682	12.2
21	4,986	6,225	25.3	125,922	161,467	18.4	166,233	217,868	16.8	1,203,874	1,664,892	13.0
22	5,775	7,185	28.8	141,542	181,940	20.6	186,650	245,223	18.8	1,353,236	1,874,335	14.7
23	6,193	7,761	31.0	153,600	198,095	22.1	202,918	267,442	20.3	1,462,197	2,021,412	15.8
24	6,324	7,981	32.0	162,808	209,628	23.3	214,917	282,349	21.4	1,529,524	2,102,081	16.5
25	6,531	8,260	32.7	168,583	215,657	23.9	222,890	290,956	22.0	1,578,032	2,151,843	16.9
26	6,514	8,214	32.1	171,405	217,774	23.9	226,761	293,782	22.1	1,600,241	2,159,847	17.0
27	6,475	8,118	31.3	173,258	218,028	23.7	229,786	294,622	21.9	1,620,924	2,163,414	17.0
28	6,549	8,161	31.0	174,074	217,150	23.3	231,331	293,689	21.6	1,632,271	2,150,877	16.9
29	6,577	8,144	30.6	174,549	215,658	22.9	232,255	292,048	21.3	1,637,405	2,131,676	16.8
30	6,552	8,050	29.8	174,215	213,387	22.4	232,192	289,106	21.0	1,635,280	2,103,666	16.6
31	6,497	7,944	29.1	173,537	211,229	22.0	231,671	286,383	20.6	1,634,353	2,081,339	16.5
2	6,424	7,757	28.2	172,755	208,617	21.5	231,279	283,457	20.3	1,634,584	2,059,536	16.4
3	6,278	7,538	27.3	172,319	206,386	21.4	231,428	280,976	20.1	1,638,787	2,043,423	16.3
4	6,190	7,409	26.8	171,042	203,460	21.0	230,841	278,175	19.9	1,637,490	2,023,665	16.2
5	6,148	7,317	25.9	170,091	201,114	20.6	230,787	276,304	19.6	1,643,887	2,018,366	16.2
6	6,008	7,111	24.9	168,990	198,647	20.2	230,322	274,139	19.4	1,647,853	2,011,281	16.2
7	5,898	6,931	24.1	166,877	194,934	19.7	228,519	270,114	19.0	1,643,444	1,990,418	16.1



町丁名別保護状況

(令和7年7月1日現在)

町丁名	管内人口	被保護者		保護率 ‰	町丁名	管内人口	被保護者		保護率 ‰
		世帯	人員				世帯	人員	
両国1	2,017	8	10	4.96	横川1	1,641	20	22	13.41
両国2	2,292	6	7	3.05	横川2	1,598	36	37	23.15
両国3	2,184	5	5	2.29	横川3	1,256	29	31	24.68
両国4	2,282	7	7	3.07	横川4	1,279	20	21	16.42
千歳1	2,046	2	2	0.98	横川5	2,908	114	171	58.80
千歳2	1,139	8	8	7.02	業平1	3,028	22	26	8.59
千歳3	2,502	8	11	4.40	業平2	1,286	19	21	16.33
緑1	3,787	16	16	4.22	業平3	1,500	10	11	7.33
緑2	3,550	18	18	5.07	業平4	2,174	26	32	14.72
緑3	3,539	17	21	5.93	業平5	2,283	13	16	7.01
緑4	5,346	40	50	9.35	向島1	2,353	41	44	18.70
立川1	1,424	5	5	3.51	向島2	2,868	28	28	9.76
立川2	1,639	15	17	10.37	向島3	4,788	55	60	12.53
立川3	1,947	8	9	4.62	向島4	2,632	57	61	23.18
立川4	2,040	12	12	5.88	向島5	4,608	131	151	32.77
菊川1	1,890	3	4	2.12	東向島1	3,321	129	145	43.66
菊川2	2,521	17	18	7.14	東向島2	5,274	111	116	21.99
菊川3	4,114	30	30	7.29	東向島3	3,683	41	45	12.22
江東橋1	1,687	19	20	11.86	東向島4	3,881	97	103	26.54
江東橋2	2,476	0	0	0.00	東向島5	4,080	109	123	30.15
江東橋3	712	9	9	12.64	東向島6	5,821	128	135	23.19
江東橋4	2,775	64	80	28.83	堤通1	2,497	23	36	14.42
江東橋5	3,252	11	18	5.54	堤通2	3,975	213	373	93.84
横網1	304	0	0	0.00	墨田1	3,195	74	125	39.12
横網2	1,270	2	3	2.36	墨田2	4,010	140	157	39.15
亀沢1	2,214	4	5	2.26	墨田3	3,801	201	227	59.72
亀沢2	2,120	10	10	4.72	墨田4	4,831	170	177	36.64
亀沢3	2,191	12	14	6.39	墨田5	2,824	127	145	51.35
亀沢4	3,241	26	29	8.95	押上1	2,336	33	39	16.70
石原1	2,824	12	12	4.25	押上2	3,674	94	111	30.21
石原2	2,696	12	15	5.56	押上3	4,409	78	87	19.73
石原3	3,135	47	55	17.54	京島1	7,273	97	108	14.85
石原4	3,064	21	25	8.16	京島2	1,873	59	67	35.77
本所1	3,298	24	25	7.58	京島3	4,137	191	213	51.49
本所2	1,745	3	5	2.87	文花1	5,113	323	451	88.21
本所3	1,979	12	12	6.06	文花2	2,455	61	75	30.55
本所4	2,805	23	31	11.05	文花3	2,656	27	31	11.67
東駒形1	1,465	12	12	8.19	八広1	3,353	109	123	36.68
東駒形2	1,509	8	8	5.30	八広2	4,600	116	145	31.52
東駒形3	1,659	12	12	7.23	八広3	3,604	131	141	39.12
東駒形4	2,693	16	20	7.43	八広4	4,705	129	133	28.27
吾妻橋1	2,273	11	13	5.72	八広5	3,055	92	117	38.30
吾妻橋2	1,500	6	7	4.67	八広6	4,241	100	108	25.47
吾妻橋3	1,703	11	15	8.81	立花1	6,078	149	168	27.64
錦糸1	2,163	41	54	24.97	立花2	1,716	66	71	41.38
錦糸2	688	5	8	11.63	立花3	3,048	65	76	24.93
錦糸3	723	14	16	22.13	立花4	3,764	87	105	27.90
錦糸4	1,885	11	12	6.37	立花5	4,514	77	88	19.49
太平1	3,634	40	44	12.11	立花6	2,381	66	102	42.84
太平2	1,364	48	49	35.92	東墨田1	158	2	2	12.66
太平3	1,521	22	25	16.44	東墨田2	1,703	58	65	38.17
太平4	4,655	53	62	13.32	東墨田3	833	6	7	8.40
					不定		586	609	
					合計	288,556	5,832	6,856	23.76

保護の相談・申請・廃止状況

(令和6年度)

年月 項目	6年	5	6	7	8	9	10	11	12	7年	2	3	6年度	6年度	5年度	5年度
	4									1			計	月平均	計	月平均
申請 件数	56	70	32	77	60	50	47	56	51	58	61	57	675	56.3	699	58.3
職権 保護	1	2	0	0	1	3	0	0	2	0	1	3	13	1.1	11	0.9
開始	世帯	44	72	38	68	47	50	52	55	51	56	61	651	54.3	676	56.3
	人員	53	85	45	75	59	73	56	62	63	58	63	762	63.5	805	67.1
取 下 件 数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1	0	4	0.3	7	0.6
却 下 件 数	0	3	1	2	8	2	3	0	4	0	3	3	29	2.4	26	2.2
廃 止	世帯	66	60	46	74	55	66	79	64	59	63	62	768	64.0	801	66.8
	人員	73	64	57	81	63	76	80	72	63	67	64	856	71.3	874	72.8
相 談 件 数	133	173	124	151	148	117	128	152	118	135	150	149	1,678	139.8	1,707	142.3

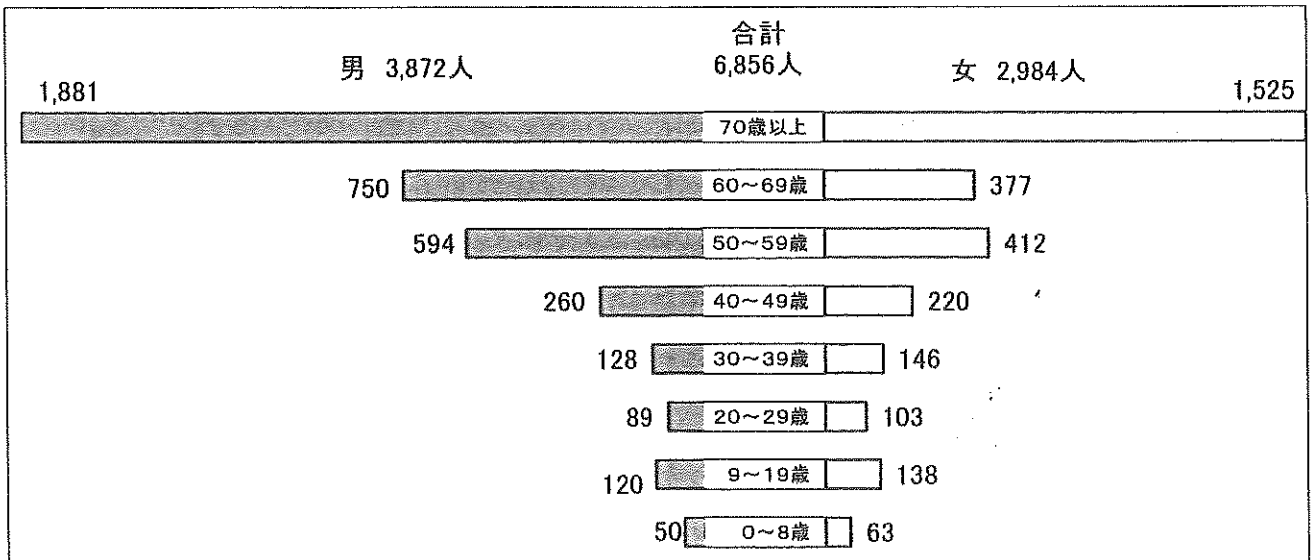
住所不定者の相談・開始件数

(令和6年度)

年月 項目	6年	5	6	7	8	9	10	11	12	7年	2	3	計
	4									1			
相談件数	21	27	15	21	20	16	23	35	29	20	25	26	278
開始件数 (受理)	14	27	9	19	19	25	19	20	20	19	22	22	235

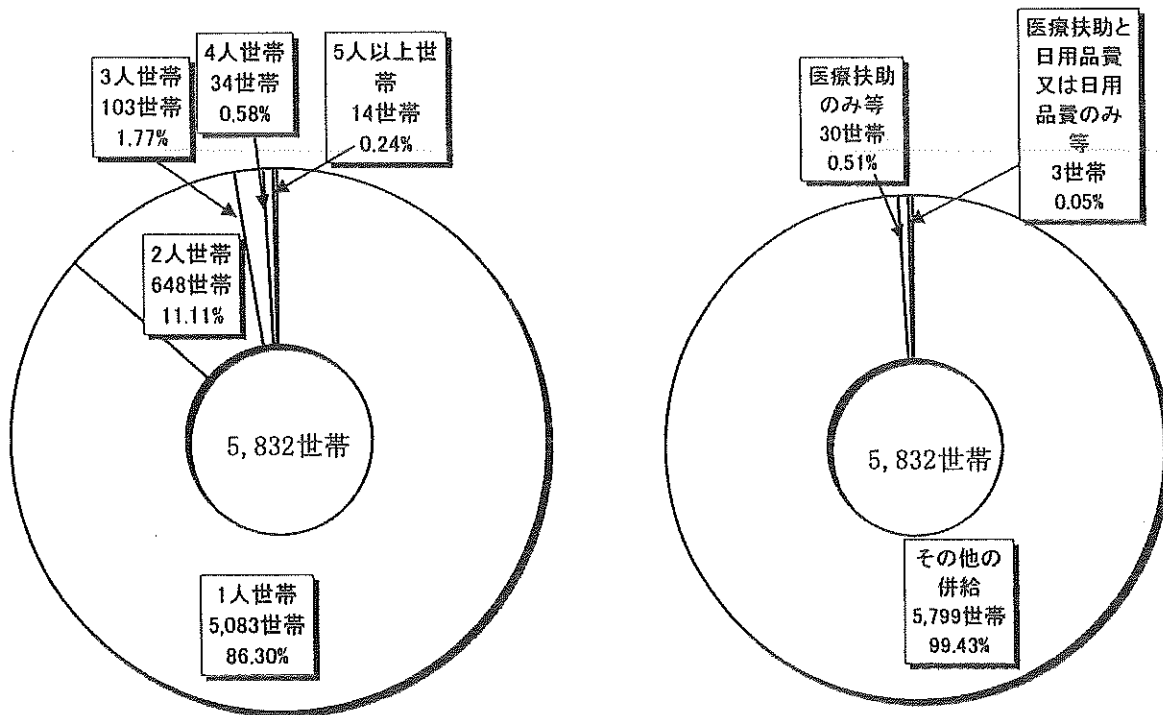
被保護人員年齢別構成

(令和7年7月1日現在)



被保護世帯数・扶助の種類

(令和7年7月1日現在)

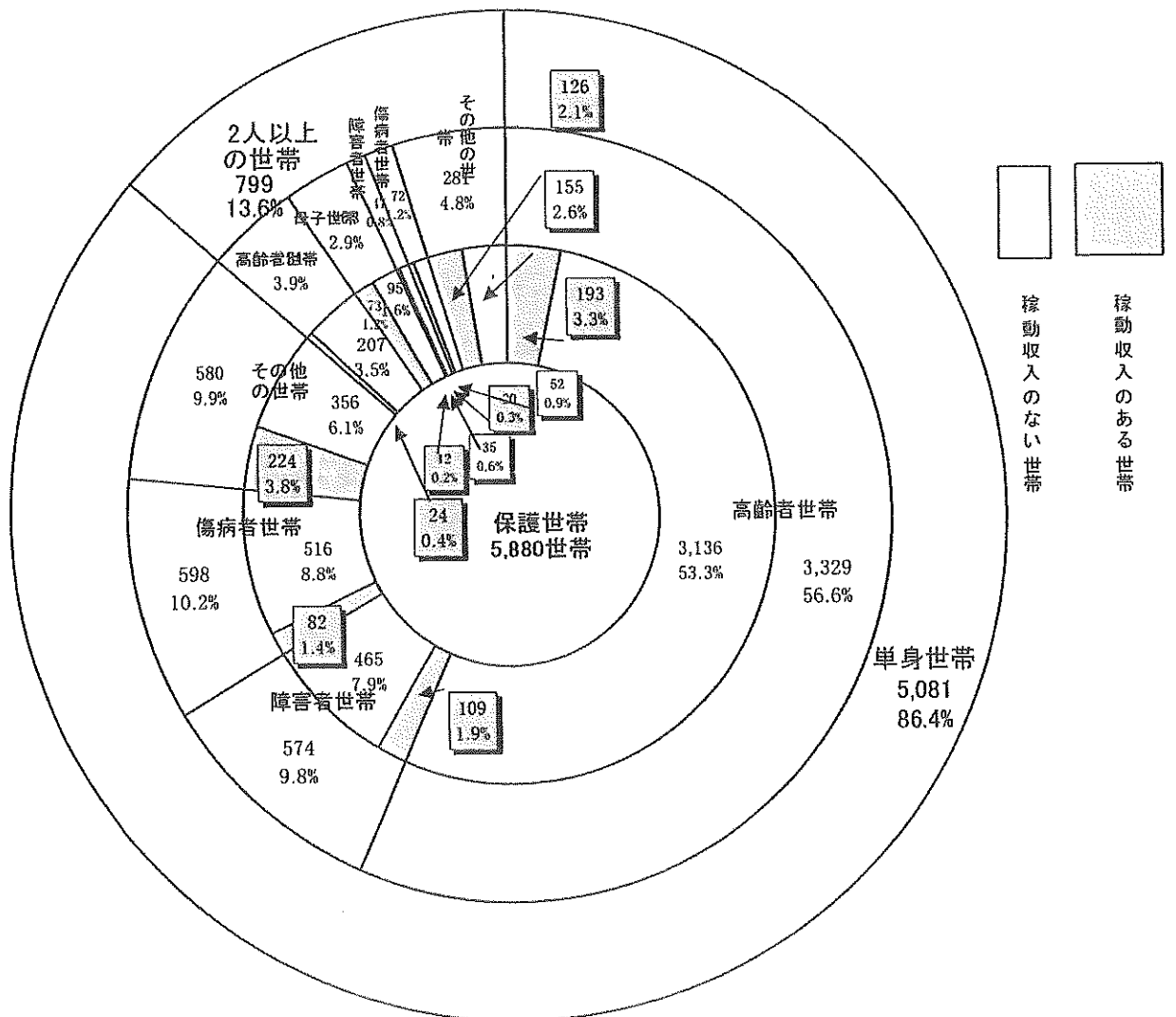


労働力類型別にみた被保護世帯

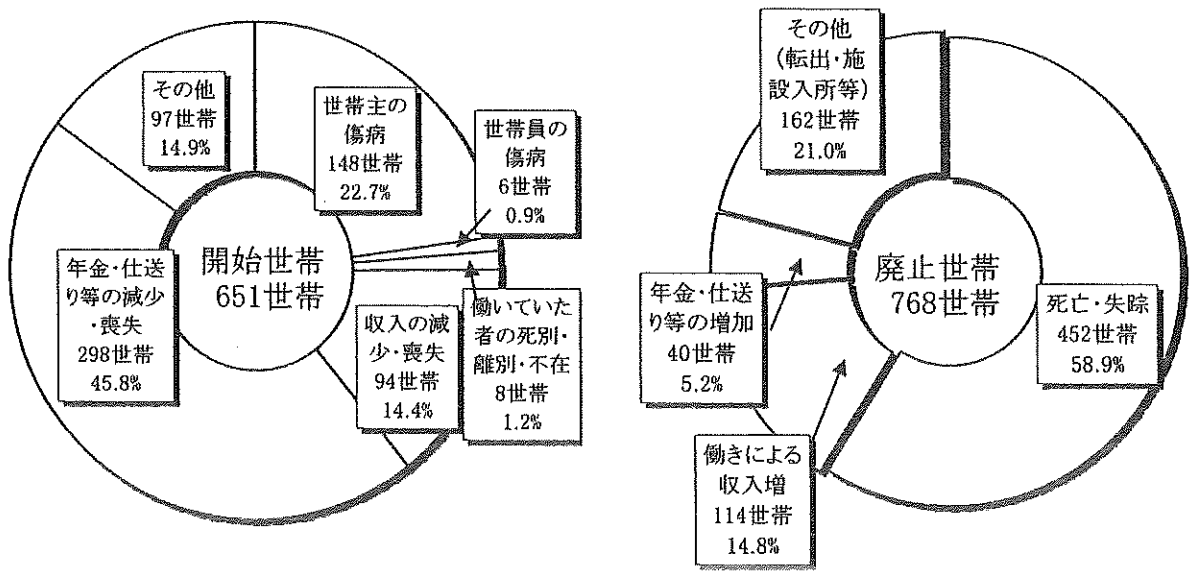
(令和7年6月分)

		単複別 世帯 類型 計	単身世帯					2人以上の世帯					
			高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	医療単給世帯(再掲)	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	医療単給世帯(再掲)
計		5,880	3,329	574	598	580	33	231	168	47	72	281	2
世帯主が働いている世帯	常用	641	151	87	65	194	0	13	62	5	8	56	0
	日雇	54	24	5	7	16	0	0	0	0	0	2	0
	内職	46	11	11	7	10	1	1	2	1	0	3	0
	その他	25	7	6	3	4	0	0	1	0	0	4	0
世帯員が働いている世帯		97						10	8	6	12	61	0
働いている者のいない世帯		5,017	3,136	465	516	356	32	207	95	35	52	155	2

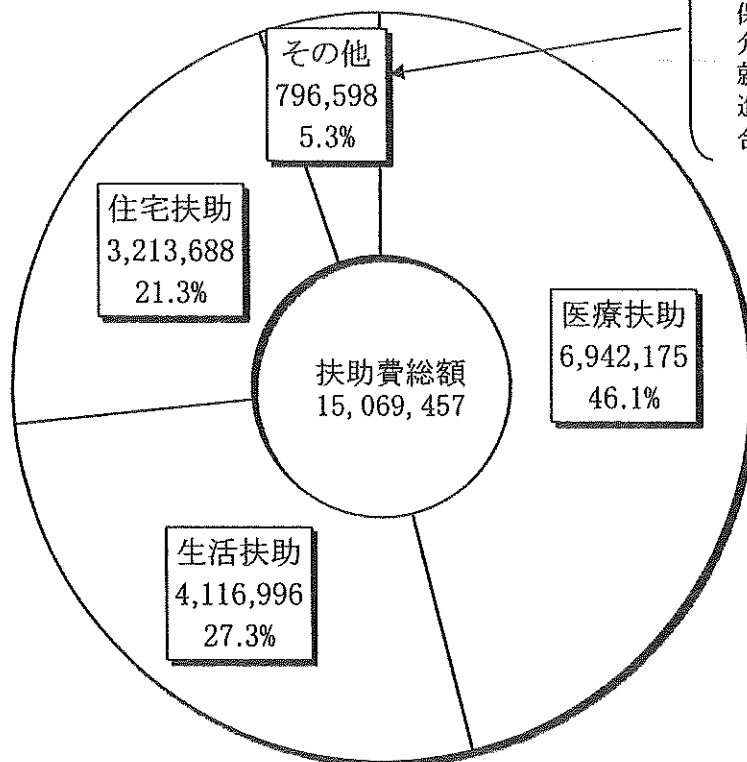
※保護停止世帯は含まず



保護開始世帯の理由別構成比（令和6年度） 保護廃止世帯の理由別構成比（令和6年度）



生活保護費支出状況（令和6年度・単位千円）



教育扶助	12,982
出産扶助	482
生業扶助	16,997
葬祭扶助	60,560
保護施設等	173,642
介護扶助	527,768
就労自立給付金	2,167
進学・就職準備給付金	2,000
合計	796,598

■ 3 法外援護（生活福祉課経理係）

生活保護法に基づく被保護世帯に対して、自立更生を図るため各種援護を行っている。

事業名	対象等	支給額	6年度実績
修学旅行支度金	小学校6年生及び中学校3年生修学旅行参加者	小学校6年生 4,300円 中学校3年生 8,500円	18人 77,400円 33人 280,500円
学童服等の支給 (学童服購入費)	小学校2年生～6年生 中学校2年生～3年生	1人 11,400円	177人 2,017,800円
学童服等の支給 (運動衣購入費)	小・中学生(墨田区立中学1年生を除く)	1人 4,100円	194人 795,400円
被保護者自立促進事業	就労支援	スーツ代等	1件 35,000円(限度額) 11件 262,683円
		補助教材費等	1件 25,000円(限度額) 0件 0円
		就労活動用の携帯電話(プリペイト式)購入	1件 20,000円(限度額) 0件 0円
		就職時の連帯保証費	1件 50,000円(限度額) 1件 22,000円
		就労活動支援費	1件 2,000円(限度額) 3件 2,400円
		緊急一時保育料	1件 100,000円(限度額) 0件 0円
		無認可保育園入園料・保育料	1件 960,000円(限度額) 1件 960,000円
	社会参加活動支援	ボランティア講座受講料	1件 10,000円(限度額) 0件 0円
		ボランティア保険料	1件 2,000円(限度額) 0件 0円
		シルバー人材センター年会費	1件 3,000円(限度額) 10件 20,000円
		精神障害者等自助グループ参加交通費	1件 60,000円(限度額) 0件 0円
		介護ベッド等搬入・購入費	1件 60,000円(限度額) 310件 4,478,034円
	地域生活移行支援	転居時の鍵交換費	1件 20,000円(限度額) 137件 2,575,901円
		居宅清掃	1件 400,000円(限度額) 29件 7,196,030円
		居宅環境整理サポート費用	1件 216,000円(限度額) 4件 426,250円
		生活支援サービス年会費	1件 5,000円(限度額) 0件 0円
		生活支援サービスヘルパー等派遣費用	1件 600,000円(限度額) 18件 832,472円
		債務整理予納金	1件 30,000円(限度額) 0件 0円
		高齢者等見守り支援費	1件 75,000円(限度額) 0件 0円
		精神科カウンセリング受診料	1件 72,000円(限度額) 14件 504,900円
	健康増進支援	退院準備交通費	1件 8,000円(限度額) 10件 87,400円
		介護予防教室参加費	1件 4,000円(限度額) 0件 0円
		健康増進意欲形成支援費	1件 10,000円(限度額) 0件 0円
	次世代支援	健康管理機器購入費	1件 20,000円(限度額) 21件 148,106円
		学習環境整備支援費 (小学校1年生～6年生、 中学校1年生～2年生)	1件 100,000円(限度額) 42件 2,591,886円
		学習環境整備支援費 (中学校3年生)	1件 200,000円(限度額) 14件 2,068,125円
		学習・相談ボランティア派遣	1件 64,000円(限度額) 0件 0円
健全育成支援費		1件 15,000円(限度額) 0件 0円	
学習環境整備支援費 (高校1年生から2年生)		1件 150,000円(限度額) 3件 314,218円	
学習環境整備支援費 (高校3年生)		1件 200,000円(限度額) 7件 1,032,670円	
大学等進学支援費	1件 80,000円(限度額) 9件 474,155円		

Ⅷ 地域福祉・その他の事業

■ 1 墨田区地域福祉計画（地域福祉課地域福祉担当）

高齢化社会への急速な進展に対応して、平成2年6月、老人福祉法等、保健・福祉8法の改正があり、地域の「老人保健・福祉計画」は地域の区市町村が主体的に策定することとなった。

本区では、高齢者はもとより区民の誰もが、住みなれた地域で、必要なときに必要な福祉・保健サービスが受けられるシステムづくりを目指し、平成4年に学識経験者、福祉団体、福祉施設、区民、医師会の代表等で構成する「墨田区地域福祉計画策定委員会」を設置し、本区の特徴を考慮しながら墨田区らしさを出した総合的、体系的な福祉・保健施策の検討を行い、平成5年9月に行政計画として「墨田区地域福祉計画」（平成5年度から平成12年度までの8か年計画、第一次計画）を策定した。

第一次計画は平成12年度に終了したため、全面的な改定を行い、平成13年3月に新たに平成13年度からの10か年計画「墨田区地域福祉計画（第二次計画）」を策定した。また、第二次計画の中間年にあたる平成17年度に後期計画期間（平成18年度から平成22年度）に向けての計画改定を行い、平成18年3月に「墨田区地域福祉計画（第二次後期計画）」を策定した。本計画は、平成15年4月1日に改正施行された社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として位置付けられるとともに、新たな墨田区基本構想及び協治（ガバナンス）の考え方にに基づき、区民の参加と協働を基本的視点にしている。

平成23年度から10年間の第三次計画の策定では、まず計画の方向性を定め、第一次・第二次計画では、区の福祉施策の基本計画的な要素と地域福祉を支えるしくみづくりの二つの側面を持っていたが、第三次計画においては、区の福祉施策の基本計画的な要素は各個別計画で定めるものとし、本計画は、各福祉保健分野に共通する基本的な課題となっている、地域での支えあいの意識醸成や実践の推進、地域福祉推進のしくみづくりに焦点をあてて計画化し、実践の道筋を示すものとした。平成27年度には平成28年度から令和2年度の5年間を計画期間とする第三次後期計画を策定したが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、計画期間を令和3年度まで延長した。

令和4年度から令和8年度までの第四次計画の策定では、墨田区が今まで取り組んできた個々に課題を抱えている区民への支援と「プラットフォームによる地域福祉」という視点を持って、包括的な支援体制を整備することとした。また、本計画においては 高齢・介護・障害・子ども・生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した支援ニーズ」や「制度の狭間にある課題」に対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的なセーフティネットの強化や属性を問わない相談支援等を一体的に実施する重層的支援体制整備実施計画を策定した。

第四次計画が令和8年度までの計画であるため、令和7年度は第五次計画の策定準備として区民や関係機関へのアンケート等を実施する予定である。

なお、墨田区地域福祉計画の推進及び改定については、福祉・保健・医療関係者と協議することを目的として平成6年2月に設置された「墨田区地域福祉計画推進協議会」において毎年検討を行っている。協議会の委員は、地域福祉に積極的に関与している個人・団体及び関係行政機関の職員で構成され、区長が委嘱又は任命する。

〈第四次墨田区地域福祉計画：基本理念及び基本目標〉

1 基本理念

互いに尊重しあい、共に生きる支えあいの地域をつくる

すべての区民が、住み慣れた地域で、その人らしい生き方をまっとうすることができ、地域から疎外・差別されること無く、地域の一員として差異や多様性を認めあいながら支えあう地域をつくる。

2 基本目標

(1) 包括的に支援するしくみを強化する

個人・世帯に対する支援と地域づくりについて、「プラットフォームによる地域福祉」を基本的な視点として取り組んでいるが、今後はその支援のしくみをさらに強化し、世代や属性を越えた相談を総合的に受け止め、各支援機関と連携・協力し、課題解決に向けた支援を推進する。

(2) 区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる

すべての区民が地域の一員として共に生き、支えあえる地域を作るための意識醸成、啓発を推進するとともに、誰もが安心して社会参加できるための地域環境づくりに努める。

■ 2 包括的支援体制整備事業（地域福祉課生活支援・相談支援担当）

令和3年4月施行の改正社会福祉法によって、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備事業が規定された。区ではこの法改正を受け、地域福祉計画の重点取り組みに位置付け、試行事業を経て令和4年度から本格的に実施している。

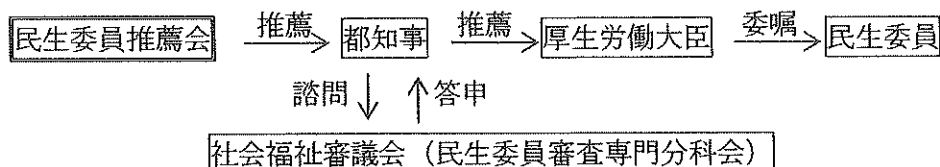
本事業を推進することで、これまでの分野別の支援体制では対応しきれない「複雑化・複合化した支援ニーズ」や「制度の狭間にある課題」への対応、本事業の地域の拠点である地域福祉プラットフォーム事業の機能強化など包括的な支援体制を整備し、地域共生社会の実現を目指す。

■ 3 民生委員推薦会の運営（地域福祉課地域福祉担当）

民生委員推薦会は、民生委員の改選（3年に1回）のとき、又は欠員が生じたとき、候補者を選考し、都知事に推薦することを目的として法律で設置された区の附属機関である。

また、委員は5分野（区議会議員、民生委員、社会福祉事業又は社会福祉団体に関係のある者、教育に関係のある者又は学識経験のある者、関係行政機関の職員）から選出し、11名で構成されている。

なお、委員の委嘱は区長が行う。



■ 4 福祉サービス第三者評価（地域福祉課指導監査担当）

第三者である評価機関が、専門的かつ客観的な立場から、福祉施設のサービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメント力等を評価するものである。

この事業は、第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者に情報提供することにより、サービスの内容を利用者に見えるものとするとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことにより、利用者本位のサービスシステムの構築を図ることを目的としている。

区では、事業所の積極的な受審を促進するため、受審事業者に対し、費用補助を行っている。

(1) 令和6年度受審施設

ア 区施設

- 高齢施設（特別養護老人ホーム）3か所
 - なりひらホーム
 - はなみずきホーム
 - たちばなホーム
- 保育施設 7か所
 - 江東橋保育園（分園含む。）

- 花園保育園
- 文花保育園
- おむらい保育園
- 梅若保育園
- 八広認定こども園
- 東駒形保育園

イ 民間施設

- 認知症対応型共同生活介護（介護予防含む。） 11 箇所
- 通所介護 1 箇所

(2) 評価結果の公表

- ア 公益財団法人東京都福祉保健財団が運営する「とうきょう福祉ナビゲーション <http://www.fukunavi.or.jp>」において公表している。
- イ 墨田区のホームページに上記アのリンクを掲載している。
- ウ 事業所内で、利用者が見やすいところに掲示している。

■ 5 福祉のまちづくりの推進（地域福祉課地域福祉担当）

建築物、道路、公園、交通機関などを障害者や高齢者などが安全かつ快適に利用することができるよう、平成 8 年 9 月に「東京都福祉のまちづくり条例」が全面施行された。

その後、ユニバーサルデザインの理念の下、障害者、高齢者、子ども、外国人などを含めたすべての人にとって住みやすく、訪れやすいまちへと発展させることを目的として、平成 21 年 3 月に「東京都福祉のまちづくり条例」が改定された。

当区は、平成 5 年度から墨田区福祉のまちづくり施設整備助成制度を設け、次のとおり整備経費の一部を助成している。

平成 29 年度及び令和 2 年度には、利用しやすいよう要綱を改正した。

福祉のまちづくり施設整備助成事業

- (1) 助成対象者 個人、中小企業者、一般社団法人及び一般財団法人等
- (2) 助成対象事業 手すり及びスロープ、出入口、便所内又はエレベーターを整備する事業
- (3) 助成額 整備工事費の 1/2（限度額は整備内容による）
- (4) 実績

年度	4 年度	5 年度	6 年度
件数	0	1	0
金額(助成)円	0	500,000	0

■ 6 行旅死亡人・行旅病人取扱（地域福祉課地域福祉担当）

(1) 行旅死亡人

墨田区で死亡し、本籍・住所・氏名等が判明しないなどの理由で引取人のいない遺体について、区長が埋火葬等の事務を行っている。

ア 処理内容

(単位：人)

年度 区分	4 年度		5 年度		6 年度	
	男	女	男	女	男	女
大学交付	0	0	0	0	0	0
業者委託	35	9	33	8	47	7
葬祭扶助	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
計	35	9	33	8	47	7
	44		41		54	

※葬祭扶助→取扱いは公告、告示のみ ※その他→手続きの途中で身元判明遺族引渡し

イ 発生件数と身元判明状況 (単位：人)

区分 \ 年度	4年度	5年度	6年度
身元判明	41	41	54
身元不明	3	0	0

(2) 行旅病人

旅行中の外国人で入院治療を要する者のうち、所属国の援助や他制度の活用が受けられず、また、日本国内に救護者がいないため医療費等を負担できない者について、区長が救護を行っている。

(単位：人)

区分 \ 年度	4年度	5年度	6年度
男	0	0	0
女	0	0	0
計	0	0	0

■ 7 小災害り災者応急援護 (地域福祉課地域福祉担当)

火災あるいは風水害により住居に、火災の場合は半焼以上の被害(消火放水による半焼と同程度以上の被害を含む)、風水害の場合は床上浸水又はこれに相当する被害を受けた区民に対して見舞金を、また、火災あるいは風水害で死亡した人に対しては弔慰金を支給している。

(1) 援護対象件数及びり災世帯・り災者数

区分 \ 年度	4年度	5年度	6年度
援護対象となった火災件数(件)	5	2	3
り災世帯数(世帯)	11	5	13
り災人数(人)	18	6	20

(2) 見舞金・弔慰金支給状況

援護内容 \ 年度	4年度		5年度		6年度		
	世帯(数)	金額(千円)	世帯(数)	金額(千円)	世帯(数)	金額(千円)	
見舞金	普通世帯	5	150	1	30	5	150
	単身世帯	5	75	4	60	8	120
	計	10	225	5	90	13	270
弔慰金	1	30	0	0	0	0	

(3) 見舞金額 (火災の場合) (風水害の場合)

普通世帯 30,000円 15,000円
単身世帯 15,000円 8,000円

(4) 弔慰金額 30,000円(火災、風水害ともに)

■ 8 戦争犠牲者の援護等 (地域福祉課地域福祉担当)

戦傷病者及び戦没者遺族への援護等について東京都への進達等の事務を行っている。

以前は戦傷病者戦没者遺族等援護法による恩給法に該当しない軍人、軍属及び準軍属並びにその

遺族に対する遺族年金や障害年金の申請受付及び軍人・軍属等に対する叙位・叙勲の伝達を行っていたが、近年その実績はない。

現在は、戦没者の妻・父母・戦傷病者の妻に対する各法律による給付金及び戦没者の遺族に対する特別弔慰金について、都への進達、国債交付等を行っている。

(単位：件)

区分 年度	特別給付金						特別弔慰金	
	戦没者の妻		戦傷病者の妻		戦没者の父母		戦没者の遺族	
	受付	国債交付	受付	国債交付	受付	国債交付	受付	国債交付
4	0	0	0	0	0	0	50	56
5	0	0	0	0	0	0	0	33
6	0	0	0	0	0	0	0	8

■ 9 療養資金の貸付 (地域福祉課地域福祉担当)

高齢者・心身障害者等が疾病又は負傷により療養を受ける場合に、療養者等に療養資金を貸し付けている。

貸付状況

(令和6年度)

年度	貸付件数 (件)	貸付額(円)	貸付事由	貸付件数(件)	貸付額(円)
4	2	763,045	高額療養費	2	1,851,430
5	7	3,892,731	室料差額・食事費等	7	808,110
6	9	2,659,540	計	9	2,659,540

償還状況

年度	減免件数 (件)	当年度償還開始額(円)	既調定額(円)	償還予定額(円) (A)	償還額(円) (B)	償還率(%) (B/A)
4	0	1,213,459	16,350,086	17,563,545	2,607,976	14.85
5	0	3,376,535	14,955,569	18,332,104	3,669,315	20.02
6	0	914,568	14,662,789	15,577,357	1,389,648	8.92

貸付対象 ○保険診療の一部負担金 (高額療養費算定見込み部分)

○その他の医療費 (上記を除く一部負担金、室料差額、食事費)

貸付要件 ○墨田区に引き続き一年以上住所を有し、公的な医療保険に加入していること。

○特別区民税を滞納していないこと。

○決められた所得以下であること。

その他の医療費の貸付については、要件を備えた連帯保証人をつけることが必要。

貸付額 ○国民健康保険者 (墨田区) から高額療養費として給付される見込み額相当

○その他の医療費は、無利子で合計 90 万円以内

償還方法 ○高額療養費は、保険者である墨田区から給付される高額療養費を、区長が代理受領し償還金に充当する。給付額との差額が生じた場合、別途納付書により償還する。

○その他の医療費は、据置期間経過後、均等月割償還 (最高 50 回まで)

■ 10 私立高等学校等入学資金貸付 (地域福祉課地域福祉担当)

学校教育法に規定する私立の高等学校又は高等専門学校への入学予定者の養育者で、入学金等の費用について所得が融資基準に満たないため、金融機関等から融資を受けられない者に対し、貸し付けている。

貸付状況

年度	貸付件数(件)	貸付額(円)
4	0	0
5	0	0
6	0	0

償還状況

年度	減免件数 (件)	当年度償還 開始額(円)	既調定額(円)	償還予定額(円) (A)	償還額(円) (B)	償還率(%) (B/A)
4	0	148,080	3,736,400	3,884,480	130,920	3.8
5	0	19,800	3,753,560	3,773,360	230,800	6.1
6	0	0	3,542,560	3,542,560	153,010	4.3

貸付対象 学校教育法に規定する私立の高等学校又は高等専門学校への入学に必要な入学金、施設費等

貸付要件 ○墨田区内に引き続き1年以上住所を有すること。
○所得が融資基準に満たないため、金融機関等から融資を受けることができないこと。
○要件を備えた連帯保証人を1人つけること。

貸付額 入学者1人につき50万円以内(平成21年度貸付から無利子)

償還方法 据置期間経過後均等月賦償還(最高72回払)

■11 生業資金償還(地域福祉課地域福祉担当)

生業資金の貸付業務は平成12年度で終了し、現在は過年度の償還事務のみを行っている。

償還状況

年度	減免件数 (件)	既調定額(円)	償還予定額(円) (A)	償還額(円) (B)	償還率(%) (B/A)
4	0	29,752,310	29,752,310	630,524	2.1
5	0	28,216,749	28,216,749	1,535,561	5.4
6	0	27,610,537	27,610,537	606,212	2.2

■12 精神障害者に対する入院同意(地域福祉課地域福祉担当)

指定医による診察の結果、医療及び保護のため入院の必要があるが、本人の同意による入院が行われる状態ないと判定された精神障害者に、入院同意を得られる家族等がない場合、又は家族等の全員が同意・不同意の意思表示を行わない場合に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項に基づき、区長が医療保護入院の同意をする。

なお、精神障害者が退院したとき、任意入院に切り替わったとき等は、区長の同意は解除される。

年度	同意件数(件)	解除件数(件)
4	48	30
5	21	25
6	43	29

■13 成年後見制度の区長申立（地域福祉課地域福祉担当）

従来の禁治産・準禁治産制度に代わり、民法の一部改正により「自己決定の尊重の理念」と「本人の保護の理念」との調和を図った成年後見制度が平成12年4月1日から実施された。この改正の中で、身寄りのない人などのため、区長に法定後見の開始の審判の申立権が与えられ、当区においては、「墨田区成年後見制度における区長の審判請求手続等に関する要綱」を平成14年2月に策定し、区長申立事務を行っている。

◎区長申立の対象

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者で、判断能力が不十分となり成年後見制度を必要としているが、申立を行う2親等以内の親族がいない等の場合（ただし、申立時において、対象者と係わり合いを持つ4親等以内の親族の存在が明らかな場合は、その者に対して対象者の保護及び審判請求の可否について確認を行う。）

◎区長申立実績

	4年度(件)	5年度(件)	6年度(件)
区長申立件数	69	89	88

■14 受験生チャレンジ支援貸付事業（地域福祉課地域福祉担当）

中学3年生・高校3年生等受験生がいる世帯を対象とし、一定の要件を満たした場合に、塾の費用や高校・大学等受験料を無利子で貸付する。また、入学した場合等に一定の手続をした上で償還免除される。

- ・塾の費用貸付 中学3年生 30万円 高校3年生 30万円
- ・大学受験料の貸付
12万円（1校あたりの上限の定めはなし）
- ・高校受験料の貸付
2万7千4百円（1校あたりの上限の定めはなし）

年 度		4年度(件)	5年度(件)	6年度(件)
塾の費用	中学3年	127	94	98
	高校3年	52	37	42
受験料	中学3年	122	92	104
	高校3年	66	62	62
合 計		367	285	306

■15 路上生活者対策事業（生活福祉課第一相談係、地域福祉課生活支援・相談支援担当）

（1）一時生活支援事業（自立支援センター）

東京都と特別区は、路上生活者対策を都区共同事業として体系化し、路上生活者対策実施大綱を制定し、ホームレスの一時的な保護及び就労による自立など、路上生活からの早期の社会復帰に向けた支援を行うための自立支援事業として、自立支援センターにおいて以下の5事業を実施している。

ア 巡回相談事業

路上生活者と路上生活者になるおそれのある者の状況を把握し、生活、健康、就労及び自立に関する面接相談をし、必要に応じて自立支援事業の紹介、利用のあっせんを行っている。

イ 緊急一時保護事業

路上生活者を一時的に保護し、宿泊援護、健康診断、生活相談と実情に応じた社会復帰のための支援を行っている。

ウ 自立支援事業

就労意欲があり、かつ心身の状態から判断し就労に支障がないと認められる者を対象に、就労支援の継続及び宿泊援護とともに、地域生活への移行を目指す支援を行っている。

エ 地域生活継続支援事業

就労自立し、地域生活へ移行した者を対象に、再び路上に戻らないよう、訪問による相談支援等のアフターケアを行っている。

オ 支援付地域生活移行事業

路上生活が長期化した高齢者を対象に、地域生活移行のための支援付住宅への入居支援や入居後の見守り支援を行っている。

(2) ホームレス応急援護事業（区事業）

離職等により住居を喪失した者や自立支援事業（自立支援センター）の活用を希望した者で、路上生活を余儀なくされる者に対して、住居の安定が図られるまでの短期間又は自立支援センター入所までの間の宿泊援護等を行っている。

■16 中国残留邦人等の方々への支援（生活福祉課自立支援係）

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づき中国残留邦人等とその配偶者の方々を支援する。

支援内容は下記のとおり。

- ① 老齢基礎年金の満額支給
- ② 世帯の収入が一定基準（最低生活費）を満たさない方に対する生活支援給付等の支給
- ③ 通訳派遣など地域での生活支援

■17 生活困窮者の自立支援（地域福祉課生活支援・相談支援担当）

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階から生活困窮者の自立に向けた支援を行うため、経済的困窮等による生活の不安に関する相談窓口を設置し、次の事業を行っている。

(1) 自立相談支援事業

生活の困りごとや不安についての相談を受け、自立相談支援員が、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、相談者主体の具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行っている。

(2) 住居確保給付金事業

離職者等で、就労意欲のある方のうち住居を失った方、又は失うおそれのある方に対し、一定期間、家賃相当額(上限あり)を支給するとともに、就労支援を行っている。

(3) 就労準備支援事業

就労や生活習慣に課題を抱える方に、一般就労に向けた知識の習得支援等の場を提供するとともに、就職活動支援や就職後の職場定着支援を行っている。

(4) 家計改善支援事業

家計に課題を抱える方に対し、家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲を引き出す支援を行っている。

(5) 子どもの学習・生活支援事業

貧困の連鎖防止を図るため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援・生活支援を行っている。

ア 自立相談支援事業

	4年度	5年度	6年度
新規相談受付件数	1,024	701	877

イ 住居確保給付金事業

	4年度	5年度	6年度
支給対象世帯数（件）	115	36	24
総支給数（件）	379	106	83
執行実績（円）	20,365,022	5,532,200	4,458,200

ウ 就労準備支援事業

	4年度	5年度	6年度
新規支援件数（件）	15	14	6

エ 家計改善支援事業 ※令和3年度より実施

	4年度	5年度	6年度
新規支援件数（件）	16	16	14

オ 子どもの学習・生活支援事業

	4年度	5年度	6年度
ア 通年事業			
参加人数（人）	49	37	46
開催回数（回）	106	106	106
イ 長期休みサポート事業			
参加人数（人）	74	83	92
開催回数（回）	30	30	30

※参加人数は途中入会・退会者を含む。

■18 災害援護事業－災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等－（地域福祉課地域福祉担当）

大規模な災害が発生した際の墨田区の災害援護事業として、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律に基づき、昭和49年に墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例を制定した。

条例制定後、支給等の実績はなかったが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行った。

東日本大震災の被害状況が甚大であったため、当該災害を対象とした災害援護資金の貸付関係の特例措置や住宅被害を対象とした補助金制度（平成23年度のみ）が設けられた。

(1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡した区民の遺族に対し弔慰金を支給。

(2) 災害障害見舞金の支給

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に災害障害見舞金を支給。

(3) 災害援護資金の貸付

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、貸付対象被害に応じた災害援護資金の貸付。

実績

(単位：件)

	4年度	5年度	6年度
災害弔慰金の支給	0	0	0
災害障害見舞金の支給	0	0	0
災害援護資金の貸付	0	0	0

■19 社会福祉法人の認可、指導監査（地域福祉課指導監査担当）

平成 25 年 4 月以降、社会福祉法人（主たる事務所が区内にあり、区内でのみ事業を行う法人に限る。）について、墨田区長が所轄庁となり、設立・定款変更の認可、運営に関する指導監査等の事務を行っている。

平成 28 年 3 月に「社会福祉法の一部を改正する法律」が成立し、翌年 4 月全面施行された。これにより社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性向上、財務規律の強化等が図られたことを受けて、国は平成 29 年 4 月に「社会福祉法人指導監査実施要綱」を制定し、区は同要綱に基づく指導監査を実施している。

（1）所管社会福祉法人（令和 7 年 8 月 1 日現在：設立順）

	名称	事務所の所在地	代表者氏名
1	社会福祉法人 向島生活館	墨田区堤通一丁目 14 番 7 号	中原 正勝
2	社会福祉法人 同愛記念病院財団	墨田区横網二丁目 1 番 11 号	蒲原 基道
3	社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会	墨田区東向島二丁目 17 番 14 号	須藤 正
4	社会福祉法人 愛理会	墨田区東向島六丁目 15 番 5 号	役 美和
5	社会福祉法人 緑榮会	墨田区亀沢三丁目 7 番 11 号	市川 麻美
6	社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団	墨田区向島三丁目 36 番 7 号	岸川 紀子
7	社会福祉法人 八広会	墨田区八広六丁目 55 番 17 号	阪本 和男
8	社会福祉法人 墨田さんさん会	墨田区立花四丁目 30 番 16 号	前田 君代
9	社会福祉法人 宝樹会	墨田区東駒形四丁目 4 番 7 号	中村 信雄
10	社会福祉法人 愛清館	墨田区押上三丁目 53 番 6 号	伊藤 瑞男
11	社会福祉法人 みんなのおうち	墨田区向島三丁目 42 番 1 号	西村 孝幸
12	社会福祉法人 寿老福祉会	墨田区東墨田三丁目 13 番 4 号	瀧澤 博夫

（2）令和 6 年度の実績

一般監査	5 件
特別監査	1 件（令和 5 年度からの継続案件）
定款変更認可	1 件
基本財産の処分承認	1 件
社会福祉充実計画の変更承認	2 件

■20 指定障害福祉サービス事業所等に対する指導監査（地域福祉課指導監査担当）

指定障害福祉サービス事業所等における、利用者へ提供するサービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ることを目的に、関連法令に基づき指導監査を実施している。

令和 6 年度の実績

ア 集団指導	1 件
イ 運営指導	20 件
ウ 監査	0 件（令和 5 年度からの継続案件について令和 6 年度中に結果をとりまとめた。）

■21 指定介護サービス事業所等に対する指導監査（地域福祉課指導監査担当）

指定介護サービス事業所等における、利用者へ提供するサービス等の質の確保及び介護給付等の適正化を図ることを目的に、関連法令に基づき指導監査を実施している。

令和 6 年度の実績

ア 集団指導	2 件
イ 運営指導	65 件
ウ 監査	0 件

■22 ひきこもり支援推進事業（地域福祉課生活支援・相談支援担当）

ひきこもりで悩んでいる方やその家族からの相談を受け止め、本人が望む解決に向けて、伴走支援を行う体制を構築し、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指す。

（1）ひきこもり支援専用相談窓口の設置等

ア 専用相談窓口

対面での相談だけでなく、ひきこもりで悩んでいる方の状況に寄り添い非対面で電話やメールで相談ができる「ひきこもり支援専用相談窓口」を設置している。

イ 家族会

ひきこもりで悩んでいる家族等を中心とした家族会を開催している。そこで、自立に向けたアドバイスや支援に関する講演会を実施する。

（2）ひきこもり支援専用WEBサイトの開設

ひきこもりに対する正しい理解の周知を図るとともに、ひきこもりで悩んでいる方や家族が地域から孤立しがちな状況を踏まえた上で分かりやすい情報を発信する。

■23 墨田区価格高騰重点支援給付金（定額減税補足給付金（不足額給付））

（地域福祉課臨時特別給付金担当）

令和6年度において、本人及び配偶者を含めた扶養親族1人につき令和6年分所得税から3万円、令和6年度住民税所得割から1万円の定額減税の実施とともに、物価高騰に対する早期的な支援のため減税しきれないと見込まれる者に、定額減税補足給付金（調整給付）を給付した。

その後、確定した令和6年分所得税、定額減税の実績額等を踏まえ、定額減税を補足する給付として本来給付すべき額に不足が生じ、追加的に給付する必要がある者等へ定額減税補足給付金（不足額給付）として「墨田区価格高騰重点支援給付金」を給付する。

（1）対象

基準日（令和7年1月1日）時点で墨田区に住所を有する者であって、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 不足額給付Ⅰ

調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定していたところ、確定した令和6年分所得税、定額減税の実績額等を用いて改めて算定した結果、本来給付すべき額が調整給付額を上回った（不足が生じた）者

イ 不足額給付Ⅱ

次の（ア）から（ウ）までの条件すべてに該当する者

（ア）令和6年分所得税及び令和6年度住民税所得割の定額減税前税額がともに0円であること（本人として定額減税対象外であること）

（イ）青色事業専従者・事業専従者（白色）又は合計所得金額48万円超であることにより、税制度上の「扶養親族」ではないこと（扶養親族等として定額減税対象外であること）

（ウ）低所得世帯向け給付（令和5年度住民税非課税世帯向け給付（7万円）、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯向け給付（10万円）、令和6年度新たな住民税非課税・均等割のみ課税世帯向け給付（10万円））対象世帯の世帯主・世帯員に該当していないこと

（2）給付額

ア 不足額給付Ⅰ

以下の算出方法により求めた額

【算出方法】

所得税分定額減税可能額（3万円×（本人＋扶養親族等人数））－令和6年分所得税額
＝所得税分控除不足額
住民税分定額減税可能額（1万円×（本人＋扶養親族等人数））－令和6年度住民税所得割額
＝住民税分控除不足額

所得税分控除不足額+住民税分控除不足額=所要額 (1万円単位へ切上げ)

所要額-調整給付額=不足額給付額

イ 不足額給付Ⅱ

原則 4万円 (定額)

(令和6年1月1時点で国外居住者であった場合は3万円)

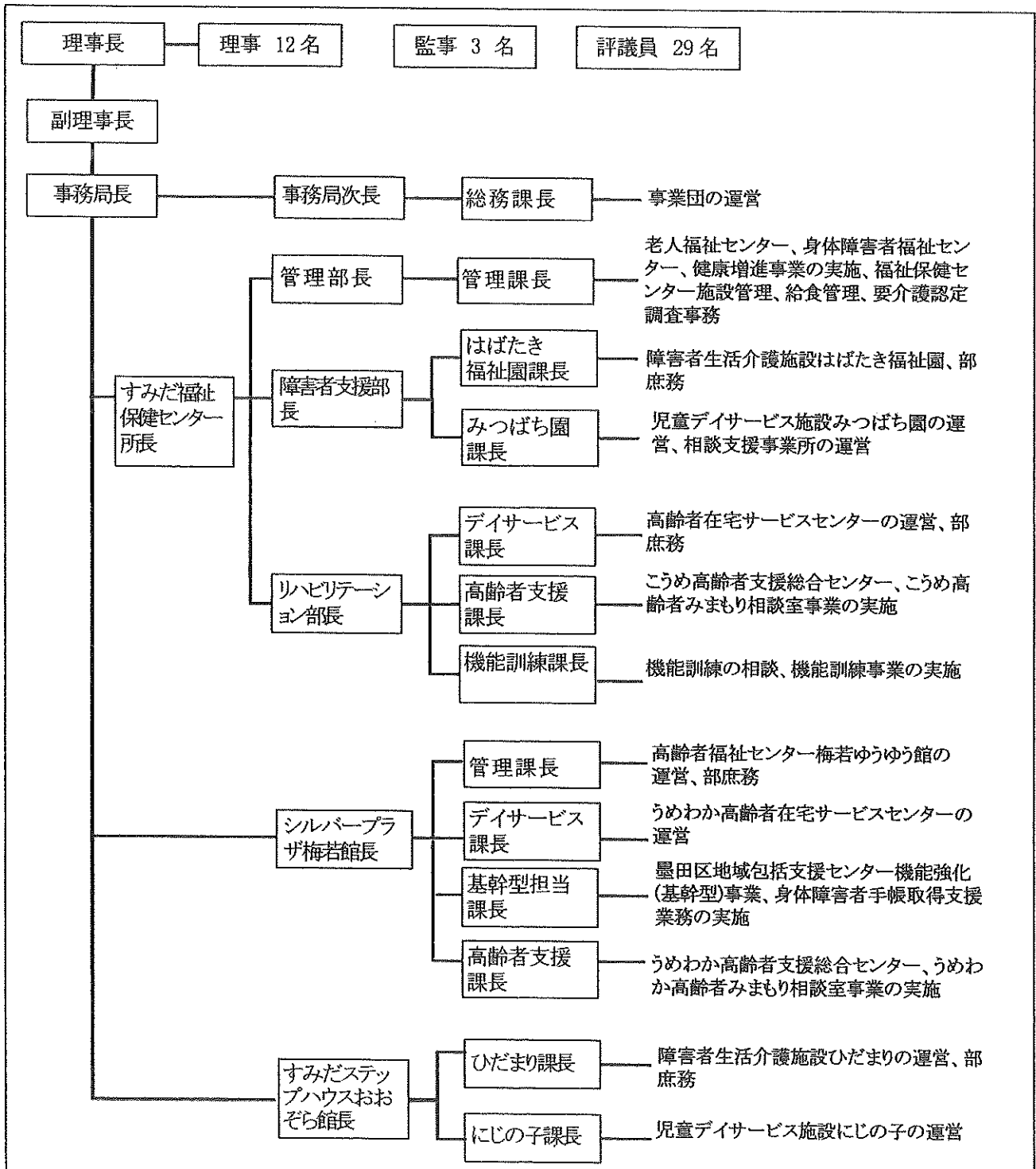
IX 関連事業

■ 1 墨田区社会福祉事業団

社会福祉法人墨田区社会福祉事業団は、墨田区と一体となって広く区民各層の参画を得つつ、柔軟かつ効果的な事業展開を図り、区民福祉の一層の向上と増進に寄与するため、昭和63年10月に墨田区が設置した社会福祉法人である。平成18年4月からは、すみだ福祉保健センター等の指定管理者として区の指定を受け、現在、すみだ福祉保健センター、シルバープラザ梅若、すみだステップハウスおおぞらの3施設の管理運営にあたっている。

(1) 組織・職員構成 (令和7年4月1日現在)

ア 組織



イ 職員数

すみだ福祉保健センター 職員 112名 (常勤 82名、非常勤 30名)

職種	事務	社会福祉士	介護福祉士	理学療法士	作業療法士	介護支援専門員	心理	保育士	看護師	言語聴覚士	保健師	栄養士	介助員	計
常勤	9	22	13	5	4	6	7	9	4	1	1	1	0	82
非常勤	3	0	1	0	1	7	4	1	5	1	0	0	7	30

その他 非常勤医師 12名、嘱託医 1名、産業医 1名、臨時職員 11名

シルバープラザ梅若 職員 38名(常勤 25名、非常勤 13名)

職種	事務	社会福祉士	介護福祉士	介護支援専門員	保育士	看護師	介助員	相談員	計
常勤	1	10	5	2	2	5	0	0	25
非常勤	2	0	0	1	0	1	8	1	13

その他 臨時職員 6名

すみだステップハウスおおぞら 職員 42名(常勤 31名、非常勤 11名)

職種	事務	社会福祉士	介護福祉士	理学療法士	作業療法士	心理	保育士	看護師	福祉指導	言語聴覚士	保健師	介助員	計
常勤	2	7	7	1	1	3	5	2	1	2	0	0	31
非常勤	0	0	0	1	1	3	2	1	0	0	0	2	10

その他 非常勤医師 13名、臨時職員 2名

(2) 管理運営している施設

ア すみだ福祉保健センター

平成元年4月に墨田区が設置した複合施設で、福祉と保健の広範囲にわたるサービスを提供している。

施設の概要 所在地 向島三丁目 36番7号
敷地面積 1,840.82 m²
建設規模 鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階
建築延面積 5,395.57 m²

イ シルバープラザ梅若

平成12年4月に墨田区が設置した施設で、高齢者福祉センター梅若ゆうゆう館、うめわか高齢者在宅サービスセンター、うめわか高齢者支援総合センター、うめわか高齢者みまもり相談室、福祉機器展示室事業を行っている。

施設の概要 所在地 墨田一丁目 4番4号
建設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造7階建
(都営住宅墨田一丁目第二団地4号棟1階部分)
建築延面積 1,695.101 m²

ウ すみだステップハウスおおぞら

平成22年4月に墨田区が設置した施設で、障害者生活介護施設ひだまりと児童デイサービス施設にじの子事業を行っている。

施設の概要 所在地 立花三丁目 2番9号
建設規模 鉄骨造4階建
建築延面積 964.3 m²

(3) 令和7年度予算

収入予算規模：1,877,608千円（本部経理外17経理区分）

（内、区補助金 138,366千円）

（単位：千円）

会計単位	経理・会計区分	予算額	前年度予算額	比較増減
	本部	186,624	173,297	13,327
社会福祉事業	障害者生活介護はばたき福祉園	297,940	287,655	10,285
	児童デイサービス施設みつばち園	203,861	194,761	9,100
	身体障害者福祉センター（B型）	35,392	34,967	425
	老人福祉センター（A型）	37,491	36,902	589
	高齢者在宅サービスセンター	175,248	170,610	4,638
	うめわか高齢者在宅サービスセンター	215,392	200,843	14,549
	障害者生活介護ひだまり	178,659	169,776	8,883
	児童デイサービス施設にじの子	175,867	170,778	5,089
	合計	1,506,474	1,439,589	66,885
公益事業	健康増進事業	9,259	8,871	388
	機能訓練事業	48,022	42,268	5,754
	梅若ゆうゆう館	30,509	33,452	△2,943
	要介護認定調査事業	78,702	70,686	8,016
	こうめ高齢者支援総合センター	54,042	47,583	6,459
	こうめ高齢者みまもり相談室事業	23,924	21,796	2,128
	基幹型担当	20,535	17,961	2,574
	うめわか高齢者支援総合センター	81,495	69,772	11,723
	うめわか高齢者みまもり相談室事業	24,646	21,719	2,927
	合計	371,134	334,108	37,026
総合計	1,877,608	1,773,697	103,911	

すみだ福祉保健センター事業の概要

事業区分	事業目的	対象者	主な事業内容	事業の実施状況(令和6年度実績)		
指定 管 理 事 業	障害者生活介護 はばたき福祉園	重度の障害者の方を対象に、心身の発達を促すとともに社会的な生活能力を高めるための活動を行うことにより、基本的な権利を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援に努める。	18歳以上で障害福祉サービス受給者証を所持している方	利用定員 48名 作業や活動を通して、ADLの維持・向上、健康の保持・増進を図る。更に地域社会へ積極的に参加するなどして、社会的自立に向けた活動をしている。	令和5年3月31日現在 55名通所(男35名・女20名) 令和6年3月31日現在 57名通所(男35名・女22名) 令和7年3月31日現在 55名通所(男34名・女21名) ※令和6年度 入所1名 退所3名	
	児童デイサービス施設 みつばち園	心身に障害若しくは発達の遅れ、又は、その心配のあるお子さまの心身の発達を促し、日常生活に必要な能力や年齢に応じた社会性を身につけ、家庭や地域でいきいきと生活できるように支援する。 地域の中核的拠点である児童発達支援センター(平成25年度から指定)として、より専門性の高い支援に努める。	主に就学前の乳幼児とその家族。放課後等デイサービス(理学療法による個別療育のみ)は小学校3年生までの年齢児とその家族。	①集団療育……8グループ ②個別療育……PT、OT、ST、心理 ③保育所等訪問支援……保育園、幼稚園等への訪問支援	令和7年3月31日現在 在籍者 375名 集団療育 77名(男65名、女12名) 延べ利用 2,793件 個別療育 287名(男198名、女89名) 延べ利用 3,123件 保育所等訪問支援 単独利用11名 延べ利用 150件 新規相談 316件 インテーク 323件	
	相談支援事業所	障害福祉サービス及び放課後等デイサービス事業等の利用を希望された方に、それぞれのニーズに基づく福祉サービスが利用できるよう相談支援を行う。	障害福祉サービスを利用する障害者及び放課後等デイサービス事業等を利用する障害児とその保護者	施設利用等についての相談や施設利用に係る各種手続き(サービス等利用計画等の作成)、施設利用にかかる調整を行う。	サービス利用計画作成総数 236件 (児童通所支援利用計画等 100件、サービス等利用計画等 136件、訪問数 308件)	
	身体障害者福祉センター(B型)	身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進、レクリエーション等のための機会を総合的に提供する。 身体障害者や障害者団体、ボランティアグループなどの活動支援を行う。	18歳以上で身体に障害のある方	各種講座の開催 集会室等の貸出、テープ版、デジター版区のお知らせ(月3回)、区議会だより(年5回)の発行、各種相談事業など。	各種講座 体操教室 391名、パソコン点訳ボランティア養成講座 14名、音楽療法教室 80名、パソコン教室 6名、フラワーアレンジメント教室 12名、声出し脳トレ教室 39名、ハーバリウム講座 10名、七宝焼教室 17名、音訳ボランティア養成講座 12名、パソコンボランティア養成講座 13名、中途失業者・難聴者向け手話教室 61名、講座利用者 延べ655名(男107名、女548名)施設利用者 延べ3,515名	
	老人福祉センター(A型)	地域の高齢者に対し、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等のための機会を総合的に提供する。	60歳以上	各種講座の開催 サークル・老人クラブへの教養娯楽室の貸出、各種相談事業、長寿マッサージ、敬老の日の行事「長寿のつどい」の開催。	各種講座 歌謡教室 121名、スマートフォン教室 39名、絵手紙教室 44名、パソコン教室 10名、体操教室 419名、モノづくり教室 113名、脳トレ教室 43名、フラワーアレンジメント教室 23名、盆踊り教室 64名、朗読教室 48名 長寿のつどい 53名 講座利用者 延べ924名(男157名、女767名) 施設利用者 延べ6,915名	
	高齢者在宅サービスセンター	家に閉じこもりがちな高齢者に対して、各種のサービスを提供することにより、生活の場を広げ、心身機能の維持を図るとともに家族の介護負担を軽減する。機能訓練を特に必要とする利用者については、機能訓練コース(リハデイ)を設け、機能訓練に特化したサービスを行っている。	介護保険の要介護(支援)の認定を受けている方等又は事業対象者	生活相談・指導、趣味・生きがい活動、健康チェック、健康増進、機能訓練(日常生活訓練)、食事サービス、送迎サービス、個別集団指導、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、介護予防・日常生活支援総合事業。	利用人員 163名 一般 63名、リハデイ 100名(年度末在籍者) 要介護度別利用者数 163名(要支援①事業対象者 27名、要支援②28名、要介護①32名、要介護②42名、要介護③20名、要介護④11名、要介護⑤3名) 年間利用者数 延べ11,018名 一般4,553名 リハデイ6,465名	
	健康増進事業	区内在住又は在勤の成人に対し、運動指導・啓発活動を実施し、生活習慣病の予防と健康の維持・増進を図るメニューを提供する。	成人	健康づくり教室 水曜日1時半コース・3時コース・6時コース	体育実技指導(健康づくり教室) 延べ959名(男170名、女789名)	
	機能訓練事業	回復レベルに合わせ、日常生活の自立性を高めるために必要な機能訓練を実施する。	区民	個別・集団指導 理学療法、作業療法、言語聴覚療法、高次脳機能障害者のグループの訓練	新規相談者 185名、利用開始者(リハデイ含む)73名、修了者数 71名 年度末利用人員 114名 年間実施者数 延べ7,150名(理学療法 3,579名、作業療法 2,839名、言語 732名)	
	類 託 事 業	こころ高齢者支援総合センター	地域の高齢者の総合的なケアマネジメント機関としての役割を担い、高齢者が住み慣れた地域で尊厳をもって生活していけるよう包括的・継続的な支援を行う。	高齢者及びその家族	介護、福祉保健サービス、福祉用具、住宅改修等の総合的な相談、予防給付のケアマネジメント、地域支援(介護予防)事業、介護支援専門員への後方支援と連携、高齢者の虐待防止、高齢者の権利擁護など。	新規相談者 725名 相談件数 延べ2,132件 介護予防プラン(要支援1・2・事業対象者) 延べ2,737件
		こころ高齢者みまもり相談室	高齢者の在宅生活の安心を確保するため、関係機関と連携し、その生活実態の把握や孤立高齢者に対する見守り活動及び地域の見守り体制構築に向けた仕組みづくりを行い、緊急時の対応など必要な支援を行う。また、高齢者やその家族等からの相談を受けて問題解決にあたり、地域からの孤立を防ぐ活動を行う。	65歳以上の独り暮らし世帯、高齢者のみ世帯、日中独居の方等。	「こころみまもりだより」の定期発行、電話訪問による安否確認、「見守り講座」の実施、見守り協力員の養成、ふれあい訪問事業、熱中症予防対策事業、65歳以上全数実態把握、高齢者見守り活動など。	相談件数 1,548件 認知症サポーター養成講座および認知症普及啓発事業 18回(こころ高齢者支援総合センターと合算) 65歳以上の全数実態把握調査 延べ621件
要介護認定調査事務		介護保険制度において要介護、要支援の認定を受けようとする区民に対し、介護保険法に基づく訪問調査を行う。	介護保険の認定を受けようとする区民	区からの依頼に基づく認定調査	令和4年度 調査依頼件数 4,889件 調査実施件数 4,702件 令和5年度 調査依頼件数 5,861件 調査実施件数 5,622件 令和6年度 調査依頼件数 5,947件 調査実施件数 5,583件	

■ 2 都市計画部

(1) 高齢者等住宅あっせん（住宅課居住支援担当）

立ち退き等で住宅に困っているひとり暮らしの高齢者等（高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯）に対して、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第三ブロックの協力により、住宅のあっせんをし、安心して生活ができるようにする（※ただし区内に1年以上住んでいること）。

年度	申請件数 (件)	契約件数 (件)	備考
4年度	82	24	始期 昭和63年4月
5年度	113	9	
6年度	147	20	

(2) 高齢者個室借上げ住宅（住宅課公営住宅担当）

住宅に困窮している高齢者の生活の安定を確保するとともに、その福祉の増進を図るため、区内の民間住宅を借り上げて、高齢者に提供する。

ア 対象

- ・満65歳以上（身体障害者手帳4級以上の所持者等は60歳以上）で、ひとり暮らし又は二人世帯の者（同居親族等は60歳以上で可）。
- ・現に住宅に困っていること。
- ・区内に引き続き3年以上居住していること。
- ・独立して日常生活ができること。
- ・低所得世帯であること。

イ 募集等

- ・公募により募集を行い、応募多数の場合は抽せんにより募集戸数の2倍の方を資格審査対象者として選定し、入居資格審査実施後の住宅困窮度調査の結果、その度合いの高い方から順に募集戸数分を空き家登録者とする。

ウ 住宅戸数（令和6年度末現在）

単身用	二人世帯用	計
137戸	39戸	176戸

(3) 高齢者向け住宅「シルバーピア」（住宅課公営住宅担当）

住宅に困窮している高齢者に住宅を供給することにより生活の安定を確保するとともに、その福祉の増進を図る。

ア 対象

- ・満65歳以上（身体障害者手帳4級以上の所持者等は60歳以上）で、ひとり暮らし又は二人世帯の者（同居親族等は60歳以上で可）。
- ・現に住宅に困っていること。
- ・区内に引き続き3年以上居住していること。
- ・原則として独立して日常生活ができること。なお、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者は、その心身の状況に応じた介護を受けることにより日常生活ができること。
- ・低所得世帯であること。

イ 募集等

- ・公募により募集を行い、応募多数の場合は抽せんにより募集戸数と同数の方を資格審査対象者として選定し、入居資格審査合格者を抽せん順に空き家登録者とする。

ウ 住宅戸数

(令和6年度末現在)

住 宅 名	単身 戸数	二人世帯 戸 数	種 別	供給年月日
すみだふれあいセンターピア緑	17	3	区 有	平成5年5月1日
シルバーハイム墨田	15	3	借上げ	平成6年3月16日
シルバーハイム八広	12		区 有	平成6年5月1日
シルバーハイム本所	15		借上げ	平成10年8月1日
シルバーハイム押上	19		借上げ	平成11年4月1日
シルバーハイム立花	18		借上げ	平成12年2月1日
計	96	6		

(4) すみだすまい安心ネットワーク（住宅課居住支援担当）

高齢者・障害者・ひとり親・子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、国の新たな住宅セーフティネット制度を活用し、様々な居住支援を行う(平成31年4月から事業開始)。

ア 対象

- ・区で定めた住宅確保要配慮者（高齢者（60歳以上）、障害者、子育て者、被災者、DV被害者等）に該当する世帯であること。
- ・低所得世帯であること。
- ・区内に引き続き1年以上居住していること。
- ・常時介護を必要としない程度に自立した生活が可能であること。
※障害により常時介護が必要な方で、その状況に応じた介護を受けられる場合は可
- ・住宅扶助（生活保護制度）や住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）など公的な家賃の助成を受けていないこと。

イ 募集等

- ・家主が住宅確保要配慮者向けの住宅を東京都に登録後、空室が発生した都度、区が公募により募集を行い、応募多数の場合は抽せんにより選定する。

ウ 住宅の種別

- ・登録住宅…住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（住宅確保要配慮者以外の入居も可）
- ・専用住宅…住宅確保要配慮者のみ入居可能で、家賃の減額補助等の対象となる住宅

エ 住宅戸数（令和6年度末現在）

1,088戸（うち補助対象となる専用住宅 21戸）

オ 支援内容

- ・家主と入居希望者とのマッチング、居住支援法人や福祉部門によるサポートの提供。
- ・家賃や家賃債務保証料の減額補助、入居者死亡事故に係る少額短期保険料の補助、住替え費用の補助、家主への謝礼金の支払い。

X 協力関係機関(団体)

今日の社会福祉は、かつての慈善的活動と異なり、社会保障及び社会福祉を発展充実させるために、国・地方公共団体の責任において行われている。

社会福祉の活動内容も、社会・経済の状況に応じて、より広範囲に、かつ、専門的なものとなっている。しかし、このような変動に応じて社会福祉を発展充実させていくためには、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの協力活動に負うところが非常に大きくなっている。

■ 1 民生委員・児童委員(協議会)(別添名簿のとおり)

民生委員・児童委員は、民生委員法(昭和23年7月)による保護の協力機関として設置され、児童福祉法に基づき児童委員も兼ねている。昭和50年4月からは区長から高齢者相談員を委嘱されている。また、平成6年1月から、担当区域を持たない児童福祉に関する事項を専門に扱う民生委員・児童委員として主任児童委員が設置され、従来の区域を担当する民生委員・児童委員と一体となり活動することにより児童委員活動の一層の充実が図られている。

墨田区における民生委員・児童委員の定数は209名であり、令和7年8月1日現在の構成は次のとおりである。

民生委員・児童委員の地区別定員及び現員数 (単位:人)(令和7年8月1日現在)

地区	定員	現員			地区	定員	現員		
		計	男	女			計	男	女
第一地区	28	23	8	15	第五地区	26	24	9	15
第二地区	35	30	10	20	第六地区	29	22	4	18
第三地区	39	35	11	24	第七地区	20	18	4	14
第四地区	32	26	7	19	合計	209	178	53	125

(1) 民生委員の職務

- ア 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- イ 援助を必要とするものがその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- ウ 援助を必要とするものが福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- エ 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を援助すること。
- オ 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- カ その他必要に応じ住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

(2) 児童委員の職務

児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の職務に協力する機関として、担当地区の児童と妊婦の保護、保健その他の福祉に関し、自主的積極的な援護指導を行うこと。

(3) 高齢者相談員の職務

- ア 対象世帯の家族について調査し、その実情を把握しておくこと。
- イ 対象世帯に対し、話し合い、相談又は助言を行うこと。
- ウ 高齢者の福祉増進のため、高齢者福祉課、福祉事務所、高齢者支援総合センター、高齢者みまもり相談室及び社会福祉協議会等の関係機関の業務に協力すること。

民生委員・児童委員の活動状況

項目 年度	内容別相談・支援件数										
	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居
6	189	151	174	103	100	161	62	6	20	88	75

項目 年度	内容別相談・支援件数			
	生活環境	日常的な支援	その他	計
6	216	578	559	2,482

項目 年度	分野別相談・支援件数				
	高齢者に関すること	障害者に関すること	子どもに関すること	その他	計
6	1,475	179	364	464	2,482

項目 年度	その他の活動件数						活動日数	訪問回数
	調査・実態把握	行事・事業・会議参加等	地域福祉活動・自主活動	民児協運営・研修	証明（調査・確認等）事務	要保護児童の発見の通告・仲介		
6	1,004	4,645	4,569	4,463	191	6	24,319	14,963

●墨田区民生児童委員 OB 会

昭和 56 年 8 月に結成された本会は、墨田区の民生委員の職に 1 期 3 年以上あって退任したもので構成し、引き続き、社会福祉活動に協力することを目的としている。

会員数 48 人（令和 7 年 8 月 1 日現在） 会長 下田 信二郎

			金額
事業活動収支	事業活動収入	会費収入	7,168,880
		寄附金収入	7,684,115
		経常経費補助金収入	235,682,715
		受託金収入	122,807,763
		貸付事業収入	546,154
		事業収入	4,825,331
		負担金収入	9,831,640
		受取利息配当金収入	9,201
		基金受取利息配当金収入	7,541
		その他の収入	722,660
	事業活動収入計(1)		389,286,000
	事業活動支出	人件費支出	266,425,203
		事業費支出	29,648,408
		事務費支出	52,680,592
		貸付事業支出	714,000
		分担金支出	60,000
		助成金支出	22,653,308
		負担金支出	3,000
	事業活動支出計(2)		372,184,511
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		17,101,489	
施設整備等収支	施設整備等収入	施設整備等補助金収入	100,980
		施設整備等収入計(4)	100,980
	施設整備等支出	固定資産取得支出	100,980
		基金積立資産支出	1,278
		施設整備等支出計(5)	102,258
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△1,278	
その他活動収支	その他活動収入	積立資産取崩収入	15,969,120
		その他の活動による収入	1,536,000
		その他の活動等収入計(7)	17,505,120
	その他活動支出	積立資産支出	8,061,354
		その他の活動による支出	30,000
		その他の活動等支出計(8)	8,091,354

	その他の活動資金収支差額(9)-(7)-(8)	9,413,766
予備費支出(10)		0
当期資金収支差額合計(11)=(3+6+9)-(10)		26,513,977
前期末支払資金残高(12)		42,978,020
当期末支払資金残高(11)+(12)		69,491,997

事業活動計算書(令和6年度)

(単位:円)

			金額
サービス活動増減の部	収益	会費収益	7,168,880
		寄附金収益	7,684,115
		経常経費補助金収益	235,682,715
		受託金収益	122,807,763
		貸付事業収益	27,054
		事業収益	4,825,331
		負担金収益	9,831,640
		受取利息配当金収益	9,201
		基金受取利息配当金収益	7,541
		その他の収益	14,331,260
		サービス活動収益計(1)	402,375,500
	費用	人件費	273,423,720
		事業費	29,648,408
		事務費	52,680,592
		減価償却費	1,602,881
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△493,392
		分担金費用	60,000
		助成金費用	22,653,308
		負担金費用	3,000
		徴収不能額	226,473
徴収不能引当金繰入		1,360,608	
その他の費用		5,003,123	
サービス活動費用計(2)	386,168,721		
サービス活動増減差額(3)	16,206,779		
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配分金収益	△380

		サービス活動外収益計(4)	△380
	費用	サービス活動外費用計(5)	0
		サービス活動外増減差額(6)	△380
経常増減差額(7)=(3)+(6)			16,206,399
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	100,980
		その他の特別収益	0
		特別収益計(8)	100,980
	費用	基金組入額	898
		固定資産売却損・処分損	28,553
		国庫補助金等特別積立金積立額	600,980
		特別費用計(9)	630,431
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	△529,451	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			15,676,948
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	27,251,300
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	42,928,248
		基本金取崩額(14)	0
		基金取崩額(15)	0
		その他の積立金取崩額(16)	1,335,000
		その他の積立金積立額(17)	616,091
		次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)	43,647,157

貸借対照表(令和6年度)

(単位:円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	93,617,927	流動負債	43,938,215
固定資産	284,076,530	固定負債	41,036,160
(基本財産)	3,000,000	負債の部合計	84,974,375
(その他固定資産)	281,076,530	基本金	3,000,000
		基金	158,862,546
		国庫補助金等特別積立金	46,867,686
		その他の積立金	40,342,693
		次期繰越活動増減差額	43,647,157
		純資産の部合計	292,720,082
資産の部合計	377,694,457	負債及び純資産の部合計	377,694,457

(1) 令和6年度主要事業

ア 組織強化対策事業

会員増強運動（正会員 169 町会・自治会、賛助・特別賛助会員 1,338 人）

イ 調査研究に関する事業

社会福祉調査研究

ウ 連絡調整に関する事業

各種関係団体、施設及び関係行政機関との連絡調整

エ 普及宣伝に関する事業

機関紙「墨田社協だより」の発行(223～227号)、ホームページ及びフェイスブックページの公開、ボランティアだよりの発行(422～433号)、区のお知らせ・日刊紙等への掲載。

オ 第4次地域福祉活動計画の実施

令和5年度から9年度までの5年間の計画として策定した「第4次地域福祉活動計画」の進捗状況の管理と評価を行う評価・推進チームを1回開催した。

基本理念として定める「みんなでつくる ひとつながる 支えあいのまちすみだ」の実現を目指し、計画に掲げる事業の着実な実施を図ることにより、地域福祉の増進に努めている。

カ 町会・自治会に対する地域福祉活動助成事業

地域福祉活動の拠点である町会・自治会に対し、住民主体で取り組む福祉活動の拡大・定着を目的に、地域福祉活動助成金を交付している。令和6年度は163の町会・自治会に対し、1,315.4万円の助成金を交付した。

キ 老人福祉事業

- ・墨田区老人クラブ連合会に対する助成
- ・75歳以上の歩行の不自由な高齢者への杖贈呈（551人）
- ・墨田区生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターの配置（1名）
生活支援・介護予防の基盤整備に向けた地域の取組を推進するために、生活支援コーディネーターを1名配置している。住民活動の推進や関係者間のネットワークの構築を行っている。

ク 身体障害者福祉事業

心身障害者団体の事業活動等の助成(2団体)、視覚障害者向け社協広報「ひびき」(テープ版・CD版)の制作及び発送(146～150号)、おもちゃサロンにおいて障害児専用の時間設定。

ケ 知的障害者福祉事業

月刊専門機関誌贈呈(毎月21冊)

コ ひとり親家庭事業

私立母子生活支援施設運営費助成(2施設)、母子福祉団体助成

サ 歳末たすけあい事業

- ・募金件数 978 件 募金総額 6,223,935 円 (令和5年度 1,027 件 6,290,992 円)
- ・重度心身障害者(児)見舞金 111 件 555,000 円
- ・その他(事務費、翌年度地域福祉活動費)

シ 福祉活動援護事業

民生委員・児童委員協議会等福祉関係団体/明るい社会づくり墨田区民の会に対する助成
(2団体)

ス 緊急援護事業

生活見舞金 2件 10,000円 (5年度 4件 14,000円)

セ 車いすの貸出事業

令和6年度 車いす貸出状況	
保有台数(台)	新規貸出台数(台)
165(43)	延べ645(154)

※()内は分館の貸出状況

(2) 地域福祉活動推進事業

ア 小地域福祉委員会・ふれあいサロン・拠点型ふれあいサロン・おもちゃサロン

「小地域福祉委員会」は、お互いが顔見知りである町会・自治会を範囲とする地域単位で行う支えあい・助けあいの活動で、高齢者や子どものいる世帯等への戸別訪問や声かけ・見守り活動、簡単な家事援助など、それぞれの地域に合った活動を行っている。

「ふれあいサロン」は、高齢者や障害者そして子育て中の親子などの孤立の解消や近隣のつながり・情報交換などを目的に交流の機会をつくる活動を行っている。

当協議会では小地域福祉活動の立ち上げ支援と活動の充実を目指し、それぞれの地域と連携をとると同時に、民生委員・児童委員や区内外の関連機関と地域とのパイプ役を務めている。また、「小地域福祉活動・ふれあいサロン連絡会」を開催し、活動団体同士の交流や福祉関係の講演を行っているほか、地域活動に関心のある人を対象とした「地域福祉活動セミナー」を実施している。

また、隣接する複数の町会・自治会で協働してふれあいサロンや交流行事などを実施する「拠点型ふれあいサロン」の推進に努めている。

その他、小地域福祉活動の一環として「おもちゃサロン」を実施している。これは、おもちゃを通じて障害のあるお子さんに遊ぶことの楽しさを伝えるとともに、地域の子どもの交流の場として、また子育て中のお父さん・お母さんの情報交換の場として、地域の皆さんがつくっていく「地域の支えあいの場」となっており、ボランティアを中心に活動している。

また、ふれあいサロンや拠点型ふれあいサロン、地域イベント等におもちゃの貸し出しを行っている。

令和6年度は小地域福祉委員会が32地区、ふれあいサロンは10地区で実施した。

(ア) 拠点型ふれあいサロン実施地区

- ・三吾ふれあいサロン(墨田区立第三吾嬬小学校周辺地域)
- ・中川児童館ふれあいサロン(中川児童館周辺地域)
- ・墨田児童会館ふれあいサロン(墨田児童会館周辺地域)

(イ) おもちゃサロン活動推進状況

- ・すみだおもちゃサロン 60回実施(参加者1,182人)
- ・みどりおもちゃサロン 13回実施(参加者335人)

※みどりおもちゃサロンはみどりコミュニティセンターとの共同開催

(ウ) ミニデイサービス

令和6年度は「ミニデイ文花」に助成や保険の加入などの支援を行った。

イ 地域福祉プラットフォーム事業

地域福祉プラットフォーム事業は、令和3年度から包括的支援体制整備事業の一環として区からの委託事業となった。これまでの住民同士の交流の場、気軽な相談の場としての機能に加え、住民主体の支え合い活動と福祉関係機関による専門的な支援とをつなぐ拠点として、令和6年度は墨田地区、緑地区の2か所を新たに創設し、区内5か所で活動の充実を図り、以下の機能や支援を強化して、地域生活課題の解決に努めている。

- (ア) 相談支援機能
- (イ) 地域住民と福祉関係者が集う拠点機能
- (ウ) 地域づくりに向けた支援
- (エ) 社会参加支援

- ・ぷらっと京島（京島三丁目 キラキラ茶家）
毎週火曜・木曜 午前11時～午後4時
開所日数：99日 利用者：1,203人 相談者：44人 相談支援回数：95回
研修会・学習会等開催 30回 参加者：281人
- ・ぷらっと本所（本所一丁目 本所地域プラザBIGSHIP内）
毎週月曜・水曜 午前11時～午後4時
開所日数：84日 利用者：682人 相談者：24人 相談支援回数：55回
研修会・学習会等開催 29回 参加者：278人
- ・ぷらっと八広（八広五丁目八広はなみずき高齢者支援総合センター内）
毎週火曜・木曜 午前11時～午後4時
開所日数：101日 利用者：2,369人 相談者：36人 相談支援回数：83回
研修会・学習会等開催 19回 参加者：243人
- ・ぷらっと墨田（墨田五丁目 旧隅田小学校体育館）
毎週月曜・水曜 午後1時～午後4時半
開所日数：84日 利用者：1,533人 相談者：25人 相談支援回数：49回
研修会・学習会等開催 20回 参加者：595人
- ・ぷらっと緑（緑四丁目 すみだボランティアセンター分館内）
毎週金曜 午前11時～午後4時
開所日数：19日 利用者：323人 相談者：12人 相談支援回数：23回
研修会・学習会等開催 9回 参加者：188人

(3) すみだ福祉サービス権利擁護センター

平成15年4月に開設したすみだ福祉サービス権利擁護センターでは、福祉全般の情報提供、弁護士による権利擁護法律相談、福祉サービスの利用援助(地域福祉権利擁護事業)、財産の保全(財産保全サービス事業)、成年後見制度利用支援、すみだあんしんサービス事業等の各種相談を総合的・一体的に行っている。

さらに、弁護士や医師等の各種専門家による第三者機関「すみだ福祉サービス苦情調整委員会(別添名簿)」では、福祉サービスに関する苦情を受付け、苦情解決に向け事業者との調整を行っている。

ア 相談活動

(延べ件数) ※ () 内は5年度

一般相談 ※相談員 9名	福祉情報	5 (19)
	財産保全サービス関係	1 (2)
	地域福祉権利擁護事業関係	2,272 (2,696)
	法律関係	29 (60)
	成年後見制度関係	840 (1,027)
	あんしんサービス事業関係	373 (340)
	苦情関係	13 (48)
	生活設計	3 (5)
	その他	53 (63)
	計	3,589 (4,260)
専門相談 ※弁護士 1名	弁護士による法律相談会 相談日 毎月第3木曜日 午後1時30分～4時30分	12回 14組 (19組)

イ 出前勉強会

開催6回(3回) 参加者133名(42名) ※ () 内は5年度

ウ 福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)

※ () 内は5年度

契約中件数	72(77) 件	高齢者	60(60) 件
		知的障害者	3(5) 件
		精神障害者	6(11) 件
		その他	3(1) 件
対象拡大事業 契約中件数	0(0) 件		

契約中件数実績

年度	4年度	5年度	6年度
件数	125	77	72

エ 財産保全サービス

契約者件数実績

年度	4年度	5年度	6年度
件数	12	13	7

※ () 内は5年度
令和6年度契約者内訳

高齢者	7(13)
精神障害者	0(0)

オ 財産保全サービス審査会（別添名簿のとおり）

利用者の意思能力に疑義が生じた場合、財産保全サービス全般にわたる重要事項を審査し、この事業執行の適正を図るため、弁護士、医師、福祉関係者、行政関係者で構成されている。

カ 成年後見制度普及啓発事業

「成年後見制度勉強会」

開催2回 参加者22名

「司法書士による成年後見制度無料相談会」

開催1回 参加者5名

「高齢者・障がい者のための成年後見相談会」

開催1回 参加者12名

キ 市民後見推進事業

(ア) 市民後見人活動実績

(単位：人)

年度	4年度	5年度	6年度
養成研修受講者数	21	16	0
候補者数	21	20	17
受任者数	3	6	6
後見活動終了者数	6	3	7

(イ) 広報作成

チラシ「成年後見制度勉強会」 700部

「司法書士による成年後見制度無料相談会」 200部

パンフレット「成年後見制度」 2,000部

「市民後見人の仕事」 1,000部

ク 成年後見人等への報酬費用助成

年度	件数 (件)	金額 (円)
4年度	6	1,292,000
5年度	5	964,000
6年度	7	1,411,000

ケ 成年後見制度推進委員会（別添名簿のとおり）

社会貢献型後見人の登録・推薦・審査に関すること、その他必要な事項を審議し、成年後見制度の推進を図るため、弁護士、医師、司法書士、社会福祉士、行政関係者で構成されている。

コ 法人後見事業

年度	4年度	5年度	6年度	累計
受任件数	1	2	0	19
終了件数	3	2	3	13

(4) 貸付制度

ア 生活福祉資金貸付

昭和30年、国の資金（一部都道府県負担）により創設された制度で、現在は低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯が安定した生活を営み、経済的自立を図ることを目的として、低利子で貸し付けるもので、下表のとおり資金種別がある。

なお、この事業は東京都社会福祉協議会からの委託によるもので、墨田区社会福祉協議会は借入申込受付及び調査（担当民生委員の調査）、資金の交付並びに償還業務や督促等を行う。

また、平成21年10月から景気低迷による国の失業対策の一環としての総合支援資金創設に伴い、既存資金の整理・統合・改名等大幅な改正が行われた。

令和6年度貸付申請実績

資金種別	貸付件数(件)	貸付金額(円)	相談件数(件)
福祉資金	1	99,000	142
教育支援資金	38	29,744,000	591
総合支援資金	0	0	70
不動産担保型生活資金	0	0	12
要保護不動産担保型生活資金	0	0	4
緊急小口資金	2	186,000	82
生活復興支援資金 (制度問合せ)	0	0	0
合計	41	30,029,000	937
臨時特例つなぎ資金	0	0	7
総貸付件数 1,473 件	総貸付 1,604,746,690 円 6年度末残元金 1,127,260,163 円		

・新型コロナウイルス感染症にかかる生活福祉資金特例貸付事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための生活費としての「緊急小口資金（特例貸付）」と、収入の減少や失業等により生計維持が困難となり、生活再建までの生活費としての「総合支援資金生活支援費（特例貸付）」の申請受付を令和2年3月25日より令和4年9月30日まで行った。令和4年10月からは貸付利用者の生活状況や償還についての相談を行い、区の自立相談支援機関との連携を図っている。

相談件数 678 件

イ 応急小口資金貸付

昭和47年、区の補助金を財源として創設された制度で、墨田区社会福祉協議会の事業として同年10月1日から開始。この資金は区民を対象とし、疾病、転職等により応急に必要とする小口資金を貸し付ける（無利子）ことにより、その生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としている。貸付限度額は20万円である。

令和6年度実績

貸付		償還		令和7年3月31日現在	
件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)		
21	714,000	71	519,100	区交付金(総額)	50,300,000 円
令和6年度中の貸付分				不能欠損	4,946,376 円
				貸付金原資総額	45,353,624 円
相談件数 254 件				貸付中(1,149件)	35,810,800 円
				保管金(預金)	9,542,824 円

ウ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付

平成28年、国の資金（一部都道府県負担）により創設された制度で、ひとり親家庭の親を対象に資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的としている。

なお、この事業は東京都社会福祉協議会からの委託によるもので、墨田区社会福祉協議会は借入申込受付を行う。

令和6年度貸付実績

資金種別	貸付件数(件)	貸付金額(円)
入学準備金	0	0
就職準備金	0	0
住宅支援金	2	960,000

(5) ハンディキャブ貸出事業

墨田区の委託を受け、昭和60年に事業を開始し、平成13年度からは社会福祉協議会の自主事業となる。

令和6年度はボランティア等の協力により、438回貸し出しを行った。

また、利用者及び運転ボランティアを対象に、安全運転研修講習会(1回)を実施した。

(6) すみだボランティアセンターの管理・運営

すみだボランティアセンターは、ボランティア活動の拠点となる施設、高齢者の生きがいと社会参加を図るための施設及び福祉活動を行う団体を援助するための施設等として、昭和60年7月1日に開館した。

それぞれの目的にそって有効に施設を使用するため、昭和62年度からボランティア活動施設の運営は社会福祉協議会の自主事業となり、福祉団体を援助するための施設は社会福祉協議会へ利用承認されている。なお、平成18年度からは社会福祉協議会が指定管理者として施設の維持管理を行っていたが、令和3年度からは区の直営となっている。

ア 開館時間

すみだボランティアセンター

年末年始を除く毎日 午前9時～午後9時

ただし、相談事業は月曜日～金曜日の午後5時30分まで

すみだボランティアセンター分館

年末年始・祝日・日曜日を除く毎日 午前9時～午後9時(土曜日は午後5時まで)

ただし、相談事業は月曜日～金曜日の午後5時30分まで

イ ボランティア活動推進事業

- ・ ボランティア活動に必要な基盤の整備
- ・ ボランティア活動の普及・啓発
- ・ ボランティア活動の相談
- ・ ボランティアの確保・養成
- ・ ボランティアの登録
- ・ ボランティアの紹介
- ・ 活動施設の利用承認
- ・ 在宅者・施設入所者に対するボランティア活動
- ・ その他の活動の推進・援助に関すること

ウ ボランティア活動推進委員会(別添名簿のとおり)

昭和62年度東京都から補助モデル事業として、「ボランティアのまちづくり推進事業」(ボランティア事業)2か年の地区指定を受け、社会福祉協議会会長の諮問機関として、「ボランティア活動推進委員会」を設け、委員は区内各分野の代表者の参加を得、25名以内で構成されている。この事業を進めるにあたっては、区民・各種団体及び墨田区が一体となってボランティア活動の育成と基盤づくりの推進を図っている。

個人ボランティア登録者数

年度	4	5	6
登録者数(人)	479	593	381

ボランティア団体登録数

年度	4	5	6
団体数(会員数)	47 (1,063)	47 (1,068)	46 (1,087)

エ すみだボランティアセンター分館

区の南部地区のボランティア活動推進の拠点である「すみだボランティアセンター分館」は、令和6年4月に亀沢三丁目から緑四丁目（緑4-4-12 メゾンベール錦糸町1階）に移転した。ボランティアに関する相談・登録・紹介や施設・機材の利用及び講習・講座の実施などのボランティア業務を行っているほか、ファミリー・サポート・センター事業、ハート・ライン21事業、ミニサポート事業、ハンディキャブ貸出、車いす貸出、杖の贈呈などを行っている。

(7) すみだハート・ライン21事業（会員制有料在宅福祉サービス）

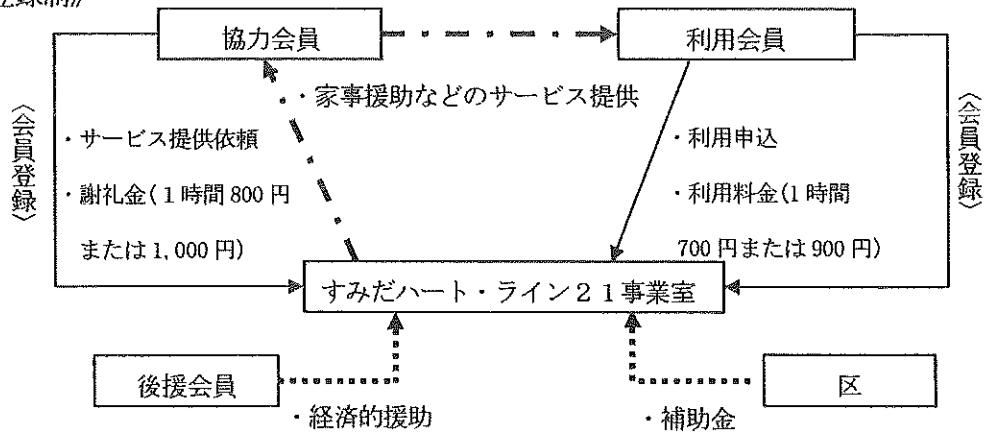
だれもが住み慣れた地域で安心して自宅での生活が続けられるよう、区民の参加と協力により、日常生活で手助けを必要とする高齢者や障害者等を対象に、平成5年10月から家事援助を中心とした有料の在宅福祉サービスを開始した。

平成23年度からは早朝・夜間・土日・祝日の利用時間の拡大を図った。また、平成24年度からは利用が1時間を超える場合は30分単位で利用できるように改正した。

平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業である墨田区訪問型サービスB事業によるサービス提供を開始した。

制度のあらまし

《会員登録制》



- ・利用会員（年会費 1,000円）※訪問型サービスB事業利用会員は年会費無料
区内にお住まいで、高齢、障害、産前産後など日常生活で手助けを必要としている方
- ・協力会員（年会費 無し）
サービスの提供ができる18歳以上の健康な方
- ・後援会員（年会費 1口1,000円 1口以上）
この事業の趣旨に賛同し経済的に援助してくださる方

《サービスの内容》

- ・家事援助サービスなど
食事の支度、掃除、洗濯、買物、外出の付き添い、話し相手、朗読、代筆など

《サービスの提供日・時間》

午前7時～午後8時

ア すみだハート・ライン21事業運営委員会（別添名簿のとおり）

地域福祉の一環として区民の参加と協力を得て在宅で援助を必要とする高齢者等の福祉向上を図り、事業の円滑な運営を図るため、運営委員会を設置している。

《所掌事務》

事業内容の改善に関する事、利用料及び謝礼金の改定に関する事、その他この事業の推進に必要な事項

イ 令和6年度 登録者・活動状況

会員種類	登録者数	利用・派遣人員数(延)	派遣回数	活動時間数
利用会員	155人	890人	—	—
協力会員	186人	554人	3,129回	4,202.5時間
後援会員	154人・1団体	469口	(1口 1,000円)	

ウ 令和6年度 協力会員の専門研修
5回 延べ68人

エ 令和6年度 会報の発行
5回

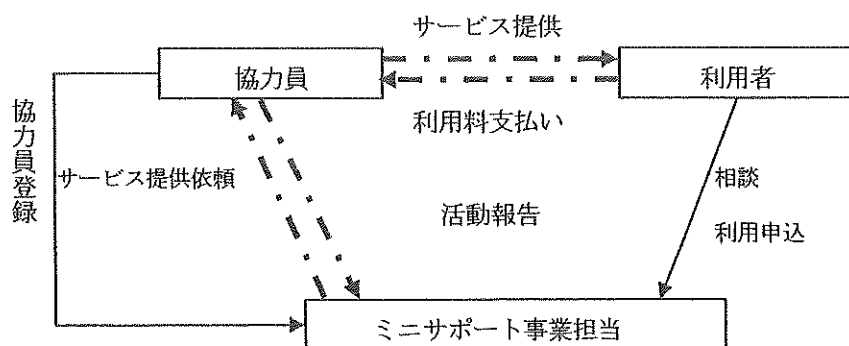
オ 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険法の改正に伴い、墨田区では介護予防給付（対象者：要支援1・2）のうち訪問介護・通所介護について、区が実施主体となる介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、これを受けて当協議会では、すみだハート・ライン21事業の枠組みの中で、訪問型サービスB事業として実施している。

令和6年度 利用登録者13名 派遣回数586回 活動時間 586.0時間

(8) ミニサポート事業

高齢者や障害のある方が地域で自立した生活が送れるよう、平成21年6月から日常生活でのちょっとした困りごとに、地域の協力員が訪問してサービスを提供している。



- ・協力員：区内で活動できる18歳以上の健康な方
- ・利用者：墨田区内にお住まいの
(1) 高齢者、障害者の一人暮らし
(2) 高齢者、障害者のみの世帯
(3) その他

《サービスの内容》

専門的な技術を必要としないもので

概ね30分以内で終了する継続性のない軽易な活動

例えば・・・電球、蛍光灯の交換

小さな家具の移動

季節の衣替え

体調を崩した時の近所への買い物 など

《利用料金》

30分あたり400円

《サービス提供時間》

午前7時～午後8時

ア 令和6年度 登録・利用状況

協力員登録者数 125人

利用件数 122件

イ 令和6年度 協力員研修

4回 延べ56人

ウ 令和6年度 会報の発行

5回（ハート・ライン21事業等と合同）

エ 令和6年度 協力員確保のための説明会

20回（ハート・ライン21事業等と合同）

(9) すみだファミリー・サポート・センター事業

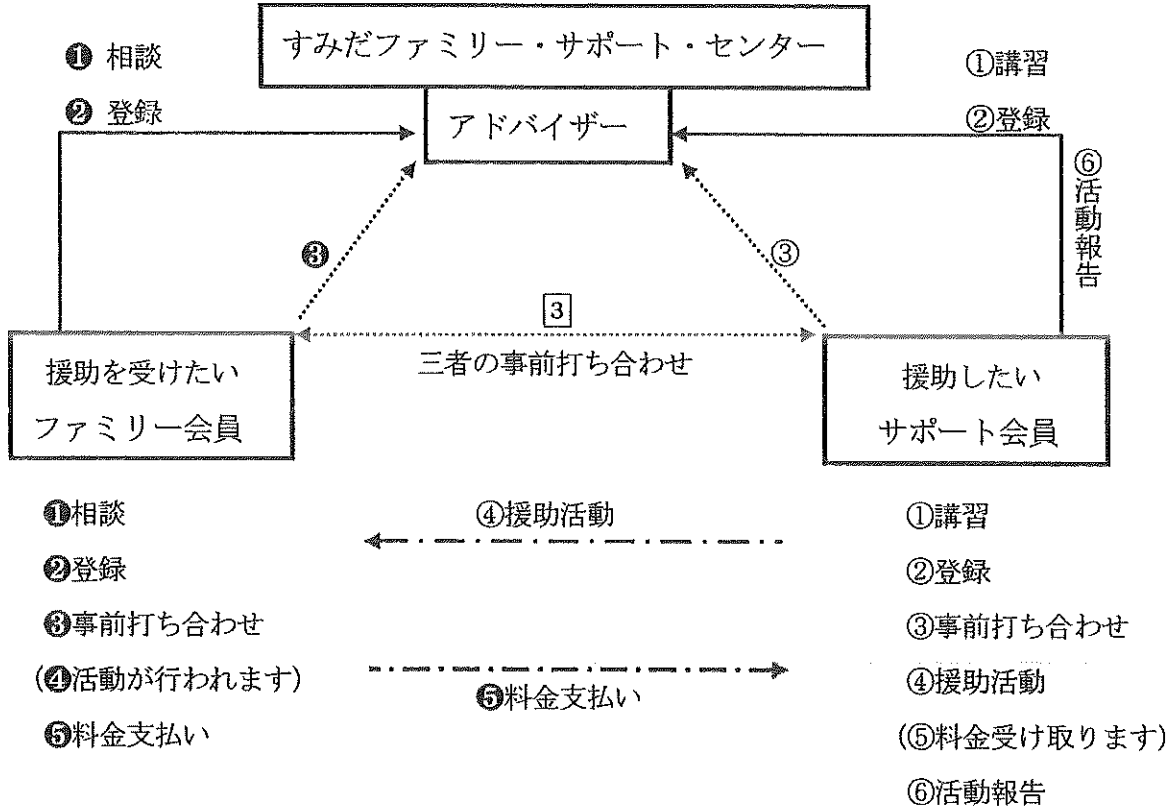
墨田区の委託を受け会員制による子育て推進事業を平成11年12月から開始した。この事業は、子育ての援助を受けたい方（ファミリー会員）と、子育ての援助を行いたい方（サポート会員）が、地域の中で子育て相互援助活動を会員組織で行う事業である。

活動内容は保育園・幼稚園・小学校・学童クラブなどの送迎、保育園の開始前・終了後の子どもの預かり等で、活動時間帯は、午前7時から午後8時。

対象は生後43日から小学校6年生までの子どもとなっている。

(利用料金)

月～金曜日 午前7時から午後7時 一人1時間あたり 800円
 月～金曜日のその他の時間、土・日・祝日、年末年始 一人1時間あたり 1,000円



ア 令和6年度 登録・利用状況

ファミリー会員	853人
サポート会員	189人
うち両方会員	3人
サポート会員紹介件数	221件
援助活動実績	3,540件
	6,056.0時間

イ 令和6年度 サポート会員養成集中講座

4回 参加22人

ウ 令和6年度 子育てサポーター養成講座

1回 参加2人

エ 令和6年度 交流会

「事故と安全」(事故防止に関する講習) 1回 参加7人
 「絵本の読み聞かせの会」(年齢に合わせた絵本の選び方、読み聞かせのコツ等を学び、会員間で交流) 1回 参加6人

オ 令和6年度 サポート会員フォロー研修

2回 参加11人

カ 令和6年度 子育てひろば等出張登録(事前予約制)

両国子育てひろば(偶数月第4木曜日開催)
 文花子育てひろば(奇数月第3火曜日開催)

■ 3 墨田区シルバー人材センター

所在地 墨田区文花一丁目 32 番 1-101 号

電 話 3616-5048 URL <https://webc.sjc.ne.jp/sumida/> E-mail sumida@sjc.ne.jp

シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある 60 歳以上の人に就労の機会を与え、仕事を通じて生きがいのある生活を送るとともに、会員相互や地域社会との交流を図り、活力ある地域社会づくりに貢献することを目指す自主団体である。本区でも昭和 54 年 7 月に設立されて以来、着々と実績を高めつつある。

昭和 55 年 12 月には社団法人シルバー人材センター墨田区高齢者事業団として法人化し、平成 2 年 7 月には社団法人墨田区シルバー人材センターに名称変更した。さらに平成 23 年 4 月から公益社団法人墨田区シルバー人材センターとなった。

※役員は別添名簿のとおり

(1) 入退会状況 (令和 6 年度)

(単位：人)

入退会別 年月	入 会		退 会		月 末 会 員 数		
	男	女	男	女	男	女	合 計
6. 4	9	15	5	2	929	591	1,520
5	8	10	51	40	886	561	1,447
6	12	7	6	6	892	562	1,454
7	7	3	3	2	896	563	1,459
8	6	6	11	8	891	561	1,452
9	15	8	4	7	902	562	1,464
10	13	10	2	2	913	570	1,483
11	10	14	5	6	918	578	1,496
12	13	8	4	2	927	584	1,511
7. 1	9	5	10	2	926	587	1,513
2	5	11	9	4	922	594	1,516
3	9	9	8	2	923	601	1,524
計	116	106	118	83	5 年度末	5 年度末	5 年度末
	222		201		925	578	1,503

(2) 退会者の内訳 (令和 6 年度)

(単位：人)

退会理由 性別	病気 (本人)	シルバー 事業を通 じて就職	その 他で 就職	死亡	転居	希望する 仕事なし	就業機会 なし
男	29	0	6	15	1	2	2
女	14	1	7	2	9	5	1
計	43	1	13	17	10	7	3

退会理由 性別	家庭の事情 (介護等)	会費 未納	加齢	他団体 等への 加入	センター運営 に対する不満	未回答 (不明)	その他	計
男	9	37	10	0	2	1	4	118
女	5	20	15	0	0	0	4	83
計	14	57	25	0	2	1	8	201

(3) 登録会員数 (年齢別・男女別) (令和6年度) (単位:人)

性別	年齢	60~	65~	70~	75~	80歳	合計	平均年齢	最高年齢
		64歳	69歳	74歳	79歳	以上			
会員	男	17	72	208	321	305	923	77.3歳	93歳
	女	17	62	155	198	169	601	76.5歳	95歳
	計	34	134	363	519	474	1,524	77.0歳	

(4) 就業実会員数 (年齢別・男女別) (令和6年度) (単位:人)

性別	年齢	60~	65~	70~	75~	80歳	合計	平均年齢	最高年齢
		64歳	69歳	74歳	79歳	以上			
就業会員	男	5	38	135	236	209	623	77.8歳	93歳
	女	9	37	105	137	103	391	77.2歳	92歳
	計	14	75	240	373	312	1,014	77.6歳	

※就業実会員数: 令和6年度に一度でも働いた会員数

※令和6年度就業率: 66.5% (就業実会員数÷年度末会員数)

(5) 職群別登録・就業会員数 (男女別) (令和6年度) (単位:人)

性別	職群	技術群	技能群	事務整理群	管理群	折衝外交群	一般作業群	サービス群	その他	合計
	登録会員	男	13	48	32	444	18	336	12	
	女	8	3	79	60	20	342	71	18	601
	計	21	51	111	504	38	678	83	38	1,524
就業会員	男	0	18	1	242	10	109	2	0	382
	女	0	1	8	20	5	190	22	0	246
	計	0	19	9	262	15	299	24	0	628

※登録会員: 第1希望職群に登録した会員数

※就業会員: 第1希望職群に就業した実会員数

(6) 事業実績状況 (請負事業) (令和6年度)

事業別	受託件数 (件)	就業延べ日 人員 (人)	契約金額 (単位:円)			
			配分金	材料費	事務費	計
公共	623	58,776	337,199,841	2,949,110	34,955,784	375,104,735
民間	6,386	78,546	239,818,292	2,265,526	14,189,254	256,273,072
計	7,009	137,322	577,018,133	5,214,636	49,145,038	631,377,807

※公民比 (契約金額) 59.4 : 40.6

(7) 事業実績状況 (労働者派遣事業) (令和6年度) 公益財団法人東京しごと財団 墨田派遣事業所

年月	受託 件数 (件)	就業 実人員 (人)	延べ日 人員 (人)	会員賃金 (円)	手数料等 (円)	合計 (円)	うちセンター 分事務委任手 数料 (円)
6.4	5	20	220	816,440	233,018	1,049,458	124,785
.5	5	18	225	833,135	264,125	1,097,260	130,469
.6	5	18	223	826,457	254,371	1,080,828	128,515
.7	5	19	237	874,690	254,441	1,129,131	134,259
.8	5	19	228	841,478	222,166	1,063,644	126,472
.9	5	19	218	804,749	266,364	1,071,113	127,361
.10	4	18	220	848,107	266,191	1,114,298	132,493
.11	4	18	216	834,151	254,165	1,088,316	129,404
.12	6	20	244	966,637	294,807	1,261,444	149,988
7.1	8	23	238	959,662	278,364	1,238,026	147,200
.2	8	24	238	959,477	270,498	1,229,975	146,243
.3	8	23	258	1,046,836	270,179	1,317,015	156,593
合計	68	239	2,765	10,611,819	3,128,689	13,740,508	1,633,782

■ 4 東京都江東児童相談所

所在地 江東区枝川三丁目6番9号 電話 3640-5432

(1) 相談内容

次の相談に応じています。

- ア 保護者の病気、死亡、家出、離婚などの事情で子どもが家庭で生活できなくなったとき
- イ 虐待など、子どもの人権にかかわる問題があるとき
- ウ わがまま、落ち着きがない、友達ができない、いじめられる、学校に行きたがらない、チック等の習癖、夜尿等で心配なとき
- エ 知的発達の遅れ、肢体不自由児、ことばの遅れ、自閉傾向などがあるとき
- オ 家出、盗み、乱暴、性的いたずら、薬物の習慣などがあるとき
- カ 里親として家庭で子どもを育てたいとき

それぞれの相談の内容に応じて、児童福祉司による調査、指導、児童心理司による判定、心理療法、医師の診断等を行ったうえで、継続的な支援、指導のほか、他の関係機関の紹介、児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設等）への入所や里親への委託等を行います。

(2) 愛の手帳の交付

東京都は、知的障害者（児）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるために、「愛の手帳」を交付しています。

18歳未満の知的障害児についての愛の手帳の交付申請は、児童相談所で受けつけています。なお、障害の程度に応じて各種の援助施策があります。

- ア 特別児童扶養手当などの給付
- イ 税金の減額あるいは免除
- ウ 医療費の一部助成
- エ 鉄道、バス、航空運賃等の割引など

(3) 養育家庭、養子縁組里親の申込

養育家庭及び養子縁組里親を希望される方は、ご相談ください。

(4) 相談日

- ア 月～金：午前9時から午後5時まで相談をお受けしています。
- イ 土・日・祭日で児童虐待等緊急性のある相談は、児童相談センター（電話 5937-2330）でお受けしています。
- ウ その他、189（児童相談所全国共通ダイヤル）による相談にも対応しています。

(5) 相談・入所状況

ア 相談受理状況

(単位：人)

	合 計	養 護		保 健 相 談	障 害 相 談						非 行 相 談		育 成 相 談			こ と ば の 遅 れ	そ の 他 相 談		
		被 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	不 登 校	性 格 行 動	育 児 ・ し っ け		適 性	措 置 変 更 ・ 延 長	そ の 他
4年度	2,002	1,129	281	0	7	0	2	5	264	0	44	18	22	98	10	1	0	51	70
5年度	2,079	1,139	266	0	4	0	0	6	293	1	81	24	14	133	12	2	0	61	43
6年度	2,252	1,263	371	0	7	0	0	0	276	1	52	32	14	95	5	1	0	58	77
6年度 墨田区	600	290	111	0	2	0	0	0	90	0	10	14	2	38	1	1	0	18	23

イ 受理別対応状況（令和6年度）

（単位：人）

区分	合計	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				ことばの遅れ相談	その他の相談	
		被虐待相談	その他の相談		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	く犯行為等	触法	不登校	性格行動	育児・しつけ	適性			
受付数	繰越	545	261	66	0	0	0	0	0	133	0	18	13	4	36	2	0	0	18
	新規	2,252	1,263	371	0	7	0	0	0	276	1	52	32	14	95	5	1	0	135
対応状況	助言指導	1,708	756	289	0	1	0	0	0	405	1	50	31	15	105	7	1	0	47
	継続指導	22	7	1	0	6	0	0	0	0	0	2	1	2	9	0	0	0	0
	他機関紹介	70	36	20	0	0	0	0	0	2	0	0	8	1	3	0	0	0	0
	訓戒・誓約	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童福祉司指導	238	77	103	0	0	0	0	0	0	0	18	5	0	12	0	0	0	23
	児童委員指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区市町村指導委託	4	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	区市町村送致	625	622	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉事務所送致、通知	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	児童福祉施設入所	39	17	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	17
	児童福祉施設遊舎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	里親委託	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	指定医療機関委託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家裁送致	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	70	5	12	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	50
計	2,797	1,524	437	0	7	0	0	0	409	1	70	45	18	131	7	1	0	153	
次年度繰越	490	262	45	0	0	0	0	0	63	0	28	18	3	64	0	0	0	7	

(6) 管内の被虐待児童に関する相談状況

ア 相談受理状況

（単位：人）

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被虐待児童相談件数	1,129	1,139	1,263

イ 対応状況

(ア) 虐待内容別相談対応状況

（単位：人）

区分 年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
4年度	272	8	937	107	1,324
5年度	301	6	928	109	1,344
6年度	324	15	1,070	115	1,524

(イ) 年齢別相談状況

（単位：人）

区分 年度	0～3歳未満	3歳～5歳	6歳～11歳	12歳～14歳	15歳以上
4年度	246	264	465	219	130
5年度	256	259	472	207	150
6年度	290	276	546	247	165

※上記(5)及び(6)の統計資料は令和7年度「江東児童相談所の概要」による

■ 5 特別支援学校

東京都立墨田特別支援学校

所在地 墨田区八広五丁目10番2号 電話 3619-4851

開校 昭和53年4月1日

施設規模 敷地面積 9,908 m² 鉄筋コンクリート造3階建（一部2階建、仮設校舎含む）

児童・生徒の状況（令和7年4月1日現在）

(1) 在籍児童・生徒数

（単位：人）

学部	小学部								中学部					高等部					合計
	1	2	3	4	5	6	重	楯	1	2	3	重	楯	1	2	3	重	楯	
学級数	5	5	5	6	3	4	8	36	4	4	4	3	15	6	5	5	3	19	70
男	22	19	19	22	12	14	15	123	11	15	20	5	51	31	28	25	6	90	264
女	7	11	6	12	5	5	5	51	10	5	5	3	23	11	11	12	2	36	110
計	29	30	25	34	17	19	20	174	21	20	25	8	74	42	39	27	8	126	374

※重は重度・重複学級

(2) 通学区域別児童・生徒数

（単位：人）

学部	区	墨田	台東	荒川	足立	葛飾	合計
小学部		73	45	29	26	1	174
中学部		28	15	18	13	0	74
高等部		53	34	24	15	0	126
合計		154	94	71	54	1	374

(3) 愛の手帳・身体障害者手帳の所持状況

（単位：人）

学部	愛の手帳						身体障害者手帳						合計
	1度	2度	3度	4度	その他 or無	合計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
小学部	1	35	82	29	27	174	1	3	6	0	0	1	11
中学部	1	25	28	20	0	74	2	3	5	2	0	1	13
高等部	2	41	32	46	5	126	1	3	5	0	0	0	9
合計	4	101	142	95	32	374	4	9	16	2	0	2	33

(4) 児童・生徒の進路状況

（単位：人）

項目 年度	小学部			中学部						高等部						高等部卒業生累計		
	本校に進学	他校に進学	その他 (入所施設含む)	本校に進学	他校に進学	福祉施設・生活介 護・自立訓練等	その他 (入所施設含む)	在宅	計	進学	企業	就労移行支援 事業所	就労継続支援 B型福祉作業所	生活介護・ 自立訓練等	その他 (入所施設含む)		在宅	計
4	22	0	0	22	22	0	0	0	22	0	9	5	8	8	0	0	30	1,331
5	18	0	0	18	21	1	0	0	22	0	4	1	5	1	0	1	12	1,343
6	20	0	0	20	23	0	0	0	23	1	12	3	11	10	1	1	39	1,382

※ 高等部卒業生累計は昭和55年度以降

XI 関連名簿

墨田区介護保険事業運営協議会委員

(令和7年8月1日現在)

区分	氏名	所属等
学識経験者	和気 康太	明治学院大学
	鏡 諭	元淑徳大学 コミュニティ政策学部 学部長
	成 玉 恵	千葉県立保健医療大学
医療保健関係者	山 室 学	墨田区医師会
	岩 崎 洋子	東京都本所歯科医師会
	難 波 幸一	東京都向島歯科医師会
	浅 尾 一夫	墨田区薬剤師会
	堀 田 富士子	東京都リハビリテーション病院
福祉関係者	鎌 形 由美子	墨田区民生委員・児童委員協議会
	青 木 剛	墨田区社会福祉事業団
	前 田 恵子	墨田区社会福祉協議会
区内関係団体	安 藤 朝規	弁護士(墨田区法律相談員)
	庄 司 道子	墨田区障害者団体連合会
	星 野 喜生	墨田区老人クラブ連合会
	多 賀 康之	町会・自治会
介護事業関係者	濱 田 康子	すみだケアマネジャー連絡会
	小 谷 庸夫	墨田区訪問介護事業者連絡会
	丹 沢 正伸	墨田区特別養護老人ホーム施設長会
	槌 本 守康	グループホーム等管理者連絡会
区民代表	村 山 厚子	介護保険被保険者
	福 島 洋子	介護保険被保険者
	米 川 京子	介護保険被保険者
行政代表	渡 瀬 博俊	墨田区保健衛生部長
	岩 瀬 均	墨田区教育委員会事務局次長
	浮 田 康宏	墨田区福祉部長

墨田区介護保険地域密着型サービス運営委員会委員

(令和7年8月1日現在)

区分	氏名	所属等
学識経験者	鏡 諭	元淑徳大学 コミュニティ政策学部 学部長
医療保健関係者	山 室 学	墨田区医師会
	堀 田 富士子	東京都リハビリテーション病院
介護事業関係者	濱 田 康子	すみだケアマネジャー連絡会
	小 谷 庸夫	墨田区訪問介護事業者連絡会
	槌 本 守康	グループホーム等管理者連絡会
区民代表	村 山 厚子	介護保険被保険者
	福 島 洋子	介護保険被保険者
	米 川 京子	介護保険被保険者
行政代表	浮 田 康宏	墨田区福祉部長

墨田区地域包括支援センター運営協議会委員

(令和7年8月1日現在)

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験者	鏡 諭	元淑徳大学 コミュニティ政策学部 学部長
	成 玉 恵	千葉県立保健医療大学
医療保健関係者	山 室 学	墨田区医師会
	荒 木 正 大	東京都本所歯科医師会
	難 波 幸 一	東京都向島歯科医師会
	浅 尾 一 夫	墨田区薬剤師会
	堀 田 富士子	東京都リハビリテーション病院
	霜 鳥 貴 弘	東京都柔道整復師会墨田支部
福祉関係者	鎌 形 由美子	墨田区民生委員・児童委員協議会
	前 田 恵 子	墨田区社会福祉協議会
介護事業関係者	濱 田 康 子	すみだケアマネジャー連絡会
	小 谷 庸 夫	墨田区訪問介護事業者連絡会
	丹 沢 正 伸	墨田区特別養護老人ホーム施設長会
区民代表	村 山 厚 子	介護保険被保険者
	福 島 洋 子	介護保険被保険者
	米 川 京 子	介護保険被保険者
行政代表	浮 田 康 宏	墨田区福祉部長

墨田区地域福祉計画推進協議会委員

(令和7年8月1日現在)

選出区分	氏 名	所 属 等	任 期
学識経験者	山 口 稔	関東学院大学名誉教授	R6. 4. 1～R8. 3. 31
地域福祉に 積極的に関与 している団体等の 代表者	山 室 学	墨田区医師会会長	〃
	秋 川 雅 彦	東京都向島歯科医師会会長	〃
	浅 尾 一 夫	墨田区薬剤師会会長	〃
	鎌 形 由美子	墨田区民生委員・児童委員協議会会長	〃
	庄 司 道 子	墨田区障害者団体連合会会長	R6. 6. 1～R8. 5. 31
	野 原 健 治	社会福祉法人興望館理事長	R6. 4. 1～R8. 3. 31
	星 野 喜 生	墨田区老人クラブ連合会会長	〃
	三 好 健太郎	墨田区特別養護老人ホームはなみずきホーム施設長	〃
	青 木 剛	墨田区社会福祉事業団事務局長	R7. 6. 27～R8. 3. 31
	前 田 恵 子	墨田区社会福祉協議会事務局長	R6. 4. 1～R8. 3. 31
小 池 尋 江	墨田区男女共同参画推進委員会委員	R6. 6. 1～R8. 5. 31	
地域福祉に 積極的に関与 している個人	外 川 浩 子	NPO法人「マイフェイス・マイスタイル」代表理事	R6. 4. 1～R8. 3. 31
	伊 藤 林	個人ボランティア	〃
	井 上 久 子	録音グループ「かりん」会長	〃
	齊 藤 宮 子	点訳グループ「きつつき」会長	〃
	大 野 敏 宏	個人ボランティア	〃
	木 村 幸 雄	個人ボランティア	〃
関係行政機関の 職員	浮 田 康 宏	墨田区福祉部長	〃
	高 橋 義 之	墨田区子ども・子育て支援部長	R7. 4. 1～R8. 3. 31
	渡 瀬 博 俊	墨田区保健衛生部長	〃
	須 藤 浩 司	墨田区保健衛生部次長	R6. 4. 1～R8. 3. 31
	後 藤 隆 宏	墨田区地域力支援部長	〃

選出区分	氏名	所属等	任期
学識経験者	山田 稔	茨城大学名誉教授	R6. 7. 1～R8. 6. 30
関係事業者	重松 景則	東日本旅客鉄道株式会社	R7. 6. 20～R8. 6. 30
	小瀧 正和	東武鉄道株式会社	R6. 7. 1～R8. 6. 30
	浅岡 祐介	京成電鉄株式会社	R7. 7. 1～R8. 6. 30
	倉本 広太郎	東京地下鉄株式会社	R7. 4. 1～R8. 6. 30
	近藤 琢哉	東京都交通局 (地下鉄)	R6. 7. 1～R8. 6. 30
	内山 琢矢	東京都交通局 (バス)	〃
	三浦 裕樹	京成バス株式会社	〃
	船越 浩司	京成バス東京株式会社	〃
道路管理者	小池 毅	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会	〃
	菊池 信久	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所	〃
交通管理者	田村 憲孝	東京都建設局第五建設事務所	R7. 4. 1～R8. 6. 30
	吉武 順子	本所警察署	R6. 7. 1～R8. 6. 30
区内団体等	渡邊 健次	向島警察署	R7. 2. 25～R8. 6. 30
	伊藤 林	墨田区町会・自治会連合会	R6. 7. 1～R8. 6. 30
	星野 喜生	墨田区老人クラブ連合会	〃
	菊池 昌子	墨田区障害者団体連合会	〃
関係行政機関	井上 佳洋	墨田区商店街連合会	〃
	平井 靖範	国土交通省関東運輸局	〃
墨田区	荒井 大介	東京都都市整備局都市基盤部	R7. 4. 9～R8. 6. 30
	浮田 康宏	墨田区福祉部長	R6. 7. 1～R8. 6. 30
	高橋 義之	墨田区子ども・子育て支援部長	R7. 4. 1～R8. 6. 30
	久井 隆司	墨田区都市計画部長	R6. 7. 1～R8. 6. 30
	武井 勝人	墨田区都市計画部参事	〃
	天海 晴彦	墨田区都市整備部長	〃
	宮本 知明	墨田区立体化・まちづくり推進担当部長	〃

第1地区		20	クラブ	
No.	クラブ名	区域	会長名	副会長名
1	亀齢会	緑 2	森川 正子	野尻 多津子
2	両四クラブ	両国 4	飯野 アキミ	吉村 嘉一
3	菊寿会	菊川 1	中川 猪左男	曾根原 修子
4	千歳クラブ	千歳 1	山田 美佐子	清水 幸子
5	千寿会	千歳 3	高倉 弘直	笛吹 修邦
6	立三長寿会	立川 3	田村 正一	山口 謙二郎
7	江五クラブ	江東橋 5	水畑 正樹	小崎 康徳
8	菊三倶楽部	菊川 3	杉山 達雄	上妻 武子
9	両三クラブ	両国 3	阿部 壽子	清水 恒徳
10	立二友愛クラブ	立川 2	照田 収三	清水 敬子
11	緑寿会	緑 4	木村 茂	二色 素代
12	立四ひまわりクラブ	立川 4	坂岸 榮治	出野 清子
13	両一寿会	両国 1	渡邊 兼利	村澤 和子
14	立一シルバークラブ	立川 1	赤津 幸夫	野中 敏子
15	江福クラブ	江東橋 1	青島 憲裕	小川 洋一
16	菊二菊和会	菊川 2	左藤 美代子	櫻井 ナツミ
17	両二クラブ	両国 2	小沢 利男	朝倉 栄三
18	緑三寿会	緑 3	西田 貞芳	今井 美恵子
19	みのり会	1, 2号棟	鈴木 辰夫	片岡 富美江
20	江二鶴亀会	江東橋 2	五十嵐 仁	昌山 末子

第2地区		18	クラブ	
No.	クラブ名	区域	会長名	副会長名
1	駒四寿楽会	東駒形 4	石井 嘉一郎	浜田 清詞
2	駒二寿楽会	東駒形 2	木村 平	中山 シン子
3	東駒一敬親会	東駒形 1	森田 久子	大和久 七子
4	吾妻一寿楽会	吾妻橋 1	土信田 栄子	滝川 征丈
5	石三三和会	石原 3	氏家 賢	飯田 淑子
6	吾妻二福寿会	吾妻橋 2	浦野 伸子	愛宕 威志
7	亀四亀楽会	亀沢 4	遠上 隆	清水 和代
8	本四長生会	本所 4	齋藤 ツヤ子	酒巻 幸子
9	吾妻橋白寿会	吾妻橋 3	谷口 重男	中島 千代
10	東駒三交友会	東駒形 3	園部 公子	北原 桂子
11	亀二喜楽会	亀沢 2	猪爪 修	小澤 紀子
12	本一白寿会	本所 1	中村 桂一	山中 みどり
13	亀一喜友会	亀沢 1	成島 征一	吉兼 愛子
14	横網盛寿会	横網 1, 2	横瀬 勝美	横江 等
15	石四喜楽会	石原 4	坂倉 重徳	惣佐 純江
16	本二若宮寿会	本所 2	荻沼 利雄	佐藤 光夫
17	石一長寿会	石原 1	嶋村 照之	宮澤 武志
18	石二双葉会	石原 2	木村 重朗	田中 秀幸

No.	クラブ名	区域	会長名	副会長名
1	太平二六ツ実会	太平 2	本田 隆見	栗山 信雄
2	太平一宝友クラブ	太平 1	佐藤 一男	小桧山 由美子
3	錦友会	錦糸 3	吉川 富美子	田村 市郎
4	喜楽会	錦糸 4	奥岡 フサ	阿部 正光
5	錦一明友会	錦糸 1	吉永 良子	河野 文代
6	太平四ひまわり会	太平 4	武知 鱗次郎	植木 博江
7	横川友の会	横川 1	石井 洋介	森下 シズ子
8	横川要会	横川 4	有馬 慶子	川瀬 泰弘
9	太平三寿会	太平 3	加藤 廣高	折原 将介
10	横川交友会	横川 5	加藤 幸男	吉橋 薫
11	白百合会	横川 5	阿部 豊千栄	野城 東亜子
12	プリメールクラブ	横川 5	別頭 忠秋	今井 諄
13	業一長寿会	業平 1	内田 昭一	佐藤 忠司
14	横三美寿々会	横川 3	島田 修二	飯塚 キミヨ
15	横五クラブ	横川 5	帯瀬 紘子	鈴木 初枝
16	横二友和会	横川 2	鈴木 満喜子	白畑 恒子
17	業二南つくも会	業平 2	中山 かつ子	中野 歌子
18	業四シニアクラブ	業平 4	秋元 幸雄	田川 美登利
19	業平橋住宅福寿会	業平 1	五十嵐 達雄	菅田 常夫
20	ブリリアさくら会	ブリリアタワー 東京マンション内	佐賀 正男	望月 貞次

No.	クラブ名	区域	会長名	副会長名
1	向一福寿会	向島 1	大塚 薫	横山 たか子
2	言問クラブ	向島 5	遠藤 滉一	中平 守
3	プラムクラブ	向島 1押上2	山本 町子	糟谷 良子
4	秋葉クラブ	向島 4	岩崎 博	石井 利男
5	向島梅クラブ	向島 2	葩島 善雄	小野塚 守義
6	向島桜クラブ	向島 3	太田 トシ子	水上 佳英
7	小梅桜寿会	向島 3	戸部 義久	井澤 幸男
8	梅寿会	向島 3	茂在 新三郎	後藤 章
9	小梅松竹会	向島 3	村井 珠子	野口 ツネ子
10	さつき会	向島 2	加賀美 輝彦	川崎 歌子
11	向島親和会	向島 3	風間 久慧	永島 弘子
12	向一寿楽会	向島 1	石井 利夫	野口 弘子
13	白友会	向島 4	原山 幸子	石井 道子
14	中之郷長寿会	押上 2	山崎 克己	佐藤 治
15	曳舟松風会	押上2 向島4	横田 俊子	岡田 時彦
16	曳舟竹寿会	東向島2 向島4	三橋 文雄	土田 猛
17	曳舟白梅会	東向島2 向島4	菊地 三好	内田 五十二郎
18	シニアクラブ押上二	押上	新井 文雄	金野 行雄
19	睦友会	東向島 2	川田 勤	大庭 礼子
20	宮元福寿会	東向島 3	小倉 宏	三宅 裕
21	須崎クラブ	向島 5	小林 昭彦	新井 富雄

第5地区

28

クラブ

No.	クラブ名	区域	会長名	副会長名
1	福寿会	押上2,3 京島2	鈴木 健一	西尾 勝男
2	吾嬬明和会	文花3 京島3	鎌田 順一	元持 宏之
3	京三長生会	京島 3	高橋 秀夫	工藤 せい子
4	文花千鶴会	文花 1	深瀬 利次	奥村 貞子
5	押上南長寿クラブ	押上 1,3	大塚 君子	中澤 節子
6	高砂会	立花 3,4	児玉 恵美子	橋本 房子
7	中川憩の会	立花 5	水野 純一	高木 正樹
8	立花五福寿会	立花 5	小木曾 清三	瀧川 孝子
9	九十九会	立花 6	池井 喜美雄	老川 嘉延
10	白扇会	立花 6	小野 正好	星野 悦郎
11	京三中央寿和会	京島 3	宮澤 哲男	小川 盛一郎
12	京二協寿会	京島 2	相馬 洋美	伊藤 進
13	文花福寿会	文花 1-32	原 武志	小林 豊子
14	文花あづま会	文花 1,2	小山 君栄	大澤 信子
15	立花団地青葉会	立花 1-28	高橋 みち子	加藤 カヅ
16	立花南白鶴会	立花 1,3	大熊 敏枝	森島 ヤエ
17	曳舟サクラクラブ	京島 1	長井 繁	黒田 早知子
18	仲よし会	立花 2	大戸 健男	北村 秀夫
19	京二福寿会	京島 2	吉本 俊夫	中野 洋子
20	京島南宝寿会	京島 2,3	大谷 和美	佐藤 幾洋子
21	立花清流会	立花1	桂田 周宏	石井 光江
22	旭寿会	京島1	潮田 州健	内田 多美子
23	西ビュー飛馬仁クラブ	西ビューハイツ	田島 喜好	石井 喬子
24	四丁目友の会	立花4	山本 絹子	小林 美津子
25	ソライエ・プラチナクラブ	立花5ソライエプレミアム	雨宮 武士	磯野 博信
26	笑和プラチナクラブ	京島3-11~21	山澤 常男	林 衛
27	文花香梅会	文花 2	芹田 達彦	鹿倉 厚子
28	どっこいしょクラブ	京島1丁目ビューハイツ	湊 武	佐藤 信子

第6地区

18

クラブ

No.	クラブ名	区域	会長名	副会長名
1	末広会	八広 4~6	矢後 悦子	内藤 洋子
2	八広二親和九十九会	八広 2	黒川 勉	高橋 幸子
3	親交喜楽会	東向島 5,6	青木 勇	須藤 佐紀子
4	白鬚東つつみ会	15~18号棟	宮城 昭子	樋口 宏和
5	八広若葉会	八広 1,4,5,6	岩井 義治	中山 ケイ子
6	隅田中央コートクラブ	墨田 5	安藤 明	入江 諒一
7	隅田西若心クラブ	墨田 3	廣田 充男	高橋 信子
8	隅田中睦心交クラブ	墨田 4	富取 一郎	川島 康義
9	鐘ヶ淵敬友会	墨田 5	北村 嘉津美	岡田 美江子
10	七宝会	墨田 1,2	八島 明	金子 恒行
11	梅若会	墨田 2	杉崎 真義	千田 加津子
12	八広はなみずき会	八広 4,6	高橋 和子	鈴木 勇二
13	八広六西クラブ	八広5,6 墨田4	宇田川 俊夫	岸 治夫
14	八三クラブ	八広3	小島 達夫	林 堅二
15	隅田東朋友クラブ	墨田4	神林 伊佐子	最上 捷子
16	いきいき東向会	東向島 4,5	佐藤 幸雄	常山 弘
17	八広北おもと会	八広 1,2	河俣 健一	山口 あい子
18	ひまわりクラブ	八広5丁目アパート	後藤 俊也	谷部 英雄

身体障害者相談員

(令和7年8月1日現在)

氏名	住所	任期
三宅 裕	東向島1-2-7-202	R6. 4. 1~R8. 3. 31
高山 和子	緑3-6-5-501	
荘司 ちづ子	本所3-28-10	
篠木 修子	東向島3-15-21-503	
菊池 昌子	石原3-27-1	
伊藤 加代子	八広4-19-12	
小久保 明	亀沢4-18-11	

知的障害者相談員

(令和7年8月1日現在)

氏名	住所	任期
庄司 道子	亀沢1-19-7	R6. 4. 1~R8. 3. 31
佐々木 啓子	堤通2-8-15-1204	
折笠 春江	石原3-1-3	
本間 芳美	錦糸1-2-5-1201	
八代 純子	東向島1-13-14	

墨田区障害者施策推進協議会委員

(令和7年7月1日現在)

区分	氏名	所属等	任期
障害者団体 等の代表者	庄司 道子	墨田区障害者団体連合会	7. 6. 1~9. 5. 31
	三宅 裕	〃	7. 6. 1~9. 5. 31
	浅岡 ミサ子	〃	7. 6. 1~9. 5. 31
	串間 輝幸	〃	7. 6. 1~9. 5. 31
	菊池 昌子	〃	7. 6. 1~9. 5. 31
	三浦 八重子	〃	7. 6. 1~9. 5. 31
	八代 純子	墨田区知的障害者相談員	7. 6. 1~9. 5. 31
	小久保 明	墨田区身体障害者相談員	7. 6. 1~9. 5. 31
学識経験者 等	鎌形 由美子	墨田区社会福祉協議会	7. 6. 1~9. 5. 31
	原口 春美	墨田区民生委員・児童委員協議会	7. 6. 1~9. 5. 31
	塩塚 靖基	障害福祉サービス事業者	7. 6. 1~9. 5. 31
区議会議員	加藤 ひろき	墨田区議会議員	7. 6. 1~9. 5. 31
	小林 しょう	〃	7. 6. 1~9. 5. 31
	たかはしのりこ	〃	7. 6. 1~9. 5. 31
	遠藤 ミホ	〃	7. 6. 1~9. 5. 31
	井上 ノエミ	〃	7. 6. 1~9. 5. 31
	甲斐 まりこ	〃	7. 6. 1~9. 5. 31
関係行政機 関の職員	深谷 純一	東京都立墨田特別支援学校長	7. 6. 1~9. 5. 31
	小出 和正	特別支援学級設置中学校代表	7. 6. 1~9. 5. 31
	金内 波子	墨田公共職業安定所 雇用開発部長	7. 6. 1~9. 5. 31
	渡瀬 博俊	墨田区保健所長	7. 6. 1~9. 5. 31

墨田区子ども・子育て会議委員

(令和7年4月1日現在)

氏名	所属等
西村 孝幸	墨田区私立保育園協会
西島 由美	墨田区医師会
古屋 真	学識経験者(駒沢女子短期大学教授)
八重田 裕一朗	墨田区児童館
東 百代	墨田区私立幼稚園連合会
千原 祐子	墨田区子育てひろば
出沼 俊夫	墨田区民生委員・児童委員協議会
二藤部 智子	墨田区立小学校PTA協議会
黒木 為則	墨田区立中学校PTA連合会
田村 美帆	墨田区青少年委員協議会
小林 厚子	墨田区青少年育成委員会連絡協議会
佐藤 まり子	認証保育所連絡会
賀川 祐二	すみだ子育て支援ねっと「はぐ」
中村 彩子	小規模保育事業所連絡会
稲吉 美穂	区民公募委員
加藤 紗世	区民公募委員
末田 豪	区民公募委員
武田 舞	区民公募委員
飛高 加奈子	区民公募委員
眞能 貴代	区民公募委員
山口 寛子	区民公募委員
金澤 里美	墨田区立幼稚園長会
増淵 裕美	墨田区立小学校長会
遠藤 博則	墨田区立中学校長会
竹嶋 啓子	墨田区立保育園長会

(任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日)

民生委員推薦会委員

(令和7年8月1日現在)

選出区分	氏名	備考
区議会議員	しもむら 緑	墨田区議会議員
	堀 よしあき	〃
民生委員	鎌形 由美子	墨田区民生委員・児童委員協議会会長
	高木 恒子	墨田区民生委員・児童委員協議会会長代行
社会福祉事業又は社会福祉 団体に関係ある者	前田 君代	社会福祉法人墨田さんさん会理事長
	西村 孝幸	社会福祉法人みんなのおうち理事長
	吉田 耕一	墨田区社会福祉協議会副会長
教育に関係のある者又は 学識経験のある者	白石 祐一	元区教育委員
	岩田 道子	元区教育委員
	岡田 佳廣	墨田区両国二丁目町会顧問
関係行政機関の職員	浮田 康宏	墨田区福祉部長

(任期：令和4年10月1日～令和7年9月30日)

戦没者遺族相談員

(令和7年7月1日現在)

氏名	住所	電話
未定 (相談があった場合は直接東京都へ)		

戦傷病者相談員

(令和7年7月1日現在)

氏名	住所	電話
未定 (相談があった場合は直接東京都へ)		

地区		氏名	住所	担当地域
第1地区	1	伴 道子	千歳1-2-17	千歳一丁目の全部
	2	進士栄一郎	両国4-33-1	千歳二丁目の全部、千歳三丁目的一部
	3	奥野 洋子	千歳3-4-4-101	千歳三丁目的一部
	4	横島 幸光	立川1-14-2-601	立川一丁目の全部
	5	石田 弘子	立川2-3-2	立川二丁目の全部
	6	田村 正一	立川3-10-4	立川三丁目の全部
	7			立川四丁目の全部
	8	後藤 康則	菊川1-15-2	菊川一丁目の全部
	9	石田 文江	菊川2-1-1	菊川二丁目の全部
	10	保科 淑恵	菊川3-1-11-502	菊川三丁目的一部
	11	稗田 理保	菊川3-16-7	菊川三丁目的一部
	12			両国一丁目の全部
	13	石井 智子	両国2-17-8-901	両国二丁目の全部
	14	清水 恒徳	両国3-16-10	両国三丁目の全部
	15			両国四丁目の全部
	16			緑一丁目の全部
	17	野本美智子	緑2-8-8	緑二丁目の全部
	18	疋田 喜久	緑3-13-5-901	緑三丁目の全部
	19	日野 康子	緑4-13-5	緑四丁目的一部
	20	木村 茂	緑4-5-11	緑四丁目的一部
	21	瀧井 雅子	江東橋1-4-12-1102	江東橋一丁目の全部
	22	五十嵐 仁	江東橋2-10-6	江東橋二丁目の全部
	23	金澤 秀紀	江東橋3-8-7 6F	江東橋三丁目の全部
	24			江東橋四丁目的一部
	25	福田當美子	江東橋4-30-2-1111	江東橋四丁目的一部
	26	横地 園子	江東橋5-11-10-101	江東橋五丁目の全部
第2地区	1			横網一、二丁目の全部
	2	宮崎 佳子	亀沢1-20-2	亀沢一丁目の全部
	3	松本 久史	亀沢2-13-2 4F	亀沢二丁目の全部
	4	須田 佳子	亀沢3-23-4	亀沢三丁目の全部
	5	遠上佐智恵	亀沢4-13-7	亀沢四丁目的一部
	6	永井美代子	亀沢4-13-15-501	亀沢四丁目的一部
	7	岩永 治朗	錦糸1-7-17-502	錦糸一丁目的一部
	8	鹿島富佐子	錦糸1-2-6-406	錦糸一丁目的一部
	9	任田 幸子	錦糸2-7-9	錦糸二、三丁目の全部
	10	小川 博	錦糸4-6-9	錦糸四丁目の全部
	11	田島あけみ	石原1-36-3	石原一丁目の全部
	12	田中 裕子	石原2-22-9	石原二丁目の全部
	13	島田小百合	石原2-11-2-401	石原三丁目の全部
	14	高林 芳和	石原4-21-6	石原四丁目の全部
	15	齋藤 正樹	太平1-6-5	太平一丁目的一部
	16	菊地 明美	太平1-19-4	太平一丁目的一部
	17	千葉 和子	太平2-17-2	太平二丁目の全部
	18	池田美和子	太平3-6-1	太平三丁目の全部
	19	鳥居 恭子	太平4-1-1-4008	太平四丁目的一部
	20	村木 妙子	太平4-2-1-614	太平四丁目的一部
	21	佐々木真貴子	太平4-24-14-902	太平四丁目的一部
	22	荒木田一裕	本所1-28-2	本所一丁目的一部
	23	集貝 知子	本所1-30-1 3F	本所一丁目的一部

第 2 地 区	24	栗原 貴代子	本所 2-20-9-402	本所二丁目の全部
	25	佐藤 陽子	本所 3-15-2	本所三丁目の全部
	26			本所四丁目の全部
	27	石井 洋介	横川 1-10-6	横川一丁目の全部
	28	高島 章	横川 2-10-6	横川二丁目の全部
	29			横川三丁目の全部
	30	有馬 慶子	横川 4-11-11	横川四丁目の全部
	31			横川五丁目の一部
	32			横川五丁目の一部
	33	大澤 清貴	横川 5-9-3-515	横川五丁目の一部
第 3 地 区	1	川島 良夫	東駒形 1-3-15	東駒形一丁目の全部
	2	鎌形由美子	東駒形 2-5-11	東駒形二丁目の全部
	3	笠間 義弘	東駒形 3-2-10-702	東駒形三丁目の全部
	4			東駒形四丁目の一部
	5	高田 晶子	本所 4-30-10-601	東駒形四丁目の一部
	6	窪田志津香	業平 1-7-10-202	業平一丁目の一部
	7	小林みどり	業平 1-7-23-403	業平一丁目の一部
	8	大屋 好正	業平 1-6-3-1402	業平一丁目の一部
	9	亦野 民枝	業平 2-6-9	業平二丁目の一部
	10	高橋 洋江	業平 2-12-11	業平二丁目の一部
	11			業平三丁目の一部
	12	川久保博史	業平 3-12-5	業平三丁目の一部
	13	鈴木 光子	業平 4-7-7	業平四丁目の一部
	14	秋元 治子	業平 4-16-10	業平四丁目の一部
	15	武市 美登里	業平 5-1-18-609	業平五丁目の全部
	16	川合ひとみ	吾妻橋 1-3-3-1001	吾妻橋一丁目の全部
	17			吾妻橋二丁目の全部
	18	福田 美加	吾妻橋 3-7-12	吾妻橋三丁目の全部
	19	石井 利夫	向島 1-21-9	向島一丁目の一部
	20	山口あや子	向島 2-7-7	向島二丁目の一部
	21	浦野 勝美	向島 2-21-10-103	向島二丁目の一部
	22	岡田有紀子	向島 3-2-1-203	向島三丁目の一部
	23	川嶋 昌和	向島 3-9-8	向島三丁目の一部
	24	上田 慶子	向島 4-24-6	向島四丁目の一部
	25	鈴木喜代美	向島 4-13-23	向島四丁目の一部
	26	阿久津智子	向島 5-30-16	向島五丁目の一部
	27	松井多美子	向島 5-26-10	向島五丁目の一部
	28	中村 優子	向島 5-34-3	向島五丁目の一部
	29	繁田 誠一	向島 1-30-1	向島一丁目の一部
	30			押上一、二丁目の一部
	31	戸部 義久	向島 3-45-15-601	向島三丁目の一部
	32	安宅 恵子	向島 3-38-10	向島三丁目の一部
	33	田島眞佐子	押上 2-7-4	押上二丁目の一部
	34	大谷 直子	押上 2-16-2-1301	押上二丁目の一部
	35	中村 光一	押上 1-25-6	押上一丁目の一部
	36	多賀 康之	押上 1-35-5	押上一丁目の一部
	37	藤原 壽江	押上 2-24-8	押上一、二丁目の一部
第 4 地 区	1	宮澤 仁	押上 3-24-6	押上一、三丁目の一部
	2	口町 光弘	押上 3-6-8	押上一、二、三丁目の一部
	3	川西 朋子	押上 3-13-5	押上三丁目の一部
	4	間中 文子	押上 3-29-11-303	押上一、三丁目の一部
	5	伴野 鈴江	押上 3-59-2	押上三丁目の一部
	6	佐藤眞理子	押上 3-34-5	文花一丁目の一部
	7	永藤 福信	文花 1-29-2-704	文花一丁目の一部

第 4 地 区	8	渡部あけみ	文花 1-30-14-207	文花一丁目の一部	
	9	岩田 栄子	文花 1-26-27-403	文花一丁目の一部	
	10	林 志津子	文花 1-26-26-210	文花一丁目の一部	
	11	水谷須美子	文花 1-28-35-208	文花一丁目の一部	
	12			立花一丁目の一部	
	13			立花一丁目の一部	
	14	小林 秀樹	立花 2-2-12	立花二丁目の一部	
	15	村杉めぐみ	立花 2-12-2	立花二丁目の一部	
	16	永堀佳思代	立花 1-23-2-409	立花一、二丁目の一部	
	17			立花一丁目の一部	
	18	守谷 政義	立花 1-28-4-1008	立花一丁目の一部	
	19	本多未智世	立花 1-27-6-1121	立花一丁目の一部	
	20	小松崎秀琴	立花 3-20-8-302	立花一、三丁目の一部	
	21	中川 啓子	文花 1-32-1-1115	文花一丁目の一部	
	22			文花一、二丁目の一部	
	23			文花二丁目の一部	
	24	橋本 和子	京島 1-13-7	京島一、二丁目の一部	
	25	北條 和代	京島 2-24-7	京島二丁目の一部、文花三丁目の一部	
	26	八木 成	京島 3-19-6	京島三丁目の一部	
	27	頭金 多絵	京島 3-41-1	京島三丁目の一部	
	28	田口奈美江	京島 3-50-11	京島三丁目の一部	
	29			京島三丁目の一部	
	30	伊藤 正廣	文花 3-2-2	文花三丁目の一部	
	第 5 地 区	1	篠田喜代子	立花 4-36-4	立花四丁目の一部
		2	岩立 道子	立花 3-20-1	立花三丁目の一部
		3	風間 明	立花 4-15-15	文花三丁目の一部、立花四丁目の一部
		4			立花四丁目の一部
		5	手呂内成美	立花 5-2-6	文花三丁目の一部、立花五丁目の一部
		6	高木 正樹	立花 5-34-11	立花五丁目の一部
		7	藤川 榮	立花 6-6-3	立花六丁目の一部
8		野村 文子	立花 6-8-2-1414	立花六丁目の一部	
9		皆川 仁	八広 1-37-12	八広一丁目の一部	
10		佐久間令子	八広 3-6-5	八広三丁目の一部	
11		野崎 弘	八広 2-14-13	八広一、二丁目の一部	
12		小島 順子	八広 2-27-2	八広二丁目の一部	
13		鈴木裕美子	八広 2-56-7	八広二丁目の一部	
14		竹内かおる	八広 3-38-4	八広三丁目の一部	
15		南 睦美	八広 3-14-13	八広三丁目の一部	
16		高橋ひとみ	八広 4-13-7	八広一、五丁目の一部	
17		福田 和子	八広 4-5-17	八広四、六丁目の一部	
18		中嶋 規雅	八広 4-40-5	八広四丁目の一部	
19		鵜沼 明子	八広 6-45-8	八広四、六丁目の一部	
20				八広五、六丁目の一部	
21		宇野 正行	八広 6-6-3	八広六丁目、墨田四丁目の一部	
22		谷 眞宏	八広 5-32-6	八広四、五、六丁目の一部	
23		原口 春美	東墨田 3-5-19	東墨田三丁目の全部	
24		西澤 京子	東墨田 2-18-5	東墨田一、二丁目の全部	
第 6 地 区	1	古川 眞澄	京島 1-17-10	京島一、二丁目の一部	
	2	星野 和子	京島 1-39-1-515	京島一丁目の一部	
	3			京島一丁目の一部	
	4	遅澤 睦美	京島 2-17-12	京島二、三丁目の一部	
	5	佐倉久仁子	八広 1-4-9	八広一丁目の一部	
	6	小林久美子	八広 5-10-1-701	八広五丁目の一部	
	7	松沢 陽子	東向島 3-35-7-103	八広一、五丁目の一部	

第 6 地 区	8	西出真由美	東向島 1-10-5	東向島一丁目の一部、向島五丁目の一部	
	9	清川 純子	東向島 1-18-4	東向島一丁目の一部	
	10	荻田 芳江	向島 5-48-15	東向島一丁目の一部、向島五丁目の一部	
	11	増田志津江	東向島 2-30-10	東向島二丁目の一部、向島四丁目の一部	
	12	佐藤 周一	押上 2-36-2	東向島二丁目の一部、押上二丁目の一部	
	13			東向島二丁目の一部	
	14	羽鳥 由江	東向島 2-48-8	東向島二丁目の一部	
	15			東向島三丁目の一部	
	16	佐原まち子	東向島 3-31-3	東向島三丁目の一部	
	17	益子 昌美	東向島 4-22-8	東向島四丁目の一部	
	18	川名 百世	東向島 5-5-13	東向島四、五丁目の一部	
	19	岩田 謙一	東向島 4-43-6	東向島五丁目の一部	
	20			墨田三丁目の一部	
	21	吉永 道子	東向島 6-16-10	東向島六丁目の一部	
	22	中村 淑子	東向島 6-26-16	東向島六丁目の一部	
	23	小松 恵子	八広 6-1-1-702	東向島六丁目の一部、八広六丁目の一部	
	24			東向島五丁目の一部、墨田三、四丁目の一部	
	25			堤通一丁目の全部	
	26	山本 由美	墨田 1-1-1	東向島四丁目の一部・墨田一、二丁目の一部	
	27			墨田一丁目の一部	
	第 7 地 区	1	佐藤 洋子	墨田 2-5-11	墨田二丁目の一部
		2	片桐 潤一	墨田 2-20-11-306	墨田二丁目の一部
		3	白鳥 順子	墨田 2-43-5	墨田二丁目の一部
		4	廣田あい子	墨田 3-10-12	墨田三丁目の一部
		5	宮代 淳子	墨田 3-30-7 松野方	墨田三丁目の一部
		6	川島 俊子	墨田 4-12-14	墨田四丁目の一部
		7	高木 恒子	墨田 4-25-1	墨田四丁目の一部
8				墨田四丁目の一部	
9				墨田四丁目の一部、八広六丁目の一部	
10		太田 千鶴子	墨田 5-8-4	墨田五丁目の一部	
11		小山 進	墨田 5-4-11	墨田五丁目の一部	
12		長倉 淳子	墨田 5-27-17	墨田五丁目の一部	
13		小暮 一博	墨田 5-38-9	墨田五丁目の一部	
14		本田 初江	堤通 2-4-4-301	堤通二丁目的一部分	
15		竹内笑美子	堤通 2-5-5-1107	堤通二丁目的一部分	
16		行村 益美	堤通 2-6-9-313	堤通二丁目的一部分	
17		小椋 順子	堤通 2-7-11-501	堤通二丁目的一部分	
18		花島ちえの	堤通 2-10-18-1007	堤通二丁目的一部分	
主任 児童 委員	1-91	志波 洋子	立川 3-6-15-803	墨田区全域	
	1-92	西村 直子	緑 4-11-9	〃	
	2-91	土屋 恵子	亀沢 2-20-12-702	〃	
	2-92	後藤 雅子	本所 1-12-6	〃	
	3-91	中林 秀夫	吾妻橋 2-4-5	〃	
	3-92	波田野 歩	八広 4-50-6-401	〃	
	4-91	高埜 晴美	押上 3-15-16	〃	
	4-92	出沼 俊夫	立花 2-27-9	〃	
	5-91	橋本 雅司	八広 2-14-3	〃	
	5-92	千野 佳子	立花 4-18-9-508	〃	
	6-91	杉崎 真嗣	墨田 2-34-4-303	〃	
	6-92	岡田 英代	墨田 1-7-6-404	〃	
7-91	古川 等	墨田 2-9-21	〃		
7-92	徳田奈保己	墨田 3-36-17	〃		

墨田区社会福祉事業団役員

(令和7年6月27日現在)

役職名	氏名	備考	役職名	氏名	備考
理事長	岸川紀子	墨田区副区長	理事	吉田 耕一	墨田区社会福祉協議会副会長
副理事長	青木 剛	墨田区社会福祉事業団事務局長 (すみだ福祉保健センター所長)		鎌形由美子	墨田区民生委員・児童委員協議会会長
理事	佐藤 篤	墨田区議会議長		庄司道子	墨田区障害者団体連合会会長
	加納 進	墨田区議会副議長		浮田康宏	墨田区福祉部長
	野原健治	社会福祉法人興望館理事長	渡瀬博俊	墨田区保健衛生部長	
	山室学	墨田区医師会会長	監事	石川理一	公認会計士
	萩川雅彦	向島歯科医師会会長		内海真樹	公認会計士
			佐久間英樹	墨田区会計管理者	

墨田区社会福祉事業団評議員

(令和7年6月26日現在)

氏名	備考	氏名	備考
坂井ユカコ	墨田区議会議員	佐藤 令二	菊川一丁目町会副会長
堀よしあき	〃	大谷内市五郎	寺七西町会顧問
井上裕幾	〃	長沼幸三郎	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合墨田浴場支部支部長
稲葉かずひろ	〃	三宅 裕	墨田区障害者団体連合会肢体障害部部会長
おおこし勝広	〃	浅岡ミサ子	墨田区障害者団体連合会視覚障害部部会長
おまた雄一	〃	串間輝幸	墨田区障害者団体連合会聴覚障害部部会長
山下ひろみ	〃	佐々木 啓子	墨田区障害者団体連合会心障児者部部会長
船橋けんご	〃	菊池昌子	墨田区障害者団体連合会肢体不自由児者部部会長
井上ノエミ	〃	三浦八重子	墨田区障害者団体連合会精神障害部部会長
桜井浩之	〃	芝 美智留	墨田区社会福祉協議会 録音グループ「声」代表
芳賀克也	墨田区医師会	星野喜生	墨田区老人クラブ連合会会長
窪田 彰	墨田区医師会(精神科医)	深谷純一	東京都立墨田特別支援学校校長
田中宏昌	向島歯科医師会副会長	大八木 努	墨田区福祉部高齢者福祉課長
鈴木喜貴	本所歯科医師会副会長	澤田敦子	墨田区保健衛生部保健計画課長
西村紀子	小梅三丁目町会副会長		

墨田区シルバー人材センター役員

(令和7年7月1日現在)

役職名	氏名	備考	役職名	氏名	備考
会長	田中邦友		理事	戸根川 賢	
副会長	須田健義			中村昌子	
常務理事	関口芳正	事務局長		福島佐智江	
理事	石川 茂			本田利道	
	小田 勇		浮田康宏	区福祉部長	
	武内 勲				
	辻井明子		監事	高橋晴三	
角田直喜		増田由利子			

墨田区社会福祉協議会役員等

(令和7年8月1日現在)

役職名	氏名	備考
会長	須藤 正	町会・自治会連合会会長
副会長	鎌形 由美子	民生委員・児童委員協議会会長
	吉田 耕一	町会長
	高木 恒子	民生委員・児童委員協議会会長代行
理事	立岡 幸夫	学識経験者
	吉澤 由勝	町会長
	口町 光弘	民生委員・児童委員協議会地区会長
	南 睦美	民生委員・児童委員協議会地区会長
	川名 百世	民生委員・児童委員協議会地区会長
	下田 信二郎	前民生委員・児童委員協議会OB会会長
	星野 喜生	老人クラブ連合会会長
	頭金 多絵	ボランティア団体会長
	野原 健治	福祉施設長
	西村 孝幸	福祉施設長
	浮田 康宏	墨田区福祉部長
	監事	藤間 博昭
石井 智子		民生委員・児童委員協議会地区会長
相談役	大屋 善次郎	元 本会副会長
	吉田 政美	元 本会副会長
	西原文 隆	前 本会会長
参事	若菜 進	墨田区福祉部参事(地域福祉課長事務取扱)
	中野 登喜代	墨田区福祉部生活福祉課長
	島田 哲夫	墨田区福祉部介護保険課長
	大八木 努	墨田区福祉部高齢者福祉課長
	澤田 敦子	墨田区保健衛生部保健計画課長
	大島 悠樹	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課長
	遠田 和寛	墨田区子ども・子育て支援部子育て政策課長
細谷 勇治	墨田区子ども・子育て支援部子ども施設課長	

(任期：令和7年6月23日から令和9年度定時評議員会終結の時)

すみだハート・ライン21 事業運営委員会委員

(令和7年8月1日現在)

選出区分	氏名	役職
東京都社会福祉協議会	濱野 智恵子	東京都社会福祉協議会地域福祉部
民生委員	◎口町 光弘	墨田区民生委員・児童委員協議会第4地区会長
社会福祉関係団体	片岡 愛	八広はなみずき高齢者支援総合センター
行政	若菜 進	墨田区福祉部参事(地域福祉課長事務取扱)
	渡邊 浩章	墨田区福祉部障害者福祉課長
	加藤 靖規	墨田区福祉部副参事(地域包括ケア推進担当)
	荒井 栄	墨田区保健衛生部健康推進課長
町会・自治会	木村 茂	緑四丁目町会役員(保健衛生部長)
会員又はその家族	入沢 陽子	利用会員
	吉田 佐喜子	協力会員
	亀谷 信孝	ミニサポート事業協力員
社会福祉協議会	頭金 多絵	理事
	星野 喜生	理事(老人クラブ連合会会長)

◎委員長

(任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日)

財産保全サービス審査会委員

(令和7年8月1日現在)

選出区分	氏名	備考
弁護士	木ノ内 建造	墨田区社会福祉協議会法律相談員
医師	窪田 彰	クボタクリニック院長
社会福祉士	小林 千恵	権利擁護センターぱあとなあ東京
行政	若菜 進	墨田区福祉部参事(地域福祉課長事務取扱)

(任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

ボランティア活動推進委員会委員 (第20次)

(令和7年8月1日現在)

区分	氏名	役職・所属
学識経験者	高木 恒子	墨田区社会福祉協議会副会長
	石井 智子	民生委員・児童委員第1地区会長
	口町 光弘	民生委員・児童委員第4地区会長
ボランティア及び ボランティア活動推進 団体	大野 敏宏	登録ボランティア団体 すみだにほんごボランティア21 代表
	柿沼 広美	墨田区立外手小学校長
	杉浦 伸一	墨田区立両国中学校長
社会福祉施設	高村 弘晃	シルバープラザ梅若館長
	五十嵐 美奈	城東地区地域福祉施設協議会事務局
地域組織団体及び社会 教育団体	小堤 康子	曳舟中町会副会長
	荘司 康男	墨田区聴覚障害者協会相談役
	原田 京子	精神障害者家族会会計
	帯瀬 紘子	墨田区老人クラブ連合会副会長
区職員及び社協	若菜 進	墨田区福祉部参事 (地域福祉課長事務取扱)
	小林 弘明	墨田区地域力支援部スポーツ振興課長
	山添 瞳	東京都社会福祉協議会 東京ボランティア・市民活動センター主事
	前田 恵子	墨田区社会福祉協議会事務局長

(任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日)

すみだボランティアセンター登録団体

(令和7年8月1日現在)

No.	団 体 名	代 表 者 名
1	朗読奉仕「くさぶえ」	志 波 洋 子
2	手話サークル「すみだ」	熊 谷 千 恵
3	墨田区手をつなぐ親の会	庄 司 道 子
4	録音グループ「声」	芝 美智留
5	墨田点訳「ひかり会」	新井田 祐 子
6	墨田区公立保育園長会	高 島 美和子
7	ひとり親さくら会	石 毛 満 枝
8	点訳「きつつき」	齊 藤 宮 子
9	録音グループ「かりん」	井 上 久 子
10	すみだにほんごボランティア21	大 野 敏 宏
11	すみだスクール手話研究会	大 嶋 直 美
12	グループみらい	深 井 優 大
13	まや文庫	小 川 昭
14	にほんごボランティア「コスモス」	柴 昭 博
15	おはなしの会 つくしんぼ	藤 山 光 子
16	ふれあい・ベル・すみだ	玉 井 秀 子
17	あしたの会	サ ハ ピリティ
18	要約筆記サークル「ほたる」	大 嶋 直 美
19	すみだ郷土文化資料室ボランティアの会	岩 崎 博
20	墨田区聴覚障害者協会	串 間 輝 幸
21	絵手紙 さくら会	池 上 芙 美 子
22	すみだ図書館友の会	正 岡 恵 子
23	緑絵手紙教室	馬 渡 美津女
24	特定非営利活動法人 パソコン・サポート・ボランティアきつつき	綱 島 美由紀
25	おはなしポット	永 井 敬 子
26	きつつききっず	藤 森 直 江
27	すみだ地域ねこの会	庄 司 直 子
28	立花マジック会	宇田川 俊 夫
29	すみだ布の絵本の会「花」	竹 内 さえ子
30	折り友すみだ	中 村 桂 一
31	墨田区視覚障害者福祉協会	浅 岡 ミサ子
32	にほんご教室「ようこそ」	小木曾 清 三
33	墨田区BBS会	甲 斐 将 也
34	チームユーク	保 科 雅 行
35	傾聴ボランティア「きき耳すみだ」	成 瀬 眞知子
36	ソラネコ	倉 田 静 子
37	墨田区保護司会	有 馬 慶 子
38	ほがらか	榊 小 春
39	明るい社会づくり墨田区民の会	杉 本 浩 志
40	えんぴつの会	久保田 恵 子
41	東京東ロータリークラブ	鳴 海 義 一
42	たんぽぽ	頭 金 多 絵

43	子どもの未来応援隊	佐々木 直子
44	みんなの駄菓子屋『パチパチ』	吉川 智美
45	にほんごはなそ!	奈須 由美
46	ハッピースマイル三線クラブ	皆川 未来

すみだ福祉サービス苦情調整委員会委員

(令和7年8月1日現在)

選出区分		氏名	所属等
法律	弁護士	木ノ内 建造	墨田区社会福祉協議会法律相談員
医療	精神科医師	窪田 彰	クボタクリニック院長
教育	墨田区教育委員	岸田 玲子	墨田区教育委員会
消費生活	消費生活相談員	舘野 和美	すみだ消費者センター

(任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

成年後見制度推進委員会委員

(令和7年8月1日現在)

選出区分	氏名	備考
弁護士	木ノ内 建造	墨田区社会福祉協議会法律相談員
医師	窪田 彰	クボタクリニック院長
司法書士	渡邊 亜矢子	成年後見センター・リーガルサポート東京
社会福祉士	小林 千恵	権利擁護センターぱあとなあ東京
社会福祉士	金杉 宏敬	権利擁護センターぱあとなあ東京
行政関係者	若菜 進	墨田区福祉部参事(地域福祉課長事務取扱)
行政関係者	渡邊 浩章	墨田区福祉部障害者福祉課長
行政関係者	大八木 努	墨田区福祉部高齢者福祉課長
行政関係者	平山 千富	墨田区保健衛生部母子健康づくり担当副参事

(任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

XII 参考資料

■ 令和7年度 墨田区福祉事務所基本方針（各法運営方針・実施計画）

わが国の景気は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっていることや、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

一方、本区の財政は、納税義務者数の増加や雇用・所得環境の緩やかな改善等により、特別区民税や特別区交付金の増収が図られるとともに基金残高は着実に増加しているが、長引く物価高騰による家計等への影響や、株価の歴史的な乱高下もあり、景気の先行きに対する不透明感が強まっている。本区をはじめ、わが国全体において人口減少や更なる少子高齢化は避けられないことから、低所得者、高齢者、障害者への対策など福祉全般への需要は一層高まっている。

このような中において、本区の福祉部門においては、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを推進するとともに、ひきこもり等、複雑化・複合化した今日的課題に対応するための重層的な支援体制の構築など、誰一人取り残さない「地域共生社会」の実現を推進する。

生活保護制度による生活保護受給者数は、平成26年以降ゆるやかな減少傾向にある。令和2年4月以降の新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響により、生活保護申請者数の急激な増加が懸念されたものの、現在、本区においては変わらず減少傾向が続いている。引き続き生活保護受給者の最低限度の生活の保障及び自立の助長を適正に実施していくとともに、就労可能な生活保護受給者に対しては、自立支援プログラムによる自立・就労に向けた援助を行う。

児童福祉では、笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまち「こどもまんなかすみだ」をより一層推進するとともに、こどもの大切な権利を明示した「墨田区こども条例」を推進するため、令和6年度に「墨田区こども計画」（令和7年度～令和11年度）を策定し、子ども・子育て支援施策を推進していく。

また、障害や心身の発達に遅れのある児童に対し、児童発達支援センターを中心に専門的支援を行うとともに、障害児を預かる施設への支援に努めていく。

高齢化への対応としては、後期高齢者の比率が高まる中、高齢者が地域で健やかな生活を自立して送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活の支援、認知症ケアなどの施策の展開とともに、活躍の場づくりなど積極的な社会参加が可能な環境づくりを行っていく。また、災害時も見据えた日常的な高齢者の安否確認・支援体制の構築が喫緊の課題となっている。

障害者福祉では、平成25年4月の障害者総合支援法施行により、障害者福祉サービスの充実、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援していく。「住み慣れた地域で、親しい人に囲まれて生活したい」という障害者やその家族の願いを進めていくため、平成27年度から計画相談支援を本格実施したほか、障害者総合支援法に基づくホームヘルプサービス、通所事業、短期入所などの福祉サービスの提供に係る支援を行い、地域生活の充実を目指していく。平成30年4月からは、地域生活を支援するサービス（自立生活援助）や就労定着に向けた支援を行うサービス（就労定着支援）が新たに創設されている。

また、「互いに尊重しあい、共に生きる支えあいの地域をつくる」という第4次地域福祉計画の基本理念に基づき、子どもや障害者・高齢者が地域で安心して暮らし、協力し合える人づくり・体制づくりを一層推進していく。

1 基本目標

- (1) 区民のニーズに対応したサービスを効果的に提供するために、行政を主体としたものだけでなく、社会福祉協議会、民間団体、区民等、公的部門と民間部門との積極的な協働を強化していく。
- (2) 高齢者・心身障害者・児童・ひとり親世帯などサービスの必要な区民に対し、実情に応じた適切なサービスの充実を図る。
- (3) 多様化・複雑化する福祉ニーズに応じ、効果的なサービスを提供するために、サービス供給だけではなく、予防的福祉の観点から、区民が地域で支えあい、助け合う仕組みを確立する。
- (4) 急速に増加している外国人については、国籍や生活習慣が異なっても、同じ地域の一員として、安心して利用できる福祉サービスを提供する。

2 実施体制

- (1) 限られた財源や施設を効果的に使うとともに、事務処理能力の向上に努める。
- (2) 職員は、福祉行政を推進する実施機関の担い手として、それぞれの果たすべき職責を自覚するとともに、常に問題意識を持って自己研さんに努める。
- (3) 職員の資質の向上を図るため、査察指導員等によるケース研究会や派遣研修及び職場内研修（OJT）を充実させる。
- (4) 福祉事務所研究会の各改善委員会等を積極的に活用し、横の連絡を密にし、事務の改善に努める。
- (5) 保健、医療、住宅、雇用等の関連行政部門との緊密な連携に努めるとともに、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会等の関係機関、民間団体との協力を円滑に行うため、連絡・連携を強化する。
- (6) 各種施策について、あらゆる機会をとらえて、区民への周知、及び情報提供を図る。
- (7) 窓口やケース訪問等における相談援助活動にあたっては、相手の立場に配慮し、的確かつ親切な対応に心掛ける。

3 各法の運営方針・実施計画

基本目標を具体的に実現するため、各法の運営方針及び実施計画を別に定める。

■ 令和7年度 生活保護法関係運営方針

1 現状

生活保護法は、憲法第25条の理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的としている。

本区における保護率の推移をみると、平成7年を境に平成16年までは急激に増加した。

その後は、微増傾向となるが、リーマン・ショックに端を発した経済不況によって平成20年から平成25年までの間は再び著しく増加した。

平成26年以降は人口の増加や有効求人倍率の復調等により、保護受給世帯はゆるやかな減少傾向になっており、令和2年以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活保護申請者数の急激な増加が懸念されたものの、変わらず減少傾向にある。

令和7年1月現在、5,929世帯7,006人が生活保護を受給している。保護率は、24.39%となっており、前年同月と比較して138世帯207人の減少となっている。

また、世帯類型別にみると高齢者世帯60.2%、傷病者世帯10.4%、障害者（身体・精神）世帯11.5%、母子世帯3.1%、その他世帯14.7%で、高齢者世帯の占める割合が最も大きい。

2 課題・懸案事項

23区の保護率は令和6年11月現在20.0%である。本区は高齢化率が高いことや地理的に住所不定者数が多いこと等が、保護率を押し上げる要因となっている。

本区の令和6年4月から令和7年1月までの生活保護申請者のうち、開始件数は居宅保護334件、住所不定191件 計525件（職権を除く。）となっており、前年同月と比較して居宅保護は4件減少し、住所不定者は26件減少となっている。令和2年4月の緊急事態宣言発出後の生活保護申請者数については、概ね落ち着いている状況にあった。これはひとつの要因として、生活保護状態に陥る前の段階で活用可能な生活困窮者自立支援法に基づく、住居確保給付金や、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯の就労促進を目的とした新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業の制度活用による一定の効果によるものと考えられる。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症は5類移行となったが現在も感染による体調不良に伴う生活保護申請者数については一層注視していく必要がある。

本区における生活保護実施上の問題点等は次のとおりである。

- (1) 路上生活者（住所不定者）に対する援助は、迅速な対応が求められるとともに複雑で困難な場合もあり、組織的な体制確立と関係機関との連携強化が必要である。
- (2) 単身の高齢者、精神障害者等の住宅確保・居宅生活の場の確保については、保証人不在等の場合も多く、困難な状況にある。特に、保護世帯の高齢化に伴い要介護状態の高齢者が安心して利用できる施設の確保が緊急の課題となっている。
- (3) 生活保護受給者の就労状況は、受給者の希望する職種や勤務形態の仕事が少なく、直ちに就労につながりにくいことや、就労につながっても受給者本人の適性と仕事内容とのミスマッチにより職場に定着しない等の課題がある。
- (4) 平成25年度には保護係を一つ増設したが、一人の地区担当員が担当する保護世帯数が社会福祉法で定める標準数80世帯を超過しているため、国の指導に基づく適正な事務処理や、ケース援助に携わる職員への負担が比較的多い状況にある。

3 施策の方向

施策の実施に際しては、人権の尊重を基本とし、生活保護受給者の最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図る。そして目的達成のために関係機関・関係団体等との連携を密にし、援助に努める。

4 令和7年度重点施策（項目）

- (1) 自立支援プログラムによる組織的な援助の実施
- (2) 就労支援の充実
- (3) 医療・介護扶助の適正化
- (4) 自主的内部点検の推進
- (5) 生活保護電算システムの円滑な稼働
- (6) 中国残留邦人等に対する生活支援事業の実施
- (7) ホームレス対策の実施
- (8) 危機管理体制の確立
- (9) 被保護者健康管理支援事業の円滑な実施
- (10) 医療扶助オンライン資格確認の推進
- (11) 関係団体・関係機関等との協力体制の維持・確立

5 法外事業の活用

路上生活者については、平成27年4月から生活困窮者自立支援法に基づく「一時生活支援事業」に移行した都区共同事業である「自立支援センター事業」及び、墨田区が実施する「ホームレス応急援護事業」の活用を進める。

6 実施計画

別紙「令和7年度生活保護法関係実施計画」による。

■ 令和7年度 生活保護法関係実施計画

1 組織的な対応の確立

- (1) 係長・主査会、各種改善委員会、ケース診断会議、各係ケース検討会、定期的な課内研修会の実施等により、保護の適正実施及び地区担当員のスキルアップを図る。
- (2) 保護事務の進行管理に努めるとともに、査察指導員会議を適時開催し、査察指導機能の強化を図る。
- (3) 各種関係機関との連絡会、東京都保護課との事務打合せ会などに参加し、組織として情報交換、課題の共有化、問題解決に当たる。
- (4) 保護係の担当地域の変更による混乱が発生しないよう係間の緊密な連携と協力を図る。

2 自立支援プログラム及び社会参加促進事業の推進

統一かつ組織的な援助を確立するために、自立支援プログラム（①「生活保護受給者等就労支援事業」ハローワーク活用、②就労支援相談員活用、③高校進学等支援、④元ホームレス被保護者自立生活支援、⑤被保護者居宅生活移行支援、⑥被保護者就労意欲喚起等（被保護者社会参加促進事業）、⑦債務整理支援、⑧学習支援、⑨高校生支援、⑩高校未就学者等の支援 ⑪金銭管理等支援）の積極的な活用を進める。

3 就労支援の充実

- (1) 「就労支援相談員活用プログラム」に基づき就労支援相談員と地区担当員が連携して生活保護受給者の支援を行う。
- (2) ハローワーク等の関係機関と連携し「生活保護受給者等就労自立促進事業」の推進を図る。

4 医療・介護扶助適正化の実施

- (1) レセプト管理システムの活用等により、頻回受診・長期外来患者・長期入院患者等の把握及び指導台帳の整備等を行う。
- (2) ジェネリック医薬品の利用促進を引き続き徹底する。
- (3) 介護保険被保険者以外の者（介護扶助10割対象者）の認定調査を遺漏なく行う。
- (4) 他法他施策の活用を徹底する。

5 自主的内部点検の推進

- (1) 年金及び各種手当受給資格者の点検、収入状況調査、資産保有ケースの点検とリバースモーゲージの実施
- (2) 長期入院患者及び長期施設入所者の訪問と点検
- (3) 家賃滞納者に対する委任払い等による納付指導の促進
- (4) 課題別の事務改善委員会・検討委員会の実施
- (5) 地区担当員の研修の充実

6 生活保護電算システムの円滑な稼働

業務システムの標準化が進行中、本格的稼働を9月から開始予定。
円滑な新システムへの移行と新システムの効率的な稼働を確保する。

7 中国残留邦人等に対する生活支援事業の実施

本事業は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく事業で、生活保護法に準じた取り扱いで運用されている。引き続き、適正な実施に努めていく。

8 ホームレス対策の実施

路上生活者対策事業（都区共同事業）である「自立支援センター事業」及び墨田区が実施する「ホームレス応急援護事業」を引き続き活用していく。

「自立支援センター事業」は23区を5つのブロックに分け、各ブロックに1か所ずつ自立支援センターを設置するもので、5年ごとにブロック内の区で移設することが定められている。墨田区は第5ブロックに属しており、平成31年3月11日に事業開始後2巡目となる墨田寮を開設した。墨田寮は令和6年3月10日で5年間の運営が終了し、現在は江戸川寮が稼働している。その後は葛飾区、江東区、足立区の順に移設される予定である。

「ホームレス応急援護事業」では緊急時にホームレスの衣食住を支援するため、民間の無料低額宿泊所を借り上げて宿泊と食事の提供を行っているほか、生活福祉課窓口にて非常食や衣類の配布を行っている。また、女性ホームレスやDV被害者に対しては、東京都女性相談センターや母子生活支援施設、民間シェルター等と連携して支援している。

9 被保護者健康管理支援事業の実施

事業をより効果的に実施することを目的に、令和6年度から労働者派遣による保健師配置を実施した。これにより、医療専門職としての知識・スキルが十分に活用され大きな成果を上げることが出来た。また、生活習慣病発症リスクがある未発症者をAIの構築により予測し、発症を予防する試みを令和7年度に実施する。

10 医療扶助オンライン資格確認の運用

令和6年3月に本格運用が開始したことにより、医療扶助オンライン資格確認は導入から運用の段階に入った。医療扶助におけるオンライン資格確認には課題が多く、今後も慎重に運用してゆくことが求められる。

11 関係団体・関係機関等との協力体制の維持・確立

- (1) 民生委員をはじめとして、関係機関との連携を深め、要保護者の早期発見、孤立死の防止に努める。
- (2) ハローワーク等との就労支援連携を強化し、生活保護受給者の自立促進を図る。
- (3) 生活保護受給者の生活支援のため、区民やNPO法人等が実施する地域福祉活動等の社会資源の活用を図る。
- (4) 医療・介護扶助の適正実施のため、指定医療機関・薬局、指定介護サービス事業所との連携を図る。
- (5) 東京都ブロック会議や特別区生活保護関係係長会等を通じ、都及び他の実施機関と意見交換を行い、生活保護制度の効率的・効率的な運営を実施する。

■ 令和7年度 母子及び父子並びに寡婦福祉法関係運営方針

1 現状

離婚件数は平成14年を境に減少傾向にあり、ひとり親世帯の割合も減少しているものの、依然として多くの母子家庭及び父子家庭が存在している。

令和3年度に実施した全国ひとり親世帯調査の結果において、母子家庭の母の就業率は86.3%であるが、平均年間就労収入は236万円と前回調査(200万円)よりは若干向上したものの低い水準にとどまっている。また就業者のうち38.8%はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、平均収入は150万円であり依然として厳しい状況にある。こうしたことから、母子家庭施策については、経済的に自立できることがとても重要である。

一方、父子家庭の父の就業率は88.1%で、すでに家計の担い手として就業していた場合が多いが、パート・アルバイト等の形態で就労している人も一定割合存在し、その平均年間就労収入は192万円と低い水準となっていることから、こうした家庭に対する就業支援が重要である。また母子家庭の母に比べて家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事支援の重要性が非常に高い。

また、養育費を受けている離婚母子家庭は28.1%である。このため、離婚協議段階から、養育費や親子交流に関する取り決めの必要性について、積極的に周知・啓発を行うとともに、さらなる養育費の履行確保や親子交流の実施に向けた取り組みを推進していく必要がある。

2 課題

ひとり親世帯が抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っていることから、総合的な支援策を推進する必要がある。その際に、関係機関と緊密に連携を図りながら、個々の家庭に寄り添ったきめ細かな支援を実施することが必要である。

3 施策の方向

経済的な自立を図ることが重要であることから、職業訓練を含む就業支援、養育費の確保策等の経済的支援策を軸として、子育てや生活支援策を総合的に行っていく。

4 令和7年度の重点施策(項目)

- (1) 相談支援
- (2) 母子生活支援施設の広域的利用
- (3) 就業支援
- (4) 養育費取り決め・確保支援
- (5) 関係機関との連携・協力

5 実施計画

別紙「母子及び父子並びに寡婦福祉法関係実施計画」のとおり

■ 令和7年度 母子及び父子並びに寡婦福祉法関係実施計画

1 現状

近年の少子化の進行、家庭や地域の子育て機能の低下、また、保育需要の多様化など児童をめぐる課題や、児童や家庭を取り巻く環境は複雑化している。これらの課題に対応し、児童福祉の増進、子育てしやすい環境の整備を図るとともに、次世代の社会を担う児童の健全な育成と自立を支援する必要性が高まっている。

- (1) 平成16年12月には児童福祉法の一部が改正され、児童相談はこれまでの児童相談所に代わり区市町村で担う役割として法律上明確になり、児童虐待防止対策の充実・強化や、新たな小児慢性特定疾患対策の確立に向けた整備も図られた。
- (2) 平成28年5月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、基礎的な地方公共団体は、子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う市区町村子ども家庭支援拠点の整備に努めなければならないとされた。これを受け、区では平成30年4月に子育て支援総合センターに「子ども家庭総合支援拠点」を設置した。
また、「墨田区こども計画」を令和6年度に策定し、乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上を図ることとした。
- (3) 子育て支援策の推進体制としては、平成19年4月に墨田区子育て支援総合センターを設置し、在宅子育て家庭への支援等に取り組んできたほか、平成20年4月からは、区の組織に新たに子育て支援担当（平成29年4月からは、子ども・子育て支援部に改組）を創設し、より積極的な取組を行う体制を整備した。
- (4) 平成30年4月に施行された「保育所保育指針」は、平成27年から28年にかけて、厚生労働省の社会保障審議会児童部会保育専門委員会で検討を重ね、平成29年3月31日に「保育所保育指針」を告示したものである。
今回の改定は、①乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実、②保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ、③子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し、④保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性、⑤職員の資質・専門性の向上といった「改定の方向性」を踏まえて行われた。
- (5) これまで認可保育施設を拡充してきたが、子ども・子育て支援ニーズ調査の分析結果や、人口推計から、令和7年度以降も一定の保育需要が見込まれるため、適切な保育定員確保策を進めていく。
- (6) 平成25年度に児童福祉法に基づく区の中核的な療育施設である児童発達支援センターに移行したすみだ福祉保健センターみつばち園では、障害または心身の発達に遅れのある児童に対する専門的な支援を行うとともに、他の障害児施設への支援を行っている。
- (7) 令和4年改正児童福祉法（令和6年施行）では、児童福祉と母子保健に関する一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置に努めることが明記されたことから新保健施設等複合施設の開設にあわせ、当区でも体制の整備を進めている。

2 令和7年4月1日見込

当区における児童福祉施設（福祉事務所関連）は、保育所等が、区立27施設（分園を含む。）（認可定員 2,627人）、私立65施設（認定こども園及び分園を含む。）（定員 4,753人）、児童発達支援センターが区立1施設（1日定員 集団療育20人、個別療育20人）である。また、母子生活支援施設は、私立2施設（定員40世帯）である。

3 課題

- (1) 保育の利用・保育所運営及び施設の充実
 - ア 需要量に応じた保育の受け皿確保策を推進する必要がある。
 - イ 障害を持つ子どもの保育と療育を図るため、関係機関との緊密な連携が必要である。
 - ウ 保育を必要とする家庭に、保育サービスを安定して供給する必要がある。
- (2) 母子生活支援施設への保護の実施・運営
母子家庭の福祉を増進し、自立援助の支援を強化する必要がある。
- (3) 障害児通所支援事業
区の中核的な療育支援施設（児童発達支援センター）であるすみだ福祉保健センターみつばち園において、障害や心身の発達に遅れのある児童に対する専門的な支援を行うとともに、障害児を預かる施設における質の確保を支援していく。
また、すみだステップハウスおおぞら にじの子との間で、専門職員等の人材、及び設備機能を有効活用する等一体的な事業を実施し、運営の効率化を図る。

4 施策の方向

- 「子どもの最善の利益を優先するまち すみだ」を基本理念に、次の5点を基本目標に各種施策を実施していく。
- ・子どもと親とが共に育つまちをつくります
 - ・保育の量的整備も継続しつつ、教育・保育の質を高めます
 - ・困難が生じた子どもと親への支援体制を手厚くします
 - ・地域の子育て力と支えあいを強化します
 - ・ワーク・ライフ・バランスを踏まえた支援を実施します

5 令和7年度の重点施策

- (1) 保育サービスの安定した供給
- (2) 母子生活支援施設広域利用の推進
- (3) 医療的ケア児の児童福祉施設対応

6 実施計画

別紙「児童福祉法関係実施計画」のとおり

■ 令和7年度 児童福祉法関係運営方針

1 現状

近年の少子化の進行、家庭や地域の子育て機能の低下、また、保育需要の多様化など児童をめぐる課題や、児童や家庭を取り巻く環境は複雑化している。これらの課題に対応し、児童福祉の増進、子育てしやすい環境の整備を図るとともに、次世代の社会を担う児童の健全な育成と自立を支援する必要性が高まっている。

- (1) 平成16年12月には児童福祉法の一部が改正され、児童相談はこれまでの児童相談所に代わり区市町村で担う役割として法律上明確になり、児童虐待防止対策の充実・強化や、新たな小児慢性特定疾患対策の確立に向けた整備も図られた。
- (2) 平成28年5月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、基礎的な地方公共団体は、子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う市区町村子ども家庭支援拠点の整備に努めなければならないとされた。これを受け、区では平成30年4月に子育て支援総合センターに「子ども家庭総合支援拠点」を設置した。
また、「墨田区こども計画」を令和6年度に策定し、乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上を図ることとした。
- (3) 子育て支援策の推進体制としては、平成19年4月に墨田区子育て支援総合センターを設置し、在宅子育て家庭への支援等に取り組んできたほか、平成20年4月からは、区の組織に新たに子育て支援担当（平成29年4月からは、子ども・子育て支援部に改組）を創設し、より積極的な取組を行う体制を整備した。
- (4) 平成30年4月に施行された「保育所保育指針」は、平成27年から28年にかけて、厚生労働省の社会保障審議会児童部会保育専門委員会で検討を重ね、平成29年3月31日に「保育所保育指針」を告示したものである。
今回の改定は、①乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実、②保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ、③子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し、④保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性、⑤職員の資質・専門性の向上といった「改定の方向性」を踏まえて行われた。
- (5) これまで認可保育施設を拡充してきたが、子ども・子育て支援ニーズ調査の分析結果や、人口推計から、令和7年度以降も一定の保育需要が見込まれるため、適切な保育定員確保策を進めていく。
- (6) 平成25年度に児童福祉法に基づく区の中核的な療育施設である児童発達支援センターに移行したすみだ福祉保健センターみつばち園では、障害または心身の発達に遅れのある児童に対する専門的な支援を行うとともに、他の障害児施設への支援を行っていく。
- (7) 令和4年改正児童福祉法（令和6年施行）では、児童福祉と母子保健に関する一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置に努めることが明記されたことから新保健施設等複合施設の開設にあわせ、当区でも体制の整備を進めている。

2 令和7年4月1日見込

当区における児童福祉施設（福祉事務所関連）は、保育所等が、区立27施設（分園を含む。）（認可定員 2,627人）、私立65施設（認定こども園及び分園を含む。）（定員4,753人）、児童発達支援センターが区立1施設（1日定員 集団療育20人、個別療育20人）である。また、母子生活支援施設は、私立2施設（定員40世帯）である。

3 課題

- (1) 保育の利用・保育所運営及び施設の充実
 - ア 需要量に応じた保育の受け皿確保策を推進する必要がある。
 - イ 障害を持つ子どもの保育と療育を図るため、関係機関との緊密な連携が必要である。
 - ウ 保育を必要とする家庭に、保育サービスを安定して供給する必要がある。
- (2) 母子生活支援施設への保護の実施・運営
母子家庭の福祉を増進し、自立援助の支援を強化する必要がある。
- (3) 障害児通所支援事業
区の中核的な療育支援施設（児童発達支援センター）であるすみだ福祉保健センターみつばち園において、障害や心身の発達に遅れのある児童に対する専門的な支援を行うとともに、障害児を預かる施設における質の確保を支援していく。
また、すみだステップハウスおおぞら にじの子との間で、専門職員等の人材、及び設備機能を有効活用する等一体的な事業を実施し、運営の効率化を図る。

4 施策の方向

「子どもの最善の利益を優先するまち すみだ」を基本理念に、次の5点を基本目標に、各種施策を実施していく。

- ・子どもと親とが共に育つまちをつくります
- ・保育の量的整備も継続しつつ、教育・保育の質を高めます
- ・困難が生じた子どもと親への支援体制を手厚くします
- ・地域の子育て力と支えあいを強化します
- ・ワーク・ライフ・バランスを踏まえた支援を実施します

5 令和7年度の重点施策

- (1) 保育サービスの安定した供給
- (2) 母子生活支援施設広域利用の推進
- (3) 医療的ケア児の児童福祉施設対応

6 実施計画

別紙「児童福祉法関係実施計画」のとおり

■ 令和7年度 児童福祉法関係実施計画

1 運営管理

- (1) 保育を必要とする世帯の需要を的確に把握し、保育サービスの提供を図る。
- (2) 保育料の適正な徴収を図る。
- (3) 障害児の早期発見・早期療育を推進する。

2 令和7年度主要事業

- (1) 待機児童対策推進事業

■ 令和7年度 身体障害者福祉法・知的障害者福祉法関係運営方針

1 現 状

墨田区における身体障害者及び知的障害者の手帳交付台帳搭載数は、令和7年1月末現在9,387人（うち、身体障害者手帳7,522人、知的障害者手帳1,865人）となっている。

障害の種別や程度、生活環境等は個々に異なるため、それぞれの障害者のニーズに合わせた、支援を実施している。

障害者やその家族の高齢化及重度化など行政需要は、ますます複雑多岐にわたったりつつある中、障害者個人の尊厳を大切にし、相談業務を充実する等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援していくことが求められている。

2 施策の方向

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と相まって、障害者の自立と社会参加を促進する。また、墨田区障害福祉総合計画（令和6年度～令和8年度）として一体的に策定した第6期墨田区障害者行動計画、墨田区障害福祉計画【第7期】・墨田区障害児福祉計画【第3期】に基づき、障害者施策を推進する。

3 主要施策

- (1) 身体障害者福祉法に基づく個別的援護事務
- (2) 知的障害者福祉法に基づく個別的援護事務
- (3) 障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業等に関すること

4 実施計画

別紙「身体障害者福祉法・知的障害者福祉法関係実施計画」のとおり

■ 令和7年度 身体障害者福祉法・知的障害者福祉法関係実施計画

1 運営管理

関係法令や墨田区障害者福祉総合計画等に基づき、障害者を援助し及び必要に応じて保護し、もって障害者の福祉の増進を図る。

2 対象者の支援

(1) 対象者の個別需要に即した支援の充実

ア 在宅福祉サービスを充実させるため、重度身体障害者を中心に家庭訪問等により現況把握に努め、他法（他課）との連携の下に効果的な支援を行う。

イ 施設入所者については、施設訪問等により現況を把握し、適時適切な支援を行う。

(2) 関係機関との連携

医療、福祉、教育、就労など、関係機関との連携を図り、個別ニーズに柔軟に対応できる体制を構築し、障害者の自立と社会参加を促進する

3 令和7年度主要事業

- (1) 身体障害者手帳の申請に関する事務
- (2) 愛の手帳に関する相談業務
- (3) 障害支援区分の認定
- (4) 各種福祉サービスの提供事務
- (5) 自立支援医療費の支給
- (6) 補装具費の支給
- (7) 高額障害福祉サービス等給付費の支給

■ 令和7年度 老人福祉法関係運営方針

1 現 状

本区における65歳以上の高齢者人口は、令和7年1月1日現在59,296人で、高齢化率は20.6%に達し、区民のおよそ5人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えている。また、75歳以上の後期高齢者の比率が増加しており、高齢者全体の58.3%を占めている。さらに、ひとり暮らし高齢者は23,325世帯、高齢者のみ世帯は9,875世帯となっている。

令和7年には団塊の世代がすべて後期高齢者に移行し、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上を迎えることが予期される中、これまで、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活の支援が切れ目なく提供できるよう、地域包括ケアシステムの充実を進めてきた。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症への対応や孤独・孤立など高齢者を取りまく多様で複雑化する課題に対してきめ細かく取り組んでいくため、地域包括ケアシステムの一層の推進を図るとともに、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、お互いを尊重しながら、関係機関同士が連携・協働して、地域課題を解決していく共生社会実現に向けた取組を行っていく。

2 施策の方向

高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)に基づき、高齢者が生きがいをもって暮らせるしくみをつくるために、認知症ケアの推進や、感染症対策・災害対策といった視点を持ちつつ、以下の方向性で施策を展開する。

- (1) 自立支援と支え合いの推進
- (2) 介護サービスの充実
- (3) 医療と介護の連携強化
- (4) 高齢者になっても住み続けることできる住まいの確保
- (5) 認知症施策の推進

3 実施計画

別紙「老人福祉法関係実施計画」のとおり

■ 令和7年度 老人福祉法関係実施計画

1 運営管理

(1) 関係機関との連携強化

関係する部課、機関・団体等とのさらなる連携を強め、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活を営めるよう高齢福祉施策を展開する。

(2) 個人情報保護の推進

高齢者福祉課及び委託機関における個人情報保護の取り組みに努め、個人情報の紛失、外部漏洩等が起きない環境づくりを進める。

(3) 指定管理施設の適正な管理

区立の特別養護老人ホームや高齢者福祉センター等の管理運営が適切に行われるよう、施設の安全点検を含めた調査、指導体制を充実する。

2 対象者の処遇

(1) 相談者に即した対応・支援

来庁、電話、訪問等の様々な形で寄せられる相談に際しては、相談者の目線に立ち、親切・丁寧な対応に努めるとともに、必要な支援を行う。

(2) 関係機関との連携対応

高齢者支援総合センター、高齢者みまもり相談室をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、介護保険事業者等、関係機関との連携を進め、高齢者への支援を行う。

(3) 高齢者情報の整備・充実

高齢者福祉課、高齢者支援総合センター及び高齢者みまもり相談室が相談、支援等を通じて得た高齢者情報を、社会的な孤立化の防止や災害時の安否確認等に役立つよう、整備・充実に努める。

3 令和7年度主要事業

高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）に基づき、着実に事業を進めていく。

(1) 生活支援体制整備

地域ごとの特性に応じた、多様な主体（住民やNPO法人、民間企業等）による支え合いの充実を図り、高齢者の自立した生活を支援する。

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

保健事業・介護予防事業等を一体的に、効率的かつ効果的に実施することにより、住民のフレイル予防を意識したより良い生活習慣づくりを支援するとともに、多くの関係者と連携し、地域ぐるみの健康支援を行う。

(3) 医療・介護関係者連携推進事業

在宅で療養や介護を受けている人が、その人に合ったきめ細かいケアを受けられるように、医療・介護関係者の連携が緊密に行われるよう支援する。

(4) 各施設の整備

区民が身体状況や経済状況の変化に応じた施設の入所を希望した際に、希望に沿う施設を選択できるよう各種施設を整備する。

(5) 認知症普及啓発

認知症になっても住み慣れた場所で安心して暮らすことのできる地域づくりを行うため、認知症における早期診断及び早期対応を促進するとともに、認知症の人を温かく見守り支える意識の醸成を図る。

